昭和38年度決算検査報告

会計検査院

343.8
Ka186k2

国立国会
40.2.-3
図書館蔵書

D13344

昭和38年度決算検査報告　目次

ページ
第1章　総　　論 …… 1
第1節　歳入歳出決算 …… 1
第1　歳　　入 …… 1
第2　歳　　出 …… 2
第2節　債権および債務 …… 3
第1　債　　権 …… 3
第2　債　　務 …… 4
第3節　国庫金、国有財産および物品 …… 6
第1　国　庫　金 …… 6
第2　国有財産 …… 6
第3　物　　品 …… 7
第4節　政府関係機関その他の団体 …… 7
第5節　不当事項 …… 8
第6節　是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項 …… 10
第2章　国の会計 …… 12
第1節　決算の検査確認 …… 12
第1　一般会計 …… 12
第2　特別会計 …… 12
第3　昭和37年度以前の未確認額の検査確認 …… 15
第2節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了 …… 15
第1　国税収納金整理資金 …… 15
第2　昭和37年度の検査未完了額の検査完了 …… 16
第3節　農業近代化助成資金の増減及び現在額計算書の検査完了 …… 16
第4節　決算額と日本銀行証明額との対照 …… 16
第1　一般会計 …… 16
第2　特別会計 …… 17

第5節　予備費の支出に対する国会の承諾……17
第6節　各所管別の事項……20
第1　総　理　府……20
(防　衛　庁)……20
不当事項……20
工　事……20
直轄工事の出来高が不足しているもの〔札幌防衛施設局〕(1)……20
物　件……21
重油および灯油の購入にあたり処置当を得ないもの〔海上自衛隊横須賀ほか3地方総監部、航空自衛隊第2航空団ほか19箇所〕(2)……21
通信線の購入にあたり仕様が適切でなかったため不経済となっているもの〔防衛庁調達実施本部〕(3)……23
弾倉キャップの購入にあたり処置当を得ないもの〔陸上自衛隊武器補給処〕(4)……24
制御系解析機の購入にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁防衛大学校〕(5)……25
補　助　金……26
教育施設等騒音防止対策事業費補助金の交付にあたり処置当を得ないもの〔東京、福岡両防衛施設局〕(6)—(8)……26
第2　大　蔵　省……28
不当事項……28
租　税……28
租税の徴収不足をきたしたもの〔東京、横浜両税関、川崎税関支署、横浜税関高島埠頭出張所、麹町ほか223税務署〕(9)—(204)……28
物　件……29
土地の売渡価額が低廉と認められるもの〔東海財務局〕(205)……29
第3　文　部　省……31
不当事項……31
役　務……31
設計謝金の支出にあたり処置当を得ないもの〔新潟大学〕(206)……31
補　助　金……31

国庫補助金の経理当を得ないもの〔青森県ほか4府県〕(207)—(213)……31
そ　の　他……34
賃金に付増しするなどの方法により資金を別途に保有し予算外に経理したもの〔北海道大学〕(214)……34
第4　厚　生　省……35
不当事項……35
保　険……35
健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足をきたしたもの〔青森県ほか30都府県〕(215)……35
船員保険保険料の徴収不足をきたしたもの〔青森県ほか14都府県〕(216)……37
保険給付の適正を欠いたもの〔青森県ほか29都府県〕(217)……38
補　助　金……39
国庫補助金の経理当を得ないもの〔青森ほか6県〕(218)—(224)……39
第5　農　林　省……43
不当事項……43
工　事……43
用水路工事の施行にあたり工事費の積算および工事の設計が適切を欠いたため不経済となっているもの〔近畿農政局〕(225)……43
工事用機械の改造計画が適切を欠いたため燃料消費量等が増大し不経済となっているもの〔同〕(226)……44
堤防コンクリート打設工事の施行にあたり型わくの経費を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの〔九州農政局〕(227)……45
工事の施行にあたり捨土運搬費を過大に計上したため工事費が高価と認められるもの〔大阪営林局倉吉営林署〕(228)……46
直轄工事の施行が不良なもの〔東北農政局八郎潟干拓事務所、長野営林局〕(229)—(231)……47
代行工事の施行が不良なもの〔東北農政局〕(232)……49
物　件……50
土地の売渡価額が低廉と認められるもの〔近畿農政局〕(233)(234)……50
国有財産の管理が適切を欠いているもの〔東北ほか6農政局、北海道ほか17都府県〕(235)……53

土地の貸付料が低廉と認められるもの〔岩村田ほか4営林署〕(236)—(240) ……56
役　務 ……58
電気需給契約が適切でなかったため電気料金が不経済に支払われているもの〔東京ほか2食糧事務所〕(241) ……58
保　険 ……59
農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔農林省〕(242)—(251) ……59
漁船再保険金の支払いにあたり処置当を得ないもの〔水産庁〕(252)—(258) ……64
補　助　金 ……65
公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか30都府県〕(259)—(491) ……65
災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔新潟ほか10県〕(492) ……67
国庫補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか29都府県〕(493)—(516) ……72
大豆交付金の経理当を得ないもの〔食糧庁〕(517) ……76
第6　通商産業省 ……78
不当事項 ……78
補　助　金 ……78
中小企業近代化促進費補助金を財源とする府県の貸付金の運営当を得ないもの〔神奈川県ほか4府県〕(518)—(524) ……78
そ　の　他 ……80
高度化資金貸付金を財源とする府県の貸付金の運営当を得ないもの〔長野県ほか2府県〕(525)—(528) ……80
第7　運　輸　省 ……82
不当事項 ……82
工　事 ……82
基礎捨石の天ばならしを過大に設計したため工事費が不経済となっているもの〔伊勢湾港湾建設部〕(529) ……82
補　助　金 ……83
公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか3県〕(530)—(532) ……83

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔北海道ほか3県〕(533) ……84
第8　郵　政　省 ……86
不当事項 ……86
役　務 ……86
郵便専用自動車の配車計画が適切を欠いたため不経済となっているもの〔東京、名古屋両郵政局〕(534)(535) ……86
不正行為 ……88
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔前橋ほか10郵便局〕(536)—(542) ……88
第9　労　働　省 ……91
不当事項 ……91
保　険 ……91
労働者災害補償保険保険料等の徴収不足をきたしたもの〔北海道ほか23労働基準局〕(543) ……91
失業保険保険料等の徴収不足をきたしたもの〔北海道ほか31都府県〕(544) ……92
保険給付の適正を欠いたもの〔函館公共職業安定所ほか69箇所〕(545) ……94
第10　建　設　省 ……95
不当事項 ……95
工　事 ……95
直轄工事の施行が不良なもの〔近畿ほか2地方建設局〕(546)—(550) ……95
航空写真撮影等にあたり処置当を得なかったため不経済となっているもの〔中国地方建設局ほか1箇所〕(551)(552) ……99
物　件 ……100
軌条の売渡価額が低廉と認められるもの〔関東地方建設局〕(553) ……100
補　助　金 ……102
鋼矢板塗装の設計が適切を欠いたため工事費が過大と認められるもの〔建設省〕(554) ……102
公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか25府県〕(555)—(598) ……103
災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔青森ほか15県〕(599) ……104

第７節　会計事務職員に対する検定 …… 108
第１　出納職員に対する検定 …… 108
第２　物品管理職員に対する検定 …… 109
第８節　是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項…… 111
（１）　国家公務員宿舎新築工事の施行について是正改善の処置を要求したもの（大蔵大臣あて）…… 111
（２）　厚生保険、船員保険両特別会計における保健、福祉施設の管理運営について改善の意見を表示したもの（厚生大臣あて）…… 114
（３）　農業委員会の特別事業に対する補助金等の経理の適正化について是正改善の処置を要求したもの（農林大臣あて）…… 116
（４）　２年度以上にわたり継続施行する国営土地改良工事に対する予算等の措置について改善の意見を表示したもの（農林大臣あて）…… 119
（５）　林産物検査の取扱いについて改善の意見を表示したもの（農林大臣あて）…… 121
（６）　中小企業近代化促進費補助金を財源とする設備近代化資金の運営について改善の意見を表示したもの（通商産業大臣あて）…… 123
（７）　履物にかかる普通輸出保険包括保険の運営について改善の意見を表示したもの（通商産業大臣あて）…… 125
（８）　機械類賦払信用保険の運営について改善の意見を表示したもの（通商産業大臣あて）…… 126
（９）　道路改良工事における機械経費および諸経費の積算について改善の意見を表示したもの（建設大臣あて）…… 128
(10)　アスファルト舗装工事の設計および施行について改善の意見を表示したもの（建設大臣あて）…… 132
第９節　昭和37年度決算検査報告掲記の是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項に対する処置状況 …… 137
（１）　陸上、海上、航空各自衛隊間における共通器材の融通および調達の調整について改善の意見を表示したもの（防衛庁長官あて）…… 137
（２）　刑務作業における契約賃金等の決定について是正改善の処置を要求したもの（法務大臣あて）…… 138
（３）　海外移住者受入事業に関する補助金の経理について是正改善の処置を要求したもの（外務大臣あて）…… 138
（４）　都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について是正改善の処置を要求したもの（農林大臣あて）…… 139

（５）　消費者米価の値上げに伴う販売業者の差益について改善の意見を表示したもの（農林大臣あて）…… 140
（６）　国有林野事業特別会計に所属する国有財産の管理について改善の意見を表示したもの（農林大臣あて）…… 140
（７）　道路整備、治水両特別会計の経理および直轄公共事業に対する都府県等の負担金について改善の意見を表示したもの（建設大臣あて）…… 140
第３章　政府関係機関その他の団体の会計 …… 142
第１節　決算の検査完了 …… 142
第２節　各機関別の事項 …… 143
第１　日本専売公社 …… 143
第２　日本国有鉄道 …… 145
不当事項 …… 148
工事 …… 148
ＰＣけたの製作にあたり積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道札幌工事局〕(600) …… 148
通信用地下管路の敷設工費の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道東京電気工事局〕(601) …… 151
橋りょう基礎工事費の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道旭川鉄道管理局〕(602) …… 152
高架橋高欄の施行が設計と相違しているもの〔日本国有鉄道東京ほか２幹線工事局〕(603) …… 153
道床バラストが規格と相違しているもの〔日本国有鉄道東京幹線工事局ほか３箇所〕(604)—(607) …… 155
物件 …… 156
車両用継電器の調達方法が適切でなかったため不経済となっているもの〔日本国有鉄道資材局〕(608) …… 156
第３　日本電信電話公社 …… 159
不当事項 …… 161
工事 …… 161
ケーブル埋設工事の施行が不良なもの〔日本電信電話公社東海、近畿両電気通信局〕(609)(610) …… 161

工事費の精算が適切でなかったため過大に支払われた結果となっている
もの〔日本電信電話公社九州電気通信局〕(611) …… 163
コンネクタの改造工数を過大に積算したため工事費が高価と認められる
もの〔日本電信電話公社近畿電気通信局大阪堂島ほか3地区管理部〕(612) … 164
物　　件 …… 165
ヒューズの素材の所要量等を過大に積算したため購入価額が高価と認め
られるもの〔日本電信電話公社〕(613) …… 165
第 4　国民金融公庫 …… 168
第 5　住宅金融公庫 …… 169
第 6　農林漁業金融公庫 …… 171
第 7　中小企業金融公庫 …… 173
第 8　北海道東北開発公庫 …… 174
第 9　公営企業金融公庫 …… 175
第10　中小企業信用保険公庫 …… 176
第11　医療金融公庫 …… 177
第12　日本開発銀行 …… 178
第13　日本輸出入銀行 …… 180
第14　日本住宅公団 …… 181
第15　愛知用水公団 …… 183
第16　日本道路公団 …… 184
第17　首都高速道路公団 …… 186
不　当　事　項 …… 187
工　　事 …… 187
建築工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔首都高速道路公団〕(614) …… 187
第18　水資源開発公団 …… 192
不　当　事　項 …… 193
工　　事 …… 193
機械損料等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの〔水資
源開発公団利根導水路建設局〕(615) …… 193
第19　日本鉄道建設公団 …… 196

第20　石炭鉱業合理化事業団 …… 197
第21　雇用促進事業団 …… 199
第22　海外移住事業団 …… 201
第23　日本原子力研究所 …… 203
不　当　事　項 …… 203
そ　の　他 …… 203
経理のびん乱しているもの〔日本原子力研究所高崎研究所〕(616) …… 203
第24　東北開発株式会社 …… 205
第25　電源開発株式会社 …… 207
第26　北海道地下資源開発株式会社 …… 209
第27　帝都高速度交通営団 …… 210
第28　日本放送協会 …… 212
第3節　会計事務職員に対する検定 …… 214
物品管理職員に対する検定 …… 214
第4節　改善の意見を表示した事項 …… 215
（1）　自営電力施設の管理について改善の意見を表示したもの（日本国有鉄道
総裁あて） …… 215
（2）　高速自動車国道のコンクリート工事について改善の意見を表示したもの
（日本道路公団総裁あて） …… 218
（3）　工事用材料の支給等について改善の意見を表示したもの（首都高速道路
公団理事長あて） …… 220
（4）　新線建設工事の予定価格の積算について改善の意見を表示したもの（帝
都高速度交通営団総裁あて） …… 224
第5節　昭和37年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対
する処置状況 …… 227
（1）　購入資材の規格について改善の意見を表示したもの（日本国有鉄道総裁
あて） …… 227
（2）　連絡運輸に伴う貨車使用料について改善の意見を表示したもの（日本国
有鉄道総裁あて） …… 228
（3）　道路建設工事の予定価格の積算について改善の意見を表示したもの（日
本道路公団総裁あて） …… 228

（4） 会計経理事務の適正な執行について改善の意見を表示したもの（雇用促進事業団理事長あて） …… 229

別　表 …… 231

第 1 租税の徴収不足をきたしたもの〔大蔵省〕(9)—(204) …… 231

第 2 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔農林省〕(259)—(491) … 254

第 3 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔建設省〕(555)—(598) … 329

付　表 …… 342

第 1 昭和 38 年度一般会計決算未確認額表 …… 342

第 2 昭和 38 年度各特別会計決算未確認額表 …… 343

第 3 既往年度一般会計決算未確認額表 …… 344

第 4 既往年度各特別会計決算未確認額表 …… 346

第 5 昭和 38 年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表 …… 347

第 1 章　総　　論

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づき、昭和 38 年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定、是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行なっているものの検査事項を掲記した。

第 1 節　歳入歳出決算

昭和 38 年度歳入歳出決算は、39 年 10 月 24 日これを受領し、その検査を了して 39 年 12 月 3 日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は、次表のとおり

	一般会計	特別会計(41)	総計
	千円	千円	千円
歳入	3,231,214,199	5,383,303,550	8,614,517,749
歳出	3,044,291,914	4,785,868,368	7,830,160,283
歳入超過	186,922,284	597,435,182	784,357,466

であって、一般会計の歳入超過は 1869 億 2228 万余円であるが、これを前年度の歳入超過 3910 億 0572 万余円に比べると 2040 億 8344 万余円の減少を示している。

また、各会計間の重複額および前年度剰余金受入等を控除し、純計額を概算するときは、歳入 5 兆 2592 億円、歳出 5 兆 0546 億円で、前年度に比べると歳入において 5729 億円、歳出において 6836 億円の増となっている。

第 1　歳　　入

昭和 38 年度一般会計の歳入決算額は、前記のとおり 3 兆 2312 億 1419 万余円である

が、収納未済額は15億0117万余円で、そのおもなものは、公共事業費負担金3億8336万余円、共有船舶利用収入2億4191万余円である。いま、一般会計の収納未済額に国税収納金整理資金の取扱分を含めて収納未済額を計算するとその徴収決定済額に対する割合は1.4％に当たり、前年度の1.8％に比べて減少している。

国税収納金整理資金への受入金の徴収決定済額は2兆6129億1892万余円、収納済額は2兆5619億4317万余円、収納未済額は482億7051万余円であって、収納未済額の徴収決定済額に対する割合は1.8％に当たり、前年度の2.4％に比べて減少している。

各特別会計の収納未済額は191億3945万余円で、そのおもなものは、食糧管理の国内米売払代で延納を認められているものなどを除くと、厚生保険の保険料収入89億7150万余円および雑収入5億2158万余円、失業保険の保険料収入19億8639万余円、開拓者資金融通の償還金収入11億4664万余円、労働者災害補償保険の保険料収入10億8220万余円である。

一般会計および各特別会計の収納未済額に国税収納金整理資金の収納未済額を合計すると689億1114万余円であるが、このほかに既往年度の収納未済額で本年度においてもなお収納にいたらなかったものが514億5669万余円に上っており、そのうち大部分を占めるものは国税収納金整理資金の分327億2571万余円である。

第2　歳　　出

昭和38年度一般会計の歳出決算額は、前記のとおり3兆0442億9191万余円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は412億0652万余円で、そのおもなものは、道路整備事業費32億7519万余円、住宅施設費30億8479万余円、港湾事業費21億8218万余円、官庁営繕費21億5598万余円、施設整備費21億4099万余円、庁舎等特別取得費19億1006万余円、石炭鉱業特別対策費16億6240万余円、防衛本庁15億0848万余円、国産大豆等保護対策費15億円、住宅地区改良費14億4742万円、

伊勢湾高潮対策事業費12億8083万余円、公立文教施設整備費補助12億7973万余円、工業用水道事業費12億3586万余円、海岸等事業費11億7034万余円、義務教育教科書費11億1667万余円、沖縄援助其他諸費10億4791万余円であり、また、不用となった額は236億0858万余円で、そのおもなものは、農産物等価格安定費27億6300万円、政府出資金20億円、国産大豆等保護対策費17億5342万余円、学校給食費16億6629万余円、国債費15億6163万余円、防衛本庁12億7206万余円、国民年金国庫負担金12億4187万余円、移住振興費6億0661万余円、就職促進特別対策費5億9633万余円、農業近代化資金融通促進費5億6978万余円、失業対策事業費補助5億2853万余円である。

第2節　債権および債務

第1　債　　権

昭和38年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次表のとおり

区　　分	38年度末現在額	37年度末現在額	差引増△減
	千円	千円	千円
歳　　入	394,570,534	372,316,233	22,254,301
歳入外	5,165,009	5,168,749	△ 3,739
積立金	736,340,864	679,728,450	56,612,414
国民年金印紙	4,512,099	5,453,105	△ 941,005
資　　金	2,942,313,738	2,444,020,004	498,293,734
計	4,082,902,247	3,506,686,543	576,215,704

であって、前年度末現在額に比べると5762億1570万余円の増加を示しており、そのおもな事由は、積立金において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の公共団体貸付金債権、資金において、一般会計の各税受入金債権、資金運用部特別会計の政府関係機関貸付金債権、地方公共団体貸付金債権、特別法人貸付金債権および電源開発株式会社貸付金債権が増加したためである。

年度末における債権現在額のおもなものを示すと、歳入において、一般会計の貸付金等回収金収入1490億4309万余円、産業投資特別会計の運用金回収588億4706万余円、積立金において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の公共団体貸付金債権4161億1789万余円、同特別会計の政府関係機関貸付金債権1943億2466万余円、同特別会計の契約者貸付金債権750億0594万余円、同特別会計の特別法人貸付金債権508億9234万余円、資金において、一般会計の各税受入金債権2432億4336万余円、資金運用部特別会計の政府関係機関貸付金債権1兆4773億0174万余円、同特別会計の地方公共団体貸付金債権7218億6479万余円、同特別会計の電源開発株式会社貸付金債権2384億7138万余円、同特別会計の特別法人貸付金債権2300億5076万余円である。

第2 債　　務

昭和38年度一般会計国の債務に関する計算書および各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額は、次表のとおり

種別	38年度末現在額 千円	37年度末現在額 千円	差引増△減 千円
予算総則で債務負担の限度額が定められているものにかかる債務負担額	6,643,641	3,491,189	3,152,451
歳出予算の繰越債務負担額	43,238,272	37,238,742	5,999,530
保険給付の繰越債務額	153,402	68,992	84,409
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	8,651,401	7,364,097	1,287,303
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	156,675,549	159,156,336	△ 2,480,787
法律、条約等で債務の権能額が定められているものにかかる債務負担額（公債および借入金にかかるものを除く。）	362,103,569	394,861,001	△ 32,757,432
公債	470,153,460	460,256,218	9,897,241
内国債	426,086,758	414,675,175	11,411,582
外国債	44,066,702	45,581,043	△ 1,514,340
英貨債	21,455,072 (21,284,794)	23,195,395 (23,011,305)	△ 1,740,323 (△ 1,726,511)
米貨債	18,481,824 (51,338,400)	22,358,828 (62,107,857)	△ 3,877,004 (△ 10,769,457)
仏貨債	13,805 (18,933)	26,818 (36,778)	△ 13,012 (△ 17,845)
スイス貨債	4,116,000 (50,000,000)		4,116,000 (50,000,000)
借入金	162,091,838	151,545,272	10,546,566
邦貨借入金	124,572,222	113,847,065	10,725,156
外貨借入金（米貨）	37,519,616 (104,221,156)	37,698,206 (104,717,240)	△ 178,590 (△ 496,083)
短期証券	551,615,000	667,160,000	△ 115,545,000
一時借入金		130,000	△ 130,000
戦時納税貯蓄証書の発行に基づく債務負担額		586	△ 586
他会計への繰入未済金	55,778,353	47,690,451	8,087,902
未納付益金	4,213,657	2,800,934	1,412,722
保証債務（損失補償にかかる債務を含む。）	823,828,664	671,035,618	152,793,045
予算総則で保証の限度額が定められているものにかかる保証債務負担額	821,296,990	668,292,291	153,004,698
法律、条約等で保証の権能額が定められているものにかかる保証債務負担額	2,531,674	2,743,326	△ 211,652
計	2,645,146,812	2,602,799,443	42,347,368

備考　外国債および外貨借入金は邦貨換算額によるものであり、（　）内で当該外貨額を示し、その単位は、英貨についてはポンド、米貨についてはドル、仏貨については千フラン、スイス貨についてはスイス・フランである。

であって、前年度末現在額に比べると、保証債務（損失補償にかかる債務を含む。）、借入金、公債等が増加を示し、短期証券等が減少を示している。

公債の年度中の増減のおもなものは、増においては借換発行したもの398億8213万円、戦没者等の妻に対する特別給付金として交付するため発行したもの342億0160万円、産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるための外貨債を発行したもの140億1600万円であり、減においては内国債を償還したもの607億2121万余円、米貨債を償還したもの137億7664万余円である。

また、借入金の年度中の増減のおもなものは、増においては資金運用部資金からの借

入れ138億3724万余円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金からの借入れ20億円であり、減においては資金運用部資金への償還41億6434万余円である。

第3節 国庫金、国有財産および物品

第1 国庫金

昭和39年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、前年同期に比べると次表のとおりである。

種別	39年3月末現在 千円	38年3月末現在 千円	差引増 千円
当座預金	373,292,033	370,948,893	2,343,140
別口預金	15,631,280	9,701,532	5,929,748
指定預金	8,446,358	5,583,908	2,862,450
小額紙幣引換準備預金	493	493	
計	397,370,167	386,234,827	11,135,339

第2 国有財産

昭和38年度国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は3兆6812億2177万余円であって、前年度末現在額3兆4193億0473万余円に比べると2619億1704万余円の増を示している。

これは、年度中における増加額が行政財産において2090億3570万余円、普通財産において1641億9933万余円計3732億3503万余円あり、他方、減少額が行政財産において627億9305万余円、普通財産において485億2493万余円計1113億1799万余円あったためである。

いま、その増減事由のおもなものを示すと、整理替等によるもののほか、増においては出資1261億8962万余円、航空機等の購入432億1695万余円、建物の新築347億8431万余円、工作物の新設223億5605万余円、船舶等の新造134億3792万余円、工

作物の増設121億8369万余円、立木竹の実査113億1475万余円、土地等の交換109億3970万余円、建物の増築73億1801万余円、立木竹の新植54億4253万余円であり、減においては土地等の売払112億4347万余円、土地等の公共物へ編入96億2406万余円、出資金回収69億9222万余円、出資55億4838万余円である。

また、昭和38年度国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は245億1471万余円であって、前年度末現在額228億4323万余円に比べると16億7148万余円の増を示している。

第3 物品

昭和38年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は3306億5476万余円であって、前年度末現在額2882億3536万余円に比べると424億1939万余円の増を示している。

これは、年度中における増加額が1425億1838万余円あり、他方、減少額が1000億9898万余円あったためで、増のうち549億9513万余円は譲受によるもの、26億9170万余円は借受によるもので、減のうち93億0136万余円は譲渡によるもの、22億4580万余円は供用によるものである。

第4節 政府関係機関その他の団体

会計検査院法その他の法律によって会計の検査を行なったものは、政府関係機関13、国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計および法律によりとくに会計検査院の検査に付するものと定められた会計65（閉鎖機関に指定されまたは解散して清算中のもの10を含む。）のほか、国から補助を受けている都道府県、市町村、各種組合等の会計である。

第5節 不 当 事 項

昭和38年12月から39年11月までの間に、国および政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書および証拠書類を検査したものは19万4千余冊、5580万余枚である。

会計検査に伴い関係者に対し質問を発したものは7千余件である。

このようにして検査した結果、ここに不当事項として記載するものを所管別、政府関係機関その他の団体別にあげると次表のとおり合計616件である。

所管、政府関係機関その他の団体	租税	工事	物件	役務	保険	補助金	不正行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
総理府		1	4			3			8
大蔵省	196		1						197
文部省				1		7		1	9
厚生省					3	7			10
農林省		8	8	1	17	259			293
通商産業省						7		4	11
運輸省		1				4			5
郵政省				2			7		9
労働省					3				3
建設省		7	1			46			54
日本国有鉄道		8	1						9
日本電信電話公社		4	1						5
首都高速道路公団		1							1
水資源開発公団		1							1
日本原子力研究所								1	1
合計	196	31	16	4	23	333	7	6	616

備考 件数は本検査報告の番号の数による。

これらの不当事項をその態様別にみると、

租税収入で徴収決定が漏れていたもの 196件 467百万円

工事費、物品購入代金の積算にあたり処置適切を欠いたため契約額が高価に過ぎたり、または物件売渡代金等が低額に過ぎたと認めたもの 19件 84百万円

上記のほか、工事の施行、物件の購入などにあたり計画等が適切を欠いたため経費の使用が不経済となっていると認めたもの 11件 21百万円

工事の施行または物品の購入などにあたり検収処置が適切でなかったなどのため支払いが過大となっているもの 20件 83百万円

保険金の支払いが適切を欠いたり、保険料等の徴収額が不足したりなどしているもの 23件 210百万円

補助金で交付額が適正を欠いているため返納または減額を要するもの 330件 263百万円

災害復旧事業に対する早期検査の結果補助金の減額を要するもの 3件 1,111百万円

職員の不正行為により国に損害を与えたもの 7件 43百万円

その他 7件 37百万円

となっている。

検査の結果、予算の執行についてとくに留意を要すると認められるものは次の諸点で、これらについては従前から注意を喚起してきたところであるが、なおその改善に一層の努力が必要と認められる。

補助金の経理については、補助の対象となる工事の監督および検査が十分でなかったため、その施行が不良となり工事の効果を著しく減殺していたり、設計に対して工事の出来高が不足したりしているものが依然として多数に上っているほか、設計、積算が過

大となっているものなどが見受けられ、また、災害復旧工事の完成前にその査定の内容を検査して工事費を減額是正させたものも少なくない。

工事の施行、物件の調達等については、予定価格の積算が適切でなかったなどのため不経済な結果となったものが依然として多数ある。すなわち、工事の施行については、計画等が実情にそわないため不経済となっているもの、工事費の積算が適切でなかったためひいて契約額が高価となったと認められるもの、工事の出来形が設計と相違しているのにそのまましゅん功検査を了しているものが少なくない。物件の調達および売渡しについては、購入方法、仕様の検討が適切を欠いたため不経済な結果をきたしているもの、評定価格の算定が適切でなかったため売渡価額が低廉となっていると認められるものなどがあり、また、国有財産の管理については、土地を無断で売却されたり、使用されたりしているものや、土地の貸付料が時価に比べて低廉となっているものなどがある。

国が特別会計を設けて経営する保険事業についても、依然として、健康保険、厚生年金保険、船員保険、労働者災害補償保険または失業保険の保険料等の徴収不足をきたしているものや、健康保険、失業保険の保険金または漁船再保険の再保険金の給付が適切でないものや、農業共済再保険において農業共済組合の共済金の経理に適切を欠くものが見受けられる。

また、職員が不正行為によって国に損害を与えている事態については、関係職員が繰替払現金をほしいままに領得している事例がなお跡を絶たない状況である。

第6節　是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項

第5節に記載した不当事項のほか、検査の結果、会計検査院法第34条または第36条の規定に基づき、主務大臣等の責任者に対し不当と認めた事項につき是正改善の処置を

要求し、または法令、制度もしくは行政に関して改善の意見を表示したものが14件ある。その内訳は、国の機関については、国家公務員宿舎新築工事の施行に関するもの、厚生保険、船員保険両特別会計における保健、福祉施設の管理運営に関するもの、農業委員会の特別事業に対する補助金等の経理に関するもの、2年度以上にわたり継続施行する国営土地改良工事に対する予算等の措置に関するもの、林産物検査の取扱いに関するもの、中小企業近代化促進費補助金を財源とする設備近代化資金の運営に関するもの、履物にかかる普通輸出保険包括保険の運営に関するもの、機械類賦払信用保険の運営に関するもの、道路改良工事における機械経費および諸経費の積算に関するものならびにアスファルト舗装工事の設計および施行に関するものの10件で、政府関係機関その他の団体については、日本国有鉄道の自営電力施設の管理に関するもの、日本道路公団の高速自動車国道のコンクリート工事に関するもの、首都高速道路公団の工事用材料の支給等に関するものおよび帝都高速度交通営団の新線建設工事の予定価格の積算に関するものの4件である。

第2章 国の会計

第1節 決算の検査確認

第1 一般会計

	決算額	左のうち未確認額
	円	円
歳入	3,231,214,199,493	
歳出	3,044,291,914,880	33,760,725,329

上記決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

事由	歳出
	円
前金払の精算未了	7,805,425,670
概算払の精算未了	25,933,866,157
質問に対する回答未済	21,433,502
計	33,760,725,329

であり、その各科目の金額は付表第1のとおりである。

第2 特別会計

所管および会計名	決算額		左のうち未確認額	
	歳入	歳出	歳入	歳出
	円	円	円	円
大蔵省				
造幣局	6,491,891,611	6,138,409,947		
印刷局	11,405,390,364	11,274,516,683		
資金運用部	208,095,823,479	200,913,021,842		
国債整理基金	572,642,335,246	447,530,047,164		
貴金属	565,002,126	225,317,682		
外国為替資金	19,401,365,845	16,457,619,639		
産業投資	106,429,796,071	102,429,176,876		
経済援助資金	551,151,693	274,000,000		

所管および会計名	決算額		左のうち未確認額	
	歳入	歳出	歳入	歳出
	円	円	円	円
余剰農産物資金融通	4,517,024,322	3,908,877,987		
賠償等特殊債務処理	42,823,333,967	20,988,901,540		
国有財産特殊整理資金	609,830,909			
大蔵省及び自治省				
交付税及び譲与税配付金	630,681,222,566	616,346,119,361		
厚生省				
厚生保険				
健康勘定	165,495,876,173	174,790,163,460		
日雇健康勘定	10,997,689,481	10,990,331,779		
年金勘定	194,229,357,097	18,960,466,156		
業務勘定	10,637,588,686	9,457,599,777		
船員保険	15,172,488,804	10,669,104,976		
国立病院	23,090,108,451	21,675,484,165		
あへん	532,724,059	306,188,724		
国民年金				
国民年金勘定	40,602,500,297	659,771,464		
福祉年金勘定	42,647,704,407	35,161,005,083		
業務勘定	28,024,195,577	27,705,761,786		
農林省				
食糧管理				
国内米管理勘定	911,497,277,019	911,041,998,634		
国内麦管理勘定	48,176,659,490	47,949,084,029		
輸入食糧管理勘定	106,989,156,016	102,808,829,412		
農産物等安定勘定	42,825,968,313	41,588,942,421		
業務勘定	26,069,397,235	25,910,097,762		
調整勘定	663,813,362,900	663,813,362,900		
農業共済再保険				
再保険金支払基金勘定	4,090,953,355	3,090,932,000		
農業勘定	22,143,159,938	18,682,986,348		
家畜勘定	2,653,389,432	2,028,987,991		
業務勘定	144,045,547	138,716,773		

所管および会計名	決算額 歳入 円	決算額 歳出 円	左のうち未確認額 歳入 円	左のうち未確認額 歳出 円
森林保険	1,093,145,180	473,187,438		
漁船再保険				
普通保険勘定	4,586,581,099	2,190,863,357		100,035,000
特殊保険勘定	265,906,262	161,500,191		
給与保険勘定	45,784,191	20,802,386		
業務勘定	48,332,106	48,329,761		
自作農創設特別措置	2,452,396,812	1,297,816,137		
開拓者資金融通	5,467,087,901	5,244,404,249		
国有林野事業				
国有林野事業勘定	92,868,444,548	91,437,875,906		
治山勘定	10,410,266,289	10,307,268,169		
糸価安定	4,918,263,279	29,196,242		
中小漁業融資保証保険	948,134,822	150,632,388		
特定土地改良工事	25,019,441,815	23,828,067,049		
通商産業省				
アルコール専売事業	5,863,353,573	4,674,516,679		
輸出保険	13,369,636,422	1,805,160,189		
機械類賦払信用保険	840,357,609	320,615,992		
中小企業高度化資金融通	2,301,000,000	1,962,315,500		
運輸省				
木船再保険	339,578,664	143,683,453		
自動車損害賠償責任再保険				
保険勘定	12,378,620,101	5,077,096,054		
保障勘定	623,440,373	148,149,993		
業務勘定	99,391,137	94,387,734		
港湾整備				
港湾整備勘定	38,573,361,652	36,441,514,274		
特定港湾施設工事勘定	4,624,923,780	4,315,574,454		
郵政省				
郵政事業	290,485,589,235	287,704,056,194		
郵便貯金	113,017,907,605	100,726,817,613		
簡易生命保険及郵便年金				

所管および会計名	決算額 歳入 円	決算額 歳出 円	左のうち未確認額 歳入 円	左のうち未確認額 歳出 円
保険勘定	249,398,385,712	157,994,437,944		
年金勘定	3,222,722,936	1,631,436,364		
労働省				
労働者災害補償保険	83,852,895,843	51,048,870,676		
失業保険	114,562,428,398	109,555,176,553		
建設省				
道路整備	249,305,048,324	246,519,703,427		
治水				
治水勘定	69,435,897,103	68,488,080,360		
特定多目的ダム建設工事勘定	18,837,457,247	18,111,007,076		
計	5,383,303,550,494	4,785,868,368,163		100,035,000

上記各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

所管	会計名	事由	金額 円
農林省	漁船再保険	証明済調査中	42,183,000
		回答済調査中	57,852,000
		計	100,035,000

であり、その科目の金額は付表第2のとおりである。

第3　昭和37年度以前の未確認額の検査確認

昭和37年度以前の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算のうちの未確認額でなお検査確認するにいたらないものは、付表第3および第4のとおり合計38,801,280,628円であって、その他のものはこれを検査確認した。

第2節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

第1　国税収納金整理資金

	受払額 円	左のうち検査未完了額 円
受入収納済額	2,561,943,173,507	3,704,600

		受払額	左のうち検査未完了額
		円	円
支払	支払命令済額	52,310,379,535	
	歳入組入額	2,502,480,321,098	

上記受払額は、検査未完了額を除いてこれを検査完了した。検査未完了額の内訳は

事由	受入
	円
質問に対する回答未済	3,704,600

であり、その科目の金額は付表第5のとおりである。

第2 昭和37年度の検査未完了額の検査完了

昭和37年度の国税収納金整理資金受払額のうち、検査未完了額については その後全部検査を完了した。

第3節 農業近代化助成資金の増減及び現在額計算書の検査完了

	円
昭和37年度末資金現在額	8,248,676,163
38年度資金増	12,161,818,341
38年度資金減	936,403,294
38年度末資金現在額	19,474,091,210

上記増減および現在額は、これを検査完了した。

第4節 決算額と日本銀行証明額との対照

第1 一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において次表のとおり不符合がある。

歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差減
円	円	円
3,231,214,199,493	3,231,214,016,109	183,384

上記は、

出納整理期限までに日本銀行に払込未済のもの 183,384円

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し183,384円の差減を生じたものである。

第2 特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において次表のとおり不符合がある。

所管および会計名	歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増	事由
	円	円	円	
農林省				
国有林野事業	103,278,710,837	103,290,016,214	11,305,377	出納整理期限までに日本銀行に払込未済のもの △9,557,844円 前年度において出納整理期限までに払込未済であったものを38年度において払い込んだもの 20,863,221円

なお、郵政事業特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第5節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和38、39両年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続きをとっていないものは、39年11月30日現在で次表のとおりである。

1. 38年度分

（1）一般会計

所管	使用決定額	所管	使用決定額
	千円		千円
皇室費	5,430	大蔵省	646,096
国会	568,917	文部省	1,418,144
総理府	89,018	厚生省	391,982
法務省	262,388	農林省	131,283
外務省	2,776	通商産業省	20,000

所管	使用決定額 千円	所管	使用決定額 千円
運輸省	183,281	建設省	60,229
郵政省	12,000	自治省	20,858
労働省	78,000	計	3,890,402

（2）特別会計

所管	会計名	使用決定額 千円	所管	会計名	使用決定額 千円
大蔵省	資金運用部	20,000		開拓者資金融通	3,779
厚生省	厚生保険			国有林野事業	
	健康勘定	7,524,634		国有林野事業勘定	2,885,986
	船員保険	522,942	通商産業省	アルコール専売事業	70,000
	国立病院	50,000	郵政省	郵政事業	792,000
	あへん	912		郵便貯金	1,500,000
農林省	食糧管理		労働省	労働者災害補償保険	3,350,000
	国内米管理勘定	8,000,000		失業保険	9,507,400
	輸入食糧管理勘定	800,000	建設省	道路整備	23,512
	森林保険	207,563		計	35,258,728

2. 39 年度分

（1）一般会計

所管	使用決定額 千円	所管	使用決定額 千円
皇室費	82,384	厚生省	724,763
国会	29,754	農林省	2,708,289
裁判所	5,780	通商産業省	97,559
総理府	214,540	運輸省	3,103,149
法務省	27,334	労働省	14,185
外務省	535,031	建設省	10,293,264
大蔵省	9,044	自治省	17,535
文部省	693,497	計	18,556,108

（2）特別会計

所管	会計名	使用決定額 千円	所管	会計名	使用決定額 千円
大蔵省	造幣局	1,479	文部省	国立学校	34,358

所管	会計名	使用決定額 千円	所管	会計名	使用決定額 千円
農林省	食糧管理		運輸省	港湾整備	
	国内米管理勘定	50,000,000		港湾整備勘定	27,907
	輸入食糧管理勘定	17,700,000		自動車検査登録	17,328
	農産物等安定勘定	371,000	建設省	治水	
	砂糖類勘定	73,945		治水勘定	75,594
	特定土地改良工事	49,889	計		68,351,500

第6節　各所管別の事項

第1　総　理　府

(防　衛　庁)

不　当　事　項

工　　事

（1）　直轄工事の出来高が不足しているもの

(一般会計)　(組織)防衛本庁　(項)施設整備費

札幌防衛施設局で、昭和38年7月、指名競争後の随意契約により株式会社松村組に19,084,000円(当初契約額20,800,000円)で請け負わせ施行した白老弾薬支処構内整備工事は、39年3月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、監督および検収が適切でなかったため、護岸練積石垣の出来形が設計と相違していて、工事費約71万円相当額が出来高不足となっている。

本件工事は、陸上自衛隊北海道地区補給処白老弾薬支処構内に護岸、道路、砂防等の工事を施行するもので、うち護岸練積石垣延長516メートル1,308平米（工事費3,492,818円）は設計書および仕様書によると、控30センチメートル内外の玉石を使用し、平米当り裏込コンクリート0.1立米、胴込コンクリート0.1立米総量261立米を施行することとなっているのに、実際は裏込コンクリートは法長1.14メートルから3.05メートルのうち天ばから30センチメートルから50センチメートル程度を施行したにすぎず、以下の部分は、下流左岸部分については設計量の半量程度、残余の部分についてはほとんど全量を施行していないばかりでなく、胴込コンクリートも設計量を下回って施行している箇所が随所に見受けられる状況であるため、結局、総量

149立米を施行しただけで約71万円相当額が出来高不足となっている。

上記のほか、同防衛施設局で38年12月前記会社に21,657,000円で請け負わせ、上記工事に追加して施行した同弾薬支処災害復旧工事においても、護岸練積石垣73メートル164平米(工事費483,677円)は裏込コンクリートおよび胴込コンクリートの施行状況が上記同様であり、また、ぐり石練張側溝延長1,513メートル1,815平米(工事費2,648,884円)のうち500メートル600平米は裏込コンクリートを設計の半量程度施行したにすぎず、約31万円相当額が出来高不足となっている。

本件両工事に対しては、請負人の負担において、練積石垣については2,031,000円で胴、裏込コンクリートを設計どおり施行し、また、側溝については324,000円で補強または再施行した旨の報告があった。

物　　件（2）—（5）

（2）　重油および灯油の購入にあたり処置当を得ないもの

(一般会計)　(組織)防衛本庁　(項)防衛本庁

海上自衛隊横須賀ほか3地方総監部(注1)および航空自衛隊第2航空団ほか19箇所(注2)で、昭和38年度中、ボイラー用重油を総額34,448,786円および石油ストーブ用灯油を総額14,762,287円で購入しているが、これらの調達は調達実施本部が行なえば有利であるのに地方総監部および航空基地等で実施したため、約580万円が不経済となっていると認められる。

本件重油および灯油は、海上自衛隊各地方隊および航空自衛隊航空基地等においてボイラーおよび石油ストーブ用燃料として使用するもので、海上自衛隊横須賀ほか3地方総監部においては重油1,220,300リットルを総額9,899,840円で、また、航空自衛隊第2航空団ほか19箇所においては重油1,950,853リットルを総額24,548,946円および灯油875,684リットルを総額14,762,287円で購入しているものである。

しかして、防衛庁においては重油および灯油は原則として調達実施本部で調達することとなっているもので、本件のように各部隊で比較的少量を石油販売業者等に発注するのに比べ、調達実施本部調達の場合は相当量を取りまとめて石油製品製造業者に一括発注するので通常有利となるもので、現に、陸上自衛隊ではボイラー用燃料として使用する重油を調達実施本部に要求し調達している状況であるから、本件購入分についても、防衛庁における調達の原則に従い、幕僚監部で各使用部隊の使用計画によって適当量を一括して調達実施本部に調達要求を行なったうえ、調達実施本部で調達すべきであったと認められる。

いま、一例を本件購入の重油および灯油のうち、購入量の最も多いB重油および灯油2号の購入価格についてみると、調達実施本部で調達することとすれば次のとおり有利となり、その他の箇所の購入分についてもこれらと同様である。

(ア) 航空自衛隊第36警戒群で、38年10月、指名競争契約により日東石油株式会社からB重油159,000リットルを単価14円10総額2,241,900円で購入しているが、本品を調達実施本部で購入したとすれば、同本部では東京地区卸売価格に東京地区と本件納入箇所との地域差価格を加算したものを予定価格とする積算方法を採用しているので、これによりリットル当り価格を計算すると、東京地区卸売価格リットル当り8円10に地域差価格2円45を加算した10円55が購入価格となり、本件契約分に比べてリットル当り3円55を節減することができたものと認められる。

(イ) 航空自衛隊第2航空団で、38年10月、指名競争後の随意契約によりシェル石油株式会社札幌営業所から灯油2号444,700リットルをドラムかん洗じょう代を含め単価16円75総額7,448,725円で購入しているが、本品を調達実施本部で購入したとして前項同様の積算方法を適用してリットル当り価格を計算すると、東京地区卸売価格11円92に地域差価格0円85およびドラムかん洗じょう代1円20を加算した13円97が購入価格となり、本件契約分に比べてリットル当り2円78を節減することができたものと認められる。

いま、仮に海上自衛隊地方総監部、航空自衛隊航空基地等で購入した重油および灯油を調達実施本部で一括購入したとすれば、海上自衛隊横須賀ほか3地方総監部調達分の重油は9,390,600円、また、航空自衛隊第2航空団ほか19箇所調達分の重油は21,672,402円、灯油は12,258,780円で購入することができたこととなり、本件購入価額は合計約580万円を節減することができたものと認められる。

(注1) 海上自衛隊横須賀、大湊、佐世保、呉各地方総監部

(注2) 航空自衛隊第2、第4両航空団、第81航空隊、第5、第7、第9、第13、第15、第17、第18、第19、第23、第27、第28、第29、第33、第36、第37、第42、第45各警戒群

(3) 通信線の購入にあたり仕様が適切でなかったため不経済となっているもの

(一般会計) (組織)防衛本庁 (項)防衛本庁

(国庫債務負担行為) (組織)防衛本庁 (事項)器材整備

防衛庁調達実施本部で、陸上幕僚監部の要求により、昭和38年度中に指名競争契約および指名競争後の随意契約により古河電気工業株式会社ほか7会社から通信線JWD—1/TT 8,514巻を総額108,993,480円で購入しているが、仕様が適切でなかったため、約140万円が不経済となっていると認められる。

本件通信線は、野外通信用のポリエチレン絶縁電線で、仕様書によれば、その規格は素線径0.29ミリメートルの錫メッキ軟銅線4本、亜鉛メッキ鋼線3本をより合わせ、絶縁体としてポリエチレンの被覆を0.35ミリメートル以上とし、その上に厚さ0.15ミリメートル以上のナイロンジャケットをかぶせ、線心仕上り外径2.3ミリメートル以下としたものを2本よりとしているものである。

しかして、軟銅線については錫メッキを施すこととしているが、通常錫メッキは導体の防錆および半田付け作業を容易にするため施すもので、本件通信線のように絶縁体としてポリエチレンを使用する場合はゴム絶縁体の場合と異なり硫化による腐食の

おそれはなく、また、その使用に際しては接続に半田付けを行なわないこととなっているから、とくに錫メッキを施す必要はないものと認められる。

いま、仮に本件通信線の購入にあたり軟銅線に錫メッキを施さないこととして購入したとすれば総額107,561,300円となり、本件購入価額に比べて約140万円を節減することができたものと認められる。

（4）　弾倉キャップの購入にあたり処置当を得ないもの

（一般会計）（組織)防衛本庁　(項)防衛本庁

陸上自衛隊武器補給処で、昭和38年8月、随意契約により豊和工業株式会社から弾倉キャップほか53点を総額11,211,460円で購入しているが、うち弾倉キャップ(価額3,240,000円)の購入方法が適切でなかったため、約140万円が不経済となっていると認められる。

本件弾倉キャップは、騎銃および自動銃の弾倉内部に土砂、じんあい等がはいるのを防止するため弾倉口に装着するもので、いずれも黒色塩化ビニール製の箱状のものであり、騎銃用弾倉キャップは100,000個を単価20円価額2,000,000円、自動銃用弾倉キャップは40,000個を単価31円価額1,240,000円で購入したものであるが、その予定価格の積算をみると、両品とも上記会社では直接製造することなく下請業者から購入することとし、騎銃用弾倉キャップ17円85、自動銃用弾倉キャップ26円77に、同会社の諸経費およびこん包費、輸送費を加え、1個当り価格をそれぞれ20円および31円と算定したものである。

しかしながら、本件弾倉キャップはいずれも小火器の属品で、製作に特異の技術を要するものでないから、とくに小火器製造業者である上記会社を通じて調達する必要はなく、この種塩化ビニール製品の製造業者から直接購入することとするのが適切かつ有利であり、現に、本院の調査によれば、その1個当り価格は、騎銃用弾倉キャップ10円、自動銃用弾倉キャップ18円程度が相当と認められる。

いま、仮に本件弾倉キャップを製造業者から直接購入することとすれば、こん包費、輸送費を含め1個当り価格は騎銃用弾倉キャップ10円39、自動銃用弾倉キャップ18円95、総額は1,797,000円で足り、約140万円を節減することができたものと認められる。

（5）　制御系解析機の購入にあたり処置当を得ないもの

（一般会計）（組織)防衛本庁　(項)防衛本庁

防衛庁防衛大学校で、昭和39年2月、随意契約により日本レジン株式会社から制御系解析機一式を3,100,000円で購入しているが、契約業者の選定が適切を欠き、さらに検収にあたり不完全で使用不能であることが判明していたのにそのまま受け入れたのは処置当を得ないと認められる。

本件制御系解析機は、自動制御機構の増幅度および位相変位の測定試験を行なうためのもので、その契約にあたっては、上記会社が本装置の製作に関して特許出願をしているとの理由でとくに随意契約によったものであるが、本院において調査したところ、特許出願の事実はなく、また、同会社は製作能力がないため本装置を全面的に下請製作させている状況である。

さらに、本装置は39年3月納入されたこととしているが、実際に納入されたのは4月であり、9月会計実地検査の際調査したところ、納入の際不完全な装置であることが判明していたのにそのまま受け入れたため、会計実地検査当時にいたるまで作動せず、使用されていない状況であった。

このような事態を生じたのは、本装置はその製作に高度の技術を要するものであるから購入にあたってはこの種装置の製作に経験のある業者を選定すべきで、現に、同大学校で35年12月制御系解析機一式をこの種装置の製作に経験のある株式会社東京計器製造所から購入し使用している例もあるのに、上記のように製作能力がない会社を指定して契約したことにもよるが、さらに、納入の際、性能検査の結果、製作不良

のため位相計に位相のずれがあったり、発信部に雑音が発生したりするなど作動不能の事実が判明していたのに、そのまま受領したことによるもので、その処置当を得ないと認められる。

補　助　金

（6）（8）　教育施設等騒音防止対策事業費補助金の交付にあたり処置当を得ないもの

（一般会計）（組織)防衛施設庁　(項)施設提供等諸費

駐留軍航空基地等の周辺にある学校教育施設の騒音防止対策として当該施設の設置者が行なう校舎増改築事業に対しては、その増改築を要する工事費から設置者の負担とすべき額がある場合はその額を、また、発生材のある場合はその評価格を控除した金額についてその全額を補助することとしているが、昭和38年度において交付した補助金について算定の適否を検査したところ、控除すべき額の算出を誤ったため控除額が過少となり、ひいて補助金が過大に交付されていて返納を要するものが、次表のとおり3件1,453,038円ある。

	庁名	事業名	事業主体	国庫補助金交付済額 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額 円
（6）	東京防衛施設局	立川市立砂川第一中学校防音事業	立川市	45,227,351	204,029

鉄筋コンクリート造り校舎増改築の事業に対して交付したもので、うち増築を要する332平米については同市が木造で校舎を増築すると仮定した場合に負担すべき建築費およびその後の改築費として1,689,596円を算出して工事費から控除しているが、増築であるのに誤って現存木造校舎を改築する場合と同様に残存価値を建築費から減ずるなどしているため、同市の負担額が過少となっており、これを修正計算すると1,885,821円となるので、補助金204,029円が過大となっている。

（7）	同	立川市立砂川第二中学校防音事業	立川市	58,811,983	981,826

鉄筋コンクリート造り校舎増改築の事業に対して交付したもので、うち増築を要する1,449平米については同市が木造で校舎を増築すると仮定した場合に負担すべき建築費およびその後の改築費として7,301,571円を算出して工事費から控除しているが、

	庁名	事業名	事業主体	国庫補助金交付済額 円	国庫補助金交付済額中返納を要する額 円

増築であるのに誤って現存木造校舎を改築する場合と同様に残存価値を建築費から減ずるなどしているため、同市の負担額が過少となっており、これを修正計算すると8,215,145円となるので、補助金981,826円が過大となっている。

（8）	福岡防衛施設局	岡垣町立山田小学校防音事業	遠賀郡岡垣町	86,682,758	267,183

鉄筋コンクリート造り校舎改築の事業に対して交付したもので、解体する現存木造校舎の発生材評価格を3,272,568円として工事費から控除しているが、経過年数計算を誤るなどしており、正当計算額は3,539,751円となるので、補助金267,183円が過大となっている。

計			190,722,092	1,453,038

第2 大　蔵　省

不当事項

租　税

(9)
(204)　**租税の徴収不足をきたしたもの**

(一般会計)　国税収納金整理資金

租税の徴収不足をきたしていたものについて会計検査の結果是正させたものが、税額1事項10万円以上のもので集計すると東京、横浜両税関、川崎税関支署、横浜税関高島埠頭出張所および麹町ほか223税務署において909事項467,538,296円あるが、これを税目別に示すと次のとおり

(1) 源泉所得税	96事項	30,059,850円
(2) 申告所得税	377事項	202,348,986円
(3) 法人税	427事項	230,826,560円
(4) その他	9事項	4,302,900円

であり、うち税額1事項50万円以上のものをあげると別表第1のとおり196件290,044,553円である。

これらの過誤のおもなものは、源泉所得税においては配当、賞与の性質を有する給与、申告所得税においては譲渡所得、雑所得、配当控除、法人税においては交際費、退職給与引当金、貸倒準備金に関するもので、とくに申告所得税において譲渡所得に関するものが254事項の多数に上っている。これらは主として法令の適用を誤ったこと、取引関係等の調査が十分でなかったこと、課税資料についての通報連絡または活用が適確でなかったことによるものである。

物　件

(205)　土地の売渡価額が低廉と認められるもの

(一般会計)　(部)政府資産整理収入　(款)国有財産処分収入　(項)国有財産売払収入

東海財務局で、昭和38年4月、随意契約により東洋プライウッド株式会社に愛知県春日井市所在元名古屋陸軍造兵廠鷹来製造所の土地32,997.05坪、建物6むね830.18坪、工作物等を116,802,560円(うち土地代104,930,700円)で売り渡しているが、売渡価格の評定が適切でなかったため、売渡価額が約2400万円低額となっていると認められる。

本件売渡価格のうち、土地の売渡価格の評定にあたっては、相続税課税標準価格を基とした価格坪当り3,214円と固定資産税課税標準価格を基とした価格坪当り3,236円とを平均して基準価格を3,225円とし、これから整地費105円を控除して算定評価格を坪当り3,120円と算出し、さらに、これと民間精通者の鑑定評価格として採用した価格坪当り3,234円(財団法人日本不動産研究所名古屋支所の3,000円、株式会社日本不動産銀行名古屋支店の3,200円、住友信託銀行株式会社名古屋支店の3,500円の3者平均価格)とを再平均し、坪当り売渡価格3,180円総額104,930,700円と決定している。

しかしながら、その評定内容についてみると、相続税、固定資産税の課税標準価格から時価を算出するにあたり使用する修正率の決定にあたって、相続税修正率(相続税課税標準価格を除する数値)については、管財局長通達に0.7以下と示されているのに、なんらの検討を加えることもなく最高値である0.7を採用し、また、固定資産税修正率(固定資産税課税標準価格に乗ずる数値)についても、春日井市の標準地の時価を同市追進町、松河戸町所在の2地点により算定し、これと当該地の固定資産税課税標準価格とを対比して8.5と決定しているが、標準地はともに本件売渡土地とは距離もへだたっており土地の状況も異なるばかりでなく、わずか2地点の標準地だけでは修正率決定の資料として十分とは認められず、いずれも実情にそわないものと認められる。

しかして、本院で調査した本件近傍地の売買実例18例から算定すると、相続税修正率

は0.5程度、固定資産税修正率は12程度となるから、これにより計算すると相続税課税標準価格を基とした価格は坪当り4,500円、固定資産税課税標準価格を基とした価格は坪当り4,568円となる。

また、売買実例価格については、適当なものがないとして採用していないが、36年9月に前記近傍地の売買実例18例の一部である同市六軒屋町北馬喰付近の畑1,751坪を愛知製罐株式会社が坪当り4,300円で、また、同地付近の宅地522坪を37年9月に汐谷硝子株式会社が坪当り6,300円でそれぞれ購入したものがあり、売買実例価格の採用も可能であったと認められるので、これらを採用することとし、時点修正等をすると5,048円となる。

いま、仮に本院が調査した相続税および固定資産税の修正率ならびに売買実例価格に基づいて計算すると、土地代は坪当り価格3,917円総額129,249,444円となり、本件売渡価額中の土地代104,930,700円はこれに比べて約2400万円低額となる計算である。

第3 文部省

不当事項

役務

(206) 設計謝金の支出にあたり処置当を得ないもの

(一般会計)(組織)文部本省　(項)国立文教施設整備費

新潟大学で、昭和38年10月、蜂巣某ほか2名に同大学教育学部長岡分校女子寄宿舎新営工事ほか2工事の構造、意匠または管工事の設計を委嘱したこととして、その謝金1,257,900円を支出しているが、実際は、本件契約の担当者が構造設計と意匠または管工事の設計図のトレース等を行なわせたが、意匠、管工事の設計は行なわせなかったものであり、これらに相当する謝金は544,400円で足りたのに、当初の契約どおりの設計を行なったものとして作成した業務完了調書に基づいて全額を支出したのはその処置当を得ない。

なお、上記過払額713,500円については、本院の注意により39年6月および7月その全額を返納させた旨の報告があった。

補助金

(207)(213) 国庫補助金の経理当を得ないもの

(一般会計)(組織)文部本省　(項)初等中等教育助成費　(項)産業教育振興費
(項)社会教育助成費　(項)学校保健費

文部省所管の国庫補助金または国庫負担金のうち市町村等が事業主体となって施行した初等中等教育助成、産業教育振興、社会教育助成および学校保健に対するものの経理に関し、昭和39年中、北海道ほか16都府県管内の3,828事業のうち812事業について検査したところ、過大な精算を行なっているもの、補助の対象とは認められない事業に対して補助金を交付したものなどがあり、これら不当経理のうち1事項の国

庫補助金10万円以上のものをあげると次表のとおり7件3,686,432円である。

（1）　初等中等教育助成費

県名 事業名	事業主体	年度	学校名	補助対象事業費 円	左に対する国庫補助金 円	不当事業費 円	左に対する国庫補助金相当額 円
（207）青森県							
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費給与事業	東津軽郡今別町	38	開智小学校ほか7校	712,709	356,314	605,259	302,589

要保護および準要保護の児童生徒について教科書費164,799円、学用品費422,760円、修学旅行費125,150円計712,709円を給与したとしているが、実際は修学旅行費107,450円を給与したにすぎない。

（208）岩手県							
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費給与事業	岩手郡玉山村	38	玉山小学校ほか18校	1,170,716	585,358	316,495	158,247

要保護および準要保護の児童生徒について教科書費283,506円、学用品費683,660円、修学旅行費203,550円計1,170,716円を給与したとしているが、実際は教科書費等854,221円を給与したにすぎない。

（209）宮崎県							
要保護及び準要保護児童生徒通学費給与事業	串間市	38	赤池小学校ほか3校	599,700	299,850	381,100	190,550

要保護および準要保護の児童生徒109人について通学費599,700円を給与したとしているが、補助対象の児童生徒と認められるものは41人218,600円にすぎない。

計				2,483,125	1,241,522	1,302,854	651,386

（2）　産業教育振興費

県名 事業名	事業主体	年度	学校名	補助対象事業費 円	左に対する国庫補助金 円	不当事業費 円	左に対する国庫補助金相当額 円
（210）広島県							
高等学校産業教育施設費にかかる事業	学校法人鶴学園	37	広島工業大学附属工業高等学校	7,632,335	3,816,000	5,313,000	2,656,500

新設課程の補助対象施設140坪を新築したとしているが、うち97.5坪については、既設課程の施設および補助の対象とならない施設を施行したものである。

（3）　社会教育助成費

府県名 事業名	事業主体	年度	学級名	補助対象事業費 円	左に対する国庫補助金 円	不当事業費 円	左に対する国庫補助金相当額 円
（211）岩手県							
青年学級運営の事業	久慈市	38	技能青年学級ほか4学級	510,000	170,000	340,000	113,334

青年学級の運営費510,000円を要したとしているが、実際は講師謝金等170,000円を使用したにすぎない。

（212）京都府							
青年学級運営の事業	亀岡市	38	宮前青年学級ほか6学級	420,000	140,000	306,030	102,012

青年学級の運営費420,000円を要したとしているが、補助対象運営費と認められるものは講師謝金等113,970円にすぎない。

計				930,000	310,000	646,030	215,346

（4）　学校保健費

県名 事業名	事業主体	年度	学校名	補助対象事業費 円	左に対する国庫補助金 円	不当事業費 円	左に対する国庫補助金相当額 円
（213）岩手県							
要保護及び準要保護児童生徒医療事業	久慈市	38	久慈小学校ほか28校	330,000	165,000	326,400	163,200

要保護および準要保護の児童生徒について医療費330,000円を援助したとしているが、実際はトラホームの治療費3,600円を援助したにすぎない。

そ　の　他

(214)　賃金に付増しするなどの方法により資金を別途に保有し予算外に経理したもの

(一般会計)　(部)雑収入　(款)諸収入　(項)物品売払収入　(項)雑入
(組織)文部本省　(項)国立文教施設災害復旧費
(組織)国立学校　(項)国立学校

北海道大学で、労務者賃金に付増しするなどの方法により資金を別途に保有し、これを予算外に経理して、労務者賃金、物品購入代等に充てていたものが次のとおりある。

(1)　同大学農学部附属天塩第一演習林で、昭和37年4月から39年3月までの間に、労務者賃金等の付増しまたは架空の支払いによりねん出するなどして2,261,720円(前年度からの繰越金544,080円を含む。)を保有し、うち1,229.574円を労務者賃金、物品購入代、会議費等の支払いに充て、492,455円を同大学農学部附属天塩第二演習林に融通し、残額539,691円に預金利子5,724円を合わせ545,415円を39年3月歳入に納付した。

(2)　同大学農学部附属天塩第二演習林で、37年4月から38年10月ごろまでの間に、立木売払代金等を歳入に納付しないで527,897円および労務者賃金等の付増しまたは架空の支払いによりねん出するなどして4,703,134円(前年度からの繰越金478,830円を含む。)計5,231,031円を保有し、これに同大学農学部附属天塩第一演習林から融通を受けた492,455円を合わせ5,723,486円を労務者賃金、物品購入代、工事代等の支払いに充てていた。

なお、同大学農学部附属雨龍演習林で、37年度中、労務者賃金の付増しまたは架空の支払いによりねん出した1,113,249円を労務者賃金、職員手当等の支払いに充てていたものがある。

第4　厚　生　省

不　当　事　項

保　険　(215)—(217)

(215)　健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(厚生保険特別会計)　(健康勘定)　(款)保険収入　(項)保険料収入
(年金勘定)　(款)保険収入　(項)保険料収入
(業務勘定)　(款)雑収入　(項)雑収入

健康保険および厚生年金保険事業における保険料徴収の適否について、青森県ほか30都府県の7保険課および94社会保険事務所管内の製造、加工、修理等を行なう業種に属する122,223事業所のうち4,425事業所を実地に調査したところ、保険料の徴収不足の事態が上記都府県のすべてに見受けられ、これを是正させたものが調査済事業所の41.2%に当たる1,825事業所で健康保険保険料25,381,117円、厚生年金保険保険料11,225,120円計36,606,237円となっていて、前年度において是正させた額に比べて減少しており、これを都府県ごとに集計すると次表のとおりである。

このような事態を生じているのは、報酬の把握の仕方が複雑であるなどの事情もあって事業主の届け出が適正に行なわれない傾向があり、これに対する実施機関側の指導調査も十分行き届かないことによるものと認められ、保険料の適正な徴収についてはなお一層努力の要があると認められる。

また、前記都府県の7保険課および94社会保険事務所において、滞納保険料にかかる延滞金の徴収決定状況を調査したところ、徴収の処置を怠っているものがあり、これを是正させたものが1保険課、7社会保険事務所において727事業所分2,692,400円ある。

都府県名	調査済納付義務者数	徴収不足			
		納付義務者数	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計
			円	円	円
青森県	61	30	363,510	170,670	534,180
岩手〃	39	26	278,523	134,210	412,733
宮城〃	103	62	730,170	341,455	1,071,625
福島〃	130	40	279,783	123,555	403,338
栃木〃	91	43	577,808	263,915	841,723
群馬〃	59	25	336,294	160,610	496,904
埼玉〃	69	32	328,923	132,725	461,648
東京都	2,026	794	13,338,110	5,685,327	19,023,437
神奈川県	115	27	251,118	114,940	366,058
福井〃	70	30	940,653	458,590	1,399,243
山梨〃	57	27	241,479	87,210	328,689
岐阜〃	79	44	521,640	242,855	764,495
静岡〃	43	13	160,776	68,590	229,366
愛知〃	98	50	461,853	205,245	667,098
三重〃	64	38	1,011,780	491,275	1,503,055
滋賀〃	57	17	93,744	38,330	132,074
大阪府	170	29	294,966	116,145	411,111
奈良県	62	35	495,369	225,405	720,774
和歌山〃	76	48	1,096,572	460,513	1,557,085
鳥取〃	65	22	201,852	99,690	301,542
島根〃	52	34	132,867	64,975	197,842
岡山〃	66	26	262,269	121,165	383,434
広島〃	72	21	59,220	26,260	85,480
山口〃	108	53	417,060	169,875	586,935
徳島〃	73	24	186,882	94,185	281,067
愛媛〃	99	43	396,900	199,240	596,140
高知〃	45	27	374,472	180,850	555,322
福岡〃	104	59	646,695	308,070	954,765
大分〃	92	41	324,576	168,760	493,336
宮崎〃	110	42	344,925	155,450	500,375
鹿児島〃	70	23	230,328	115,035	345,363
合計	4,425	1,825	25,381,117	11,225,120	36,606,237

(216)　船員保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(船員保険特別会計)　(款)保険収入　(項)保険料収入

船員保険事業における保険料徴収の適否について、青森県ほか15都府県の13保険課および3社会保険事務所管内の5,645船舶所有者のうち251船舶所有者を調査したところ、その38.6％に当たる97船舶所有者に徴収不足の事態が見受けられ、これを是正させたものが8,944,280円あり、都府県ごとに集計すると次表のとおりである。

このような事態を生じているのは、汽船船員等の報酬月額について、昇給により標準報酬の改定を要するのにこれをしていなかったり、歩合により報酬を受ける漁船船員の報酬月額について、その算定の基礎となる歩合金配分率等の調査が不十分であったため標準報酬を低く決定したりしていたことなどによるもので、標準報酬の適正な決定についてはなお一層努力の要があると認められる。

都府県名	調査済納付義務者数	徴収不足	
		納付義務者数	保険料
			円
青森県	5	3	96,316
宮城〃	9	2	437,902
東京都	25	11	554,151
神奈川県	29	2	297,778
三重〃	20	10	681,952
大阪府	17	8	1,026,536
和歌山県	16	13	1,781,033
鳥取〃	9	2	189,060
岡山〃	21	11	581,749
山口〃	12	3	479,553
徳島〃	8	3	303,355
愛媛〃	7	4	413,712
高知〃	22	8	673,201
福岡〃	21	10	580,177
鹿児島〃	22	7	847,805
合計	243	97	8,944,280

(217)　保険給付の適正を欠いたもの

(厚生保険特別会計)　(健康勘定)　(項)保険給付費

健康保険事業の昭和38年度における保険給付のうち傷病手当金の給付の適否につき、青森県ほか30都府県における7保険課および94社会保険事務所管内の傷病手当金受給者18,690人について調査したところ、実施機関側の事業所に対する調査指導が不十分なため、事業所から報酬を受けている者に対して傷病手当金を給付していたものなどが1,810人5,106,609円あり、これを都府県ごとに集計すると次表のとおりである。

都府県名	受給者調査人員	保険給付の適正を欠いたもの	
		人員	金額
	人	人	円
青森県	287	30	110,132
岩手〃	114	9	25,974
宮城〃	367	41	200,930
福島〃	419	17	36,990
栃木〃	493	37	111,894
群馬〃	672	36	36,173
埼玉〃	354	64	88,636
東京都	7,007	619	2,852,536
神奈川県	503	17	37,918
福井〃	297	81	182,113
山梨〃	266	65	113,732
岐阜〃	341	33	78,281
静岡〃	148	16	12,879
愛知〃	549	56	181,875
三重〃	222	52	58,236
滋賀〃	273	31	27,383
大阪府	1,118	166	210,850
奈良県	222	43	173,722
和歌山〃	645	52	79,854
鳥取〃	162	8	20,488
島根〃	207	20	51,870
岡山〃	365	13	16,618
山口県	461	42	57,093
徳島〃	401	21	13,684
愛媛〃	474	37	53,008
高知〃	195	18	37,598
福岡〃	521	65	103,149
大分〃	351	46	47,028
宮崎〃	590	34	44,886
鹿児島〃	378	41	41,079
合計	18,402	1,810	5,106,609

補助金

(218) (224)　国庫補助金の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)厚生本省　(項)簡易水道等施設費　(項)環境衛生対策費　(項)国立公園等管理費

1　簡易水道等施設費補助金の経理当を得ないもの

(218) (223)　昭和37、38両年度において市町村が事業主体となって施行した簡易水道等施設に対する国庫補助金の経理に関し、青森県ほか30都府県の工事現場895箇所のうち371箇所について検査したところ、工事の施行にあたって調査が十分でなかったため補助の目的を達していないもの、工事の施行が不良なため補助の目的を達していないものまたは設計に対し工事の出来高が不足しているものがあり、国庫補助金を除外すべきものと判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが青森ほか4県(注)において9工事4,978,233円となっており、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると次表のとおり6件4,562,730円である。

(注)　次表に掲記した県のほか青森県

県名	工事名	事業主体	事業年度	工事費	左に対する国庫補助金	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
(218) 岩手県	和賀郡和賀町横川目地区簡易水道新設事業	和賀町	36 37	33,184,000	8,296,000	819,923	204,980

配水池の壁体コンクリート46立米は配合比1:2:4で施行したこととしているが、実際は配合の悪いもので施行したばかりでなく、つき固めも不十分であったなどのためコンクリートとしての強度が低下しており、容易に破砕される状況である。また、配水場の土留練積石垣101平米は控30センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート平米当り0.15立米総量15立米を施行したこととしているが、実際はから積みで施行したなどのため工事費92,923円相当額が出来高不足となっている。

(219) 福島県	須賀川市仁井田地区簡易水道新設事業	須賀川市	38	11,058,000	2,764,500	11,058,000	2,764,500

1日最大給水量を317立米と算定して設計、施行したものであるが、水源の選定にあたり調査が不十分であったため取水量が不足し、給水開始以降1日当り33立米程度を給水しているにすぎない状況である。

(220) 埼玉県	秩父市影森地区簡易水道新設事業	秩父市	37	17,436,000	4,359,000	1,240,000	310,000

ろ過池の壁体コンクリート70立米は配合比1:2:4で施行したこととしているが、実際は配合の悪いもので施行したばかりでなく、つき固めも不十分であったためコンクリートとしての強度が低下しており、すでに各所にき裂を生じ貯りゅう水が浸透している。

(221) 同	飯能市南高麗地区簡易水道新設事業	飯能市	37	18,080,000	4,520,000	1,307,000	326,750

浄配水場施設の土留練積石垣546平米は控30センチメートルの玉石を使用し、裏込コンクリート平米当り0.42立米総量229立米を施行したこととしているが、実際は裏込コンクリートは全く施行せず、また、浄水場整地1,731平米は敷砂利を厚さ15センチメートルで総量259立米を施行したこととしているが、実際は厚さ3センチメートル程度で総量51立米を施行したにすぎないなどのため工事費1,307,000円相当額が出来高不足となっている。

県名	工事名	事業主体	事業年度	工事費	左に対する国庫補助金	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
(222) 愛媛県	温泉郡久谷村川西地区簡易水道新設事業	久谷村	37	7,000,000	1,750,000	826,000	206,500

配水池のコンクリート55立米は配合比1:2:4で施行したこととしているが、実際は配合の悪いもので施行したばかりでなく、つき固めも不十分であったためコンクリートとしての強度が低下しており、すでに壁体の各所にき裂を生じ貯りゅう水が浸透している。

(223) 同	北宇和郡津島町宗清地区簡易水道新設事業	津島町	37	3,000,000	750,000	3,000,000	750,000

1日最大給水量を67立米と算定して設計、施行したものであるが、水源の選定にあたり調査が不十分であったため取水量が不足し、給水開始以降1日当り12立米程度を給水しているにすぎない状況である。

計	89,758,000	22,439,500	18,250,923	4,562,730

2　国立公園等施設整備費補助金の経理当を得ないもの

昭和37、38両年度において、都道府県が事業主体となって施行した国立公園等施設に対する国庫補助金の経理に関し、青森県ほか30都府県の工事現場169箇所のうち51箇所について検査したところ、工事の出来高が不足しているもの、工事の施行が不良なため補助の目的を達していないものなどがあり、国庫補助金を除外すべきものと判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが岩手ほか2県(注)において3工事602,947円となっており、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると次表のとおりである。

(注)　岩手、栃木、滋賀各県

県名	工事名	事業主体	事業年度	工事費	左に対する国庫補助金	工事費から除外すべき額	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円	円
(224) 栃木県	中宮祠駐車場新設事業	栃木県	38	14,000,000	7,000,000	635,000	317,500

駐車場の路床3,959平米は切込砂利で厚さ40センチメートル総量2,058立米を施行したこととしているが、実際はうち3,270平米は厚さ30センチメートル程度総量1,633立米を施行したにすぎず、工事費635,000円相当額が出来高不足となっている。

第5 農　林　省

不 当 事 項

工　　事　(225)—(232)

(225) 用水路工事の施行にあたり工事費の積算および工事の設計が適切を欠いたため不経済となっているもの

(一般会計)(組織)農林本省　(項)土地改良事業費

近畿農政局で、昭和38年4月、随意契約により大成建設株式会社に東条川農業水利事業導水路第6期工事を69,565,000円(当初契約額68,355,000円、ほかに官給材料12,476,909円)で請け負わせ施行しているが、開きょの岩掘さく等の積算およびコンクリート打設の設計が適切を欠いたため、約460万円が不経済となっていると認められる。

本件工事は、開きょ延長1,795メートル、水路橋延長100メートル等を施行するもので、その予定価格69,569,000円(ほかに官給材料12,476,909円)についてみると、開きょ等の岩掘さく12,396立米は、さく岩機を使用して毎分50ミリメートルまたは70ミリメートルをせん孔し、掘さくずりを人力でトロに積み込み、運搬捨土することとし、1日の作業量38立米または63立米、立米当り685円または1,069円として12,280,572円、コンクリート打設3,712立米は、コンクリートを人力により運搬することとし、1日の打設量20立米、立米当り4,239円または4,630円として17,094,442円を積算したものである。

しかしながら、本件工事は開きょ掘さく幅が3.35メートルで、上記作業の作業場は広く、かつ、作業量も大きいので、このような場合通常使用するさく岩機のせん孔速度はその性能により計算すると毎分250ミリメートルまたは300ミリメートルとな

り、また、掘さくずりおよびコンクリートの積込み、運搬にはローダー、バッテリーカー等の機械を使用するのが通常であり、これによれば掘さく、積込み、運搬等の時間が短縮されて施行が効率的となるもので、当局の計算によっても、岩掘さく費は1日の作業量59立米または88立米、立米当り572円または836円計9,695,664円、コンクリート打設費は立米当り4,163円または4,554円計16,810,056円で足りた計算となる。さらに、上記開きょは、水圧等を考慮して全延長にわたり側壁の厚さを上部1メートルは20センチメートル、下部1メートルは平均40センチメートルとして施行しているが、うち990メートルは両側または片側が岩掘さく部分で、盛土部分のように水圧等を考慮する必要がないものであるから、岩掘さく箇所の側壁下部は上部と同様20センチメートル厚として設計すれば足り、これによればコンクリート量および岩掘さく量がそれぞれ200立米減少するため、コンクリート打設費において910,680円、岩掘さく費において165,352円計1,076,032円を節減することができたものと認められる。

いま、仮に上記により工事費を再計算すると、岩掘さく費は9,530,312円、コンクリート打設費は15,899,376円で足り、その他の工事費を合わせると総額は77,345,528円となり、本件工事費に比べて約460万円を節減することができたものと認められる。

(226) 工事用機械の改造計画が適切を欠いたため燃料消費量等が増大し不経済となっているもの

(特定土地改良工事特別会計) (項)土地改良事業費

近畿農政局で、昭和38年5月、随意契約により日本国土開発株式会社にコンバインドドレッジャの定期整備および装置取付け工事を3,650,000円で請け負わせ施行しているが、その改造計画が適切でなかったため、これを使用して施行する排水路掘さく工事の燃料消費量等が増大し約100万円が不経済となっていると認められる。

本件工事は、琵琶湖干拓建設事業大中之湖地区の地区内排水路掘さく75,963立米(工事費8,620,000円)に使用する150馬力ディーゼル・コンバインドドレッジャの改造を定期整備にあわせて施行するもので、うち改造費1,751,000円は、従来掘さく土砂を送泥ポンプにより排送する構造となっていたものを、ベルトコンベヤにより排送するように計画し、3馬力の電動機付ベルトコンベヤの製作およびこれをか働させるための60馬力ガソリン機関付発電機の甲板上へのすえ付けなどの工事を施行したものであるが、本件ベルトコンベヤは上記の3馬力電動機に代え直接4馬力程度のディーゼル機関を取り付けても作業上なんら支障がなく、かつ、燃料も少量で足りるので、ことさらに前記のように大型なガソリン機関付発電機および電動機を設置する要はなかったものと認められる。

いま、仮に上記により改造したとすれば、本件工事において改造費120,007円、前記地区内排水路掘さく工事において燃料費1,097,908円計1,217,915円を節減することができ、上記ガソリン機関付発電機の残存価額を考慮しても約100万円が不経済となっていると認められる。

(227) 堤防コンクリート打設工事の施行にあたり型わくの経費を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの

(特定土地改良工事特別会計) (項)土地改良事業費

九州農政局で、昭和38年10月、随意契約により株式会社柿原組に三池干拓建設事業矢部川堤防工事外1件工事を15,300,000円で請け負わせ施行しているが、コンクリート型わくの積算が適切を欠いたため予定価格が過大となり、工事費が約100万円高価となっていると認められる。

本件工事は、堤防延長1,354メートルのコンクリート打設等を施行するもので、その予定価格15,330,000円についてみると、型わく費4,521,492円は、コンクリート打設用の型わく延7,388平米に木製のものを使用することとし、平米当り612円として

積算している。しかしながら、本件のように同一構造で延長の長いコンクリート打設には木製型わくに比べて組立て、解体が容易で経済的な鋼製型わくの規格品を使用するのが通常であり、このような場合各農政局においてはいずれも鋼製型わくを使用することとして積算している状況であるから、本件の場合においても、木製を使うのが経済的な背面控壁の部分を除いた5,961平米については、鋼製によるのが適当であったと認められる。

いま、仮に控壁の部分1,426平米は木製、他の5,961平米の部分は鋼製の型わくを使用することとして修正計算すれば、型わく費は当局の計算によっても平米当り木製型わく分724円、鋼製型わく分440円合計3,655,918円で足り、その他の工事費を合わせると総額14,298,455円となり、本件工事費はこれに比べて約100万円高価となっていると認められる。

(228)　**工事の施行にあたり捨土運搬費を過大に計上したため工事費が高価と認められるもの**

(国有林野事業特別会計)　(国有林野事業勘定)　(項)国有林野事業費

大阪営林局倉吉営林署で、昭和38年5月、指名競争契約により有限会社井木組に蒜山林道新設工事を17,918,031円(当初契約額19,350,000円)で請け負わせ施行しているが、捨土運搬費を過大に計算したため、工事費が約120万円高価となっていると認められる。

本件工事は、幅員3.6メートル、延長2,870メートルの2級自動車道を新設するため土砂切取り17,462立米、盛土4,606立米、捨土7,442立米、から積石垣1,370平米等を施行したものである。しかして、本件工事費のうち捨土運搬費4,185,330円の内訳を調査したところ、測点136から165までの延長232メートルの間および測点249から251までの延長27メートルの間に発生する捨土3,394立米については、平均120メートル運搬するものとし、運搬区間が上りこう配であるとして運搬距離をとくに歩

増しして200メートルおよび210メートルと換算し、立米当り574円および602円としているが、現地の状況および設計図によれば下りこう配であることが明らかであるから運搬距離を歩増しする必要はなく、立米当り385円とすれば足りたものであり、また、測点99から104までの延長49メートルの間に発生する捨土456立米については、現場付近に捨土すれば足りるのに運搬捨土することとして立米当り574円を積算しているなどのため、989,851円が過大に計算されているものである。

いま、仮に適正と認められる捨土運搬費に諸経費等を合わせて工事費を再計算すれば総額は16,622,113円となり、本件工事費はこれに比べて約120万円高価となっていると認められる。

(229)
(231)　**直轄工事の施行が不良なもの**

(特定土地改良工事特別会計)　(項)土地改良事業費

(国有林野事業特別会計)　(国有林野事業勘定)　(項)国有林野事業費

東北農政局八郎潟干拓事務所ほか1箇所で、工事の施行にあたり、監督および検収が当を得なかったため施行が設計と相違していて設計に比べて工事の効果が低下していると認められるものが次のとおりある。

(229)　東北農政局八郎潟干拓事務所で、昭和38年8月、指名競争契約により株式会社大林組に20,330,000円で請け負わせ施行した西部承水路第5号橋梁工事その他工事は、12月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、うち道路法面コンクリートブロック張り工事の裏込砕石を設計と相違して施行したため、その効果が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、西部承水路を横断する道路延長356メートル等を施行するもので、うち道路の法面コンクリートブロック張り等2,064平米(工事費2,427,885円)は、設計書および図面によると、道路はしゅんせつした砂および山砂により造成し、かつ、両側が湖水に面しているので、砂の流出および凍上を防止してその保護と安定をはかるた

め裏込めに砕石を厚さ10センチメートルまたは15センチメートル総量285立米施行することとなっているのに、実際はかき込み砂利を厚さ2センチメートルから7センチメートル程度総量83立米施行したにすぎず、設計に比べてコンクリートブロック張りの効果が著しく低下しているものと認められる。

本件に対しては、請負人の負担においてコンクリートブロック張り等を工事費2,004,000円で再施行した旨の報告があった。

(230)　長野営林局で、昭和38年5月、指名競争契約により株式会社中島建設に9,231,116円で請け負わせ施行した浦川崩壊地復旧事業工事は、11月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、玉石コンクリートえん堤を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、大町営林署管内浦川国有林地内に37年度に築設した玉石コンクリートえん堤堤体の上部に玉石コンクリート1,011立米を打ち継ぎ、これをコンクリート厚さ20センチメートル総量136立米で被覆したものであるが、うち玉石コンクリート約64立米(工事費458,000円)およびコンクリート約38立米(工事費333,000円)はコンクリートの練混ぜ、つき固めおよび養生が不十分であったなどのため、硬化不十分な状態となっており、なかには凍結した箇所もあり、設計に比べてその強度が著しく低下しているものと認められる。

本件に対しては、請負人の負担において施行不良部分を工事費約106万円で再施行する旨の報告があった。

(231)　長野営林局で、昭和38年6月、指名競争契約により株式会社岩手屋に28,805,550円で請け負わせ施行した太田切林道新設工事は、39年1月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、コンクリート工事等を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、林道延長1,583メートルを新設するにあたり、崩落防止工コンクリートおよび擁壁コンクリート318立米等を施行したものであるが、うち崩落防止工および擁壁141立米(工事費1,231,000円)ならびに練積石垣46平米(工事費152,000円)についてみると、崩落防止工の脚部および擁壁のコンクリートならびに練積石垣の胴込コンクリートは、練混ぜ、つき固めおよび養生が不十分であったなどのため、凍結したり、砂利だけの層を生じたりしていて、崩落防止工は上部構造部分の荷重からみてその安定性があやぶまれ、擁壁および練積石垣は設計に比べて強度が著しく低下しているものと認められる。

上記のほか、同営林局で38年9月前記会社に8,283,846円で請け負わせ施行した上記林道新設追加工事(延長844メートル)においても、うち擁壁コンクリート31立米(工事費275,000円)はコンクリートの施行状況が上記同様であったため、すでにき裂を生じ倒壊のおそれがあり、設計に比べて強度が著しく低下しているものと認められる。

本件両工事に対しては、請負人の負担において工事費約60万円で、崩落防止工脚部および練積石垣については再施行し、擁壁については前面にコンクリートで増厚等を行なう旨の報告があった。

(232)　**代行工事の施行が不良なもの**

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)農用地開発事業費

東北農政局で、宮城県に施行させている代行開墾建設事業杉の堂地区のうち、同県が昭和38年11月、指名競争後の随意契約により菅甚建設株式会社に3,800,000円で請け負わせ施行した昭和38年度農地開発代行開墾建設事業杉の堂地区温水溜池工事は、39年3月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、ため池の築堤盛土のつき固めを設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、温水ため池1箇所等を施行するもので、うちため池堤とう延長248

メートルの築堤7,643立米(工事費2,162,004円)は、設計書および仕様書によると、ため池敷地内の掘さく土8,484立米を流用盛土し、30センチメートル厚さごとに転圧することとなっているのに、実際は掘さく土を水分の多いまま7,600立米程度盛土したにすぎず、転圧も十分行なわなかったため、築堤内法に多くのき裂を生じているばかりでなく、堤体内部は軟弱で堤とうとしての強度が著しく低下しているものと認められる。

本件に対しては、請負人の負担において内法側1,301立米を工事費833,600円で前はがね土に置き換え補強する旨の報告があった。

物　　件　(233)—(240)

(233)
(234)　**土地の売渡価額が低廉と認められるもの**

(自作農創設特別措置特別会計)　(款)自作農創設特別措置収入　(項)農地等売払収入

近畿農政局で、土地の売渡しにあたり、売渡価格の評定が適切でなかったため売渡価額が低額となっていると認められるものが次のとおりある。

(233)　近畿農政局で、昭和38年9月、随意契約により住友化学工業株式会社に大阪府茨木市大字蔵垣内所在の土地188坪を1,142,476円で売り渡しているが、売渡価格の評定が適切でなかったため、売渡価額が約170万円低額となっていると認められる。

本件売渡価格の評定内容についてみると、相続税課税標準価格を基とした価格坪当り2,286円と固定資産税課税標準価格を基とした価格坪当り11,050円とを平均した6,668円を基準価格とし、これから投下費用として20％相当額1,334円を控除して算定評価格を5,334円と算出し、さらに、精通者の鑑定意見価格として近畿財務局の坪当り15,100円、大阪法務局の坪当り1,950円からそれぞれ投下費用20％相当額を控除した平均坪当り価格6,820円を採用し、これと前記算定評価格5,334円とを再平均して坪当り売渡価格6,077円総額1,142,476円と評定しているものである。

しかしながら、

(ア)　評価にあたり売買実例価格について調査していないが、両隣の農地1,485坪を36年5月に同会社が坪当り11,004円および13,141円で購入したものがあり、この平均価格を時点修正すると17,204円となる。

(イ)　相続税、固定資産税の課税標準価格を基とした価格は、2箇所の比準地を採用し、これを基礎として算出しているが、本件土地が主要道路に面しているのに対し、比準地はいずれも上記道路から奥に入ったところにあり、これをそのまま採用することは適当とは認められず、本件道路に面した場所に比準地を求め再計算すると、当局の計算によっても相続税課税標準価格を基とした価格は14,205円、固定資産税課税標準価格を基とした価格は21,627円となる。

(ウ)　投下費用については、坪当り離作料3,000円、造成費1,098円計4,098円とし、これが借地権割合20％をこえるので20％として計算したものであるが、本件土地には小作の事実がなく、買受人が実際に投下した費用は造成費だけであるから、これを評定時に時点修正し算出すると坪当り1,173円となる。

(エ)　精通者から徴した鑑定意見価格については、うち大阪法務局の価格1,950円は上記比準地の固定資産税課税標準価格を3倍(不動産登記登録税課税標準価格認定基準表による倍数)したものであり、売買実例価格および近畿財務局の鑑定意見価格に比べて著しく開差があるから、これを排除すると坪当り15,100円となる。

いま、仮に本院の見解に基づいて計算すると、売渡価格は坪当り15,216円総額2,860,608円となるもので、本件売渡価額1,142,476円はこれに比べて約170万円低額となる計算である。

(234)　近畿農政局で、昭和38年12月、随意契約により小田某に京都市左京区吉田神楽岡町所在の土地65.9坪を価額778,806円で売り渡しているが、売渡価格の評定が適切でなかったため、売渡価額が約50万円低額となっていると認められる。

本件売渡価格の評定内容についてみると、相続税課税標準価格を基とした価格坪当り19,285円と固定資産税課税標準価格を基とした価格坪当り17,790円とを平均した18,537円を基準価格とし、これから投下費用として坪当り8,255円を控除して算定評価格を10,282円と算出し、さらに、精通者の鑑定意見価格として近畿財務局京都財務部の坪当り47,490円、京都地方法務局の坪当り5,930円からそれぞれ借地権割合50％相当額を控除した平均坪当り価格13,355円を採用し、これと前記10,282円とを再平均して坪当り売渡価格11,818円総額778,806円と評定しているものである。

しかしながら、

(ア)　相続税課税標準価格を基とした価格は大阪国税局で決定した37年7月現在における路線価格から算出したものであるが、評定時現在に時点修正する必要があり、これによると坪当り24,048円となる。

(イ)　固定資産税課税標準価格を基とした価格は、本件土地には路線価格がないとして比準地を求め京都市において設定した38年1月現在におけるその路線価格に近畿財務局の36年9月通達による固定資産税課税標準価格修正率6を乗じて算出したものであるが、本件土地には路線価格があるからこれを評定時現在に時点修正すべきであり、また、上記修正率は37年10月に13.1に改正されているからこれによるべきであり、これらの点を修正して計算すると坪当り46,646円となる。

(ウ)　精通者から徴した鑑定意見価格のうち京都地方法務局の価格5,930円は固定資産税課税標準価格を2倍(不動産登記登録税課税標準価格認定基準表による倍数)したものであり、前記基準価格および近畿財務局京都財務部鑑定意見価格に比べて著しく開差があるから、これを排除すると坪当り47,490円となる。

いま、仮に本院の見解に基づいて計算すると、売渡価格は坪当り20,709円総額1,364,723円となるもので、本件売渡価額778,806円はこれに比べて約50万円低額となる計算である。

(235)　国有財産の管理が適切を欠いているもの

(自作農創設特別措置特別会計)

自作農創設特別措置特別会計に所属する財産の管理が適切を欠いており、その根本的是正をはかる必要があることについては、昭和33年度、35年度および36年度の検査報告に掲記し、また、37年6月是正改善の処置を要求し、さらに、昭和37年度決算検査報告に掲記したところであるが、39年において、引続き同特別会計に所属する既墾地7,828町9反余、未墾地335,599町3反余のうち、既墾地160町1反余、未墾地15,904町4反余につき、東北ほか6農政局(注1)および北海道ほか17都府県(注2)ならびに関係市町村農業委員会について財産管理の状況を調査したところ、その後事務体制を強化し、財産管理の適正化および財産処分の促進等をはかっており、36、37両年度の検査報告で指摘した1,623件のうち881件を是正し、また、上記所属財産は前年度末に比べて73,155町8反余減少しているが、なお農林省の指導方針が十分徹底しないなどのため管理が適切を欠いているものが次表のとおりあり、一段と管理体制の強化をはかり、これらを是正することが緊要である。

態様	区分	件数	面積	摘要
農業上の用に供するため貸付けを行なっているもののうち他用途に転用されているもの	既墾地	28	町反畝歩 17 003	徴収すべき弁償金 4,742,948円
農業上の用に供しないことが明らかであるのに他用途に一時貸付けを継続しているもの	既墾地	56	233 900	
	未墾地	6	112 515	
所在または境界が不明となっているもの	既墾地	16	21 726	
	未墾地	10	211 005	
無断で使用されているもの	既墾地	50	133 105	徴収すべき弁償金 4,605,859円
	未墾地	20	311 102	同 3,716,104円
無断で売却されているもの	未墾地	2	14 916	
農耕または開拓不適地を長期間保有しているもの	既墾地	19	195 401	
	未墾地	48	51656 715	
計	既墾地	169	601 205	徴収すべき弁償金 9,348,807円
	未墾地	86	52306 323	同 3,716,104円

いま、これら不当な事例のうちおもなものをあげると次表のとおりである。

（注1）　東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

（注2）　北海道、青森、岩手、宮城、埼玉、千葉各県、東京都、神奈川、富山、石川、愛知、滋賀各県、京都府、兵庫、広島、山口、福岡、熊本各県

都道県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格 円

（農業上の用に供するため貸付けを行なっているもののうち他用途に転用されているもの）

東京都	江戸川区	畑	3畝25歩	408

23年12月矢野某から買収したものであるが、買収と同時に石川某に農耕目的に貸し付けたところ、32年3月および36年6月中村某ほか1名に転貸され、転借人はこれを住宅用地として使用しているのに、貸付けを解除することもなく弁償金(39年3月までの計算額1,563,603円)の徴収その他適切な処置も講じていない。

同	世田谷区	畑	4畝20歩	230

23年3月宮野某から買収したものであるが、買収と同時に鈴木某に農耕目的に貸し付けたところ、36年10月2畝23歩を借受人により住宅用地に転用され、また、残りの1畝27歩を奥村某に転貸され、転借人はこれを住宅および倉庫用地として使用しているのに、貸付けを解除することもなく弁償金(39年3月までの計算額404,628円)の徴収その他適切な処置も講じていない。

愛知県	稲沢市	畑	2反2畝22歩	1,967

22年12月禅源寺から買収したものであるが、買収と同時に小谷野某ほか8名に農耕目的に貸し付けたところ、33年10月および36年5月奥田某ほか3名に転貸され、転借人はこれを住宅用地として使用しているのに、貸付けを解除することもなく弁償金(39年3月までの計算額825,818円)の徴収その他適切な処置も講じていない。

（農業上の用に供しないことが明らかであるのに他用途に一時貸付けを継続しているもの）

東京都	西多摩郡瑞穂町	開拓用地	8反6畝20歩	1,871

29年7月および31年11月青田某ほか5名から買収したものであるが、31年11月ジャパマーハイツ企業組合に賃貸住宅用地として貸し付け、その施設が32年5月完成しており、将来においても農業上の利用目的に

都道県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格 円

供しないことが明らかであるからすみやかに売り払うべきであるのに、一時貸付けを継続している。

神奈川県	足柄下郡橘町	畑	6反3畝14歩	6,079

23年12月株式会社湘南製作所から買収したものであるが、35年3月久保田建材工業株式会社に工場用地として貸し付け、その施設が同年11月完成しており、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに売り払うべきであるのに、一時貸付けを継続している。

福岡〃	田川市	畑	2町3反5畝06歩	11,356

22年10月日本セメント株式会社から買収したものであるが、26年4月田川市に金川小学校用地として貸し付け、その施設が27年11月完成しており、将来においても農業上の利用目的に供しないことが明らかであるからすみやかに旧所有者に売り払わなければならないのに、一時貸付けを継続している。

（所在または境界が不明となっているもの）

福岡県	行橋市	開拓用地	3町3反9畝26歩	29,944

25年7月大蔵省から現地を確認しないで所管換を受けたものであるが、33年4月にいたり境界が不明であることが判明したのに、境界の確定その他適切な処置を講じていない。

（無断で使用されているもの）

岩手県	盛岡市	田、畑	9反9畝08歩	51,261

27年11月藤村某ほか9名から買収したものであるが、買収当時から盛岡市により仙北中学校用地として使用されているのに、弁償金(39年3月までの計算額2,720,031円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

愛知〃	豊橋市	田	1反4畝17歩	1,234

23年2月田中某ほか1名から買収したものであるが、25年5月から豊橋市により津田小学校用地として使用されているのに、弁償金(39年3月までの計算額313,866円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

熊本〃	熊本市飽託郡託麻村	開拓用地	20町2反1畝12歩	115,244

22年10月大蔵省から所管換を受けたものであるが、24年4月ごろから山本某ほか88名により農耕用地として使用されているのに、弁償金(39

都道県名	所在	種目	台帳面積	台帳価格 円

年3月までの計算額1,372,227円)の徴収その他適切な処置を講じていない。

(無断で売却されているもの)

千葉県	茂原市	開拓用地	1町3反7畝12歩	1,592

31年3月互助会開拓農業協同組合から買いもどししたものであるが、所有権の移転登記未済のうち同組合により36年2月から37年5月までの間に大忠商事株式会社ほか4名に売却され、うち1町22歩はさらに転売されて、いずれも買受人名義に登記済みとなっている。

(農耕または開拓不適地を長期間保有しているもの)

北海道	枝幸郡浜頓別町	開拓用地	348町1畝07歩	3,909,405

32年3月から35年3月までの間に浜頓別町ほか22名から買収したものであるが、海に近い砂の多い土地で、うち一部は湿地帯となっており、開拓に適しない土地であって土地配分計画も立てていないものであるのに、適切な処置を講じていない。

滋賀県	高島郡高島町	開拓用地	16町3反5畝18歩	21,194

23年10月万木某ほか1名から買収したものであるが、部落から離れた耕土の浅い山林、原野であり、かつ、飲料水等の水源もなく、開拓に適しない土地であって土地配分計画も立てていないものであるのに、適切な処置を講じていない。

兵庫 〃	赤穂市	開拓用地	5町9反6畝06歩	65,606

29年3月福本某ほか4名から買収したものの一部であるが、急傾斜の山地で耕土も浅く、開拓に適しない土地であって土地配分計画も立てていないものであるのに、適切な処置を講じていない。

(236)
(240)　土地の貸付料が低廉と認められるもの

(国有林野事業特別会計)　(国有林野事業勘定)　(款)国有林野事業収入　(項)雑収入

国有林野事業特別会計所属の土地のうち、有償で貸し付けているものの貸付料算定の適否については、昭和36、37両年度の検査報告に掲記したところであるが、39年においても引続き青森ほか5営林局管内の13営林署につき80事項を実地に検査したところ、貸付料算出の基礎となる土地価格の評定にあたり、近傍類似地の売買実例価格、固定資産税課税標準価格等を十分に調査しなかったなどのため、土地の評定価格が著しく低価となっており、ひいて貸付料が低額と認められるものが長野ほか2営林局管内の5営林署(注)において25事項ある。

いま、前記25事項の貸付料年額1,506,071円を当局計算の妥当と認められる貸付料年額5,298,745円に比べると3,792,674円低額となり、うちその差額1事項20万円以上のものをあげると次表のとおり5件2,713,981円である。

(注)　次表に掲記した営林署のほか松本営林署

	庁名 所在地	貸付面積 坪	貸付先	貸付けの始期 年月	38年度の年間貸付料 円	当局計算の妥当と認められる年間貸付料 円	差額 円	用途
(236)	長野営林局管内 岩村田営林署							
	長野県北佐久郡軽井沢町	4,621	長野県	昭和38. 5	149,101	436,912	287,811	建物敷地
(237)	名古屋営林局管内 富山営林署							
	富山県中新川郡立山町	6,989	富山 〃	〃 30. 9	53,696	552,039	498,343	同
(238)	熊本営林局管内 福岡営林署							
	福岡県糸島郡志摩村	266,592	福高観光開発株式会社	〃 38. 4	521,727	1,778,169	1,256,442	ゴルフ場用地
(239)	同 佐賀営林署							
	唐津市	5,823	株式会社唐津観光ホテル	〃 35.10	383,383	819,878	436,495	建物敷地
(240)	同 同							
	同	2,427	村崎某	明治44. 6	31,789	266,679	234,890	同
	計	286,452			1,139,696	3,853,677	2,713,981	

役　　務

(241)　電気需給契約が適切でなかったため電気料金が不経済に支払われているもの

(食糧管理特別会計)（業務勘定）（項)サイロ及倉庫運営費

東京ほか2食糧事務所(注)で、昭和37、38両年度中、東京電力株式会社ほか2会社に深川ほか2政府倉庫の電気料金として8,964,946円（うち37年度分3,418,732円）を支払っているが、倉庫に設置している低温装置の電気の供給を常時電力（1年を通じ常時供給を受ける電気をいう。)によって受けることとしたため、電気料金が1,585,592円(うち37年度分639,185円)不経済となっている。

本件政府倉庫の低温装置は、倉庫内の温度を一定に保ち、保管中の米穀の食味低下、病虫害発生を防止するため設備したものであるが、その使用期間は毎年5月ごろから9月ごろまでの間に限られているものであって、このような装置の電気の供給を受けるにあたっては、電力会社の定める電気供給規程による期間常時電力（毎年3月20日から10月31日までの期間を限り常時供給を受ける電気をいう。）として供給を受けることができることになっているものである。しかして、期間常時電力による料金計算は、基本料金において常時電力供給の場合の料金の20％を割り引いたものであり、かつ、上記期間のほかは基本料金を支払う要がないこととなっているものであるから、低温装置の電気は期間常時電力によることとして契約するのが有利であるにもかかわらず、常時電力によることとして契約したため、電気料金が不経済に支払われている。

いま、政府倉庫の電気需給契約にあたり、低温装置については期間常時電力によることとして契約したとすれば電気料金は7,379,354円で足り、本件支払料金に比べて1,585,592円（うち37年度分639,185円）を節減することができたものである。

なお、本院の注意により、39年5月および7月、低温装置の電気は期間常時電力として契約を改定した。

(注)　東京、愛知、大阪各食糧事務所

保　　険　(242)—(258)

(242)
(251)　農業共済保険事業の運営が適切でないもの

(農業共済再保険特別会計)

農業共済保険事業の運営が適切を欠いている事例については、毎年度の検査報告に掲記してその適正をはかるよう注意してきたところである。昭和39年においては、主要農作物共済に関し青森県ほか10府県の73農業共済組合および3町（共済金426,102,405円)について調査を行なったところ、共済金の全部または一部を組合員に支払わなかったり、共済金を補償対象外の組合員を含め掛金、賦課金割等で配分したりしているなど共済金の経理当を得ないと認められるものが20組合において116,443,120円(国庫負担推定額7162万余円)あり、これを不当の態様別に示すと次表のとおりである。

府県名	調査済共済組合数	調査済共済金額	共済金を組合員に全く支払わないもの		共済金の一部を組合員に支払わないもの		共済金を補償対象外の被害3割未満のものを含めて配分しているもの		計	
			組合数	共済金額	組合数	共済金額	組合数	共済金額	組合数	共済金額
		円		円		円		円		円
青森県	7	56,274,195	—	—	1	5,617,350	3	24,480,750	4	30,098,100
岩手〃	6	21,674,288	—	—	1	1,134,475	—	—	1	1,134,475
福井〃	6	15,152,340	—	—	—	—	1	803,660	1	803,660
三重〃	15	125,065,288	—	—	4	38,869,550	3	15,847,000	7	54,716,550
大阪府	12	41,564,060	1	1,200,963	3	11,898,077	—	—	4	13,099,040
福岡県	5	37,469,475	—	—	2	16,325,370	1	265,925	3	16,591,295
計	51	297,199,646	1	1,200,963 (イ)1,200,963)	11	73,844,822 (ア)47,272,642 (イ)21,409,218)	8	41,397,335 (ア)31,934,912)	20	116,443,120 (ア)79,207,554 (イ)22,610,181)

備考　(　)内の数字の(ア)は正規の基準によらないで交付した共済金額、(イ)は目的外に使用した共済金額をうち書きしたものである。

これら不当に経理された共済金のうち正規の基準によらないで組合員に交付したものが79,207,554円、補償対象外の組合員を含めて未収の掛金、賦課金等に充てているものが13,613,610円あり、また、残額23,621,956円はうち22,610,181円を目的外に使用し、1,011,775円を長期間未払いのままとしている。

しかして、これら組合のうちには、被害が発生してから後に共済の引受けを行なったもの、保険金請求に際し実評価を上回る被害報告を行なったもの、共済金の一部を別途に経理してこれをそのまま掛金、賦課金に充当し、組合員からは掛金、賦課金を全く徴収していないものも見受けられた。

いま、検査の結果判明した不当経理のうち、共済金を目的外に使用したものが1組合当り20万円以上のものをあげると次表のとおり10件22,487,422円あり、これらのうちとくに不当と認められる事例は次のとおりである。

(1)　大阪府堺市(旧福泉)農業共済組合で、37年産水稲および麦共済金809,189円、38年産麦共済金391,774円計1,200,963円を損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は全く支払うことなくこれを別途に経理して農作物共済、建物共済↗

	農業共済組合	共済目的	書類上の支払い 減収量	書類上の支払い 共済金	実際被害割 面積または減収量	実際被害割 金額
			kg	円		円
(242)	青森県西津軽郡木造町川除	37 水稲	50,042	2,502,100	10,530kg	175,500
		38 〃	62,305	3,115,250	25,032〃	417,200
(243)	三重県松阪市花岡町	37 水稲	75,937	2,571,620	446.8反	711,980
		〃 麦	19,095	351,902	—	—
		38 〃	139,967	2,529,199	—	—
(244)	同員弁郡員弁町	37 水稲	84,994	2,974,790	40,010kg	802,100
		〃 麦	154,856	2,814,751	—	—
		38 〃	443,973	8,029,172	—	—

↗等の掛金、賦課金、組合諸経費に充てており、また、組合員からは掛金、賦課金を徴収していない。

(2)　福岡県甘木市甘木農業共済組合で、37年産水稲共済金214,860円および同麦共済金568,335円を損害評価書どおり支払ったこととしているが、実際は麦共済金は373,071円を掛金割等で支払っただけで、残額195,264円を37年産水稲共済掛金、賦課金、組合諸経費に充てており、水稲共済に関しては共済金を全く支払うことなくこれをそのまま掛金、賦課金に充て、組合員からは掛金、賦課金を全く徴収せず事実上事業を休止していた。また、38年産麦共済に関しては引受けも行なわないこととしていたが、同麦の被害が著しくなったため、事業の適正運営をはかることとして共済事故発生後においてとくに引受けを行なったにもかかわらず、同麦共済金9,754,139円を損害評価書どおりの共済減収量717,541キログラムに対し支払うことなく、同麦共済面積416町5反に対し均等割で5,295,127円を支払っただけで、残額4,459,012円は3,455,555円を38年産水稲に対する支払資金、1,003,457円を同水稲共済掛金、賦課金に充てていた。

の支払計画 均等割その他 配分基準	金額	計 (実交付額)	共済金と実交付額との差額 補償対象外の組合員を含めて未収の掛金、賦課金等に充てたもの	共済金と実交付額との差額 目的外に使用したもの(会計実地検査当時の未使用額を含む。)
	円	円	円	円
掛金、賦課金割	1,643,628	1,819,128 (347,002)	1,472,126	682,972
同	2,698,050	3,115,250 (747,605)	2,367,645	—
共済面積割	698,280	1,410,260 (1,410,260)	—	1,161,360
同	147,960	147,960 (147,960)	—	203,942
同	2,212,047	2,212,047 (2,212,047)	—	317,152
共済面積割	553,734	1,355,834 (1,355,834)	—	1,618,956
同	2,814,751	2,814,751 (2,814,751)	—	—
同	3,219,070	3,219,070 (3,219,070)	—	4,810,102

	農業共済組合	共済目的	書類上の支払い 減収量	書類上の支払い 共済金	実際の被害割 面積または減収量	実際の被害割 金額	の支払計画 均等割その他 配分基準	の支払計画 均等割その他 金額	の支払計画 計（実交付額）	共済金と実交付額との差額 補償対象外の組合員を含めて未収の掛金、賦課金等に充てたもの	共済金と実交付額との差額 目的外に使用したもの（会計実地検査当時の未使用額を含む。）
			kg	円		円		円	円	円	円
(245)	三重県員弁郡東員村	37 水稲	114,169	3,967,510	—	—	掛金、賦課金割等	3,167,510	3,167,510 (3,167,510)	—	800,000
		〃 麦	171,415	3,117,108	—	—	引受収量割等	2,517,108	2,517,108 (2,517,108)	—	600,000
		38 〃	511,533	11,562,698	—	—	引受収量割	11,562,698	11,562,698 (11,562,698)	—	—
(246)	大阪府堺市(旧福泉)	37 水稲	17,743	621,005	—	—	—	—	—	—	621,005
		〃 麦	10,179	188,184	—	—	—	—	—	—	188,184
		38 〃	21,535	391,774	—	—	—	—	—	—	391,774
(247)	同富田林市	37 水稲	52,994	1,854,790	—	—	部落割	1,854,790	1,854,790 (1,854,790)	—	—
		〃 麦	61,344	1,128,774	—	—	同	1,097,800	1,097,800 (1,097,800)	—	30,974
		38 〃	114,880	2,090,819	—	—	同	988,100	988,100 (988,100)	—	1,102,719
(248)	同北河内郡交野町	37 水稲	26,304	920,640	—	—	—	—	—	—	920,640
		〃 麦	35,613	826,541	—	—	—	—	—	—	826,541
		38 〃	130,408	2,978,523	—	—	共済面積割	1,379,300	1,379,300 (1,303,000)	—	1,675,523
(249)	同豊能郡能勢町(旧東郷)	37 水稲	11,194	503,730	—	—	—	—	—	—	503,730
		〃 麦	15,774	394,350	—	—	部落割	253,409	253,409 (181,004)	—	213,346
		38 〃	52,770	1,199,910	—	—	同	967,325	967,325 (731,872)	—	468,038
(250)	福岡県甘木市甘木	37 水稲	10,743	214,860	—	—	—	—	—	—	214,860
		〃 麦	37,889	568,335	37,889 kg	142,084	掛金割	230,987	373,071 (373,071)	—	195,264
		38 〃	717,541	9,754,139	—	—	共済面積割	5,295,127	5,295,127 (5,295,127)	—	4,459,012
(251)	同八女郡広川町(旧広川下)	37 水稲	12,114	242,280	9,444 kg	171,352	—	—	171,352 (171,352)	—	70,928
		38 〃	9,201	184,020	4,697 〃	93,940	—	—	93,940 (93,940)	—	90,080
		〃 麦	236,247	5,361,736	196,756 〃	3,976,162	共済面積割	1,065,254	5,041,416 (5,041,416)	—	320,320
	計			72,960,510		6,490,318		44,366,928	50,857,246 (46,633,317)	3,839,771	22,487,422

備考　共済目的欄中、37、38はそれぞれ37年産、38年産を略したものである。

(252)–(258)　漁船再保険金の支払いにあたり処置当を得ないもの

(漁船再保険特別会計)　(普通保険勘定)　(項)漁船再保険費

水産庁で、昭和38年度中、漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)に基づいて漁船保険組合53組合に滅失、沈没、損傷その他の事故等による組合の支払保険金に対する普通再保険金2,087,657,697円を支出しているが、このうち南後志漁船保険組合ほか20組合に対する再保険金支払件数470事項353,309,571円について実地に検査したところ、組合の損害調査が十分でなくてん補額が過大に認定されているものをそのまま認めて再保険金を支払っているもの36事項、保険引受以前の事故に対し再保険金を支払っているもの2事項、保険事故でないものに対して再保険金を支払っているもの17事項、残存物件の評価漏れとなっているものに対し再保険金を支払っているもの1事項および救助費としててん補すべきでないものに対し再保険金を支払っているもの1事項計57事項17,578,159円があり、そのうち1事項10万円以上のものをあげると次表のとおり7件15,739,752円である。

組合名 / 船名	水産庁の決定額 損害額	水産庁の決定額 支払再保険金額	検査の結果妥当と認められる額 損害額	検査の結果妥当と認められる額 支払再保険金額	支払再保険金差額
	円	円	円	円	円
(252) 小樽湾漁船保険組合					
第3勇丸	182,310	124,894	0	0	124,894
(253) 北海道機船底曳網漁業漁船保険組合					
第12北洋丸	276,368	253,705	155,593	142,833	110,872
(254) 同					
第8淡路丸	719,158	660,184	587,128	538,981	121,203

結氷による事故等に対し船体等の損害額を182,310円としているが、実際は修繕の事実がなく、てん補の対象とならない。

他船との接触事故に対し船体の損害額を276,368円としているが、修繕費を過大に計上したもので、実際の損害額は155,593円である。

他船との接触事故に対し船体の損害額を719,158円としているが、修繕費を過大に計上したもので、実際の損害額は587,128円である。

組合名 / 船名	水産庁の決定額 損害額	水産庁の決定額 支払再保険金額	検査の結果妥当と認められる額 損害額	検査の結果妥当と認められる額 支払再保険金額	支払再保険金差額
	円	円	円	円	円
(255) 太平洋鮪鰹漁船保険組合					
第31振興丸	684,170	261,693	0	0	261,693
(256) 石川県漁船保険組合					
第67大栄丸	261,530	100,032	0	0	100,032
(257) 鳥取県漁船保険組合					
共福丸	3,970,000	1,786,500	3,740,500	1,683,225	103,275
(258) 高知県漁船保険組合					
第11福丸	19,662,194	17,285,065	2,692,844	2,367,282	14,917,783
計		20,472,073		4,732,321	15,739,752

機関損傷の事故に対し損害額を684,170円としているが、実際は通常の維持修理に要した費用で、てん補の対象とならない。

他船との接触等の事故に対し船体の損害額を261,530円としているが、実際は通常の維持修理に要した費用で、てん補の対象とならない。

共福丸　坐礁転覆事故に対し損害額を3,970,000円としているが、残存物件の評価漏れがあったため、実際の損害額は3,740,500円である。

第11福丸　機関損傷の事故に対し救助費を19,662,194円としているが、うち、3,162,194円は事故の発生した場所から安全にてい泊することができるもよりの場所までの曳航料を過大に計上しているもので、実際は2,692,844円であり、また、16,500,000円はその場所から修理地までの曳航料であって、特約のある場合に限り分損修理費としてのてん補の対象となるものであり、救助費としてはてん補の対象とならない。

補助金　(259)—(517)

(259)–(491)　公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)土地改良事業費　(項)農用地開発事業費　(項)海岸事業費　(項)伊勢湾高潮対策事業費　(項)農業施設災害関連事業費　(項)昭和38年発生農業施設災害関連事業費　(項)農業施設災害復旧事業費　(項)昭和38年発生農業施設災害復旧事業費　(項)北海道土地

改良事業費　(項)離島振興事業費　(項)昭和36年発生農業施設災害復旧事業費　(項)昭和37年発生農業施設災害復旧事業費　(項)昭和37年発生農業施設災害関連事業費

(組織)林野庁　(項)林道事業費　(項)山林施設災害関連事業費　(項)昭和38年発生山林施設災害関連事業費　(項)山林施設災害復旧事業費　(項)北海道林道事業費　(項)離島振興事業費

(組織)水産庁　(項)漁港施設費　(項)海岸事業費　(項)伊勢湾高潮対策事業費　(項)漁港施設災害関連事業費　(項)漁港施設災害復旧事業費　(項)昭和38年発生漁港施設災害復旧事業費　(項)北海道漁港施設費　(項)離島振興事業費　(項)昭和36年発生漁港施設災害関連事業費　(項)昭和37年発生漁港施設災害復旧事業費

(国有林野事業特別会計)　(治山勘定)　(項)治山事業費

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行した土地改良、治山施設、林道開設、漁港修築および災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金(以下「国庫補助金」という。)は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)等の根拠法規に基づいて交付されるものである。昭和39年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場49,724箇所のうち北海道ほか36都府県につきその6.7%に相当する3,321箇所(工事費23,258,531,944円、国庫補助金14,193,861,864円)を実地に検査したところ、これら施設のコンクリート工事において粗悪な骨材を使用したり、配合の悪い粗悪なもので施行したりしている事例が多く見受けられるほか、農業施設においては、頭首工の工事で玉石等を中詰めとし表面を粗悪なコンクリートで被覆しているためすでに漏水しているもの、水路護岸等の石垣工事で、石積みの施行が粗雑となっていたり、胴込および裏込のコンクリートがほとんど施行されていなかったり、その量が設計に比べて不足したりしているものなどがあり、治山施設および林道施設においては、玉石コンクリートえん堤および路側コンクリート擁壁の工事で、玉石等を中詰めとして表面を粗悪なコンクリートで被覆しているもの、設計に比べて玉石を多量に使用しているものなどがあり、漁港施設においては、防波堤等の堤体コンクリート工事で粗悪なコンクリートにぐり石を混入していたり、根固被覆捨石が設計量に比べて不足していたり、その張立てが粗雑となっていたりしているものなどがあり、国庫補助金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが北海道ほか30都府県において281工事144,499,829円となっており、このうち国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると別表第2のとおり233件136,961,031円である。

しかして、この種不当な事例が多数に上っているのは、主として事業主体、とくに市町村、組合等における工事の実施体制が不十分なため、現場の指導監督および検査が行き届かなかったり、工事の発注にあたって業者の施行能力等を十分に調査、検討しないで契約したため適正な工事を施行することが困難となったりしていることによるが、なお関係当局における指導および検査が十分に行なわれていないことにもよるものと認められる。

(492)　災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行する農業施設、山林施設、漁港施設の昭和38年発生災害復旧工事の査定を了したもの(農林省査定額25,292,704,000円)に対する検査は、査定済みの復旧事業費が7億円をこえる13道県のうち、新潟ほか10県を選び、38年12月から39年2月までの間に、農業施設1,653工事6,015,045,000円、山林施設109工事149,400,000円、漁港施設130工事698,956,000円計1,892工事6,863,401,000円について実施した。

その結果は、同一箇所の工事を農林省と建設省との双方でまたは農林省部内で重複して査定しているもの、既存の施設が被災していなかったり、被害が軽微であったりしているのに災害復旧の査定を受けて改良工事を施行しようとしているもの、施設の被災が工事の施行の粗漏に基因して生じたと認められるものを査定しているもの、護岸の法長、延長等を過大に見込んでいるもの、または機械施行が有利であるのに人力

施行で積算しているものなどが依然として多数見受けられ、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め、当局に対して注意したところ、前記11県において次表のとおり農業施設で645工事1,060,941,000円、山林施設で22工事3,337,000円、漁港施設で46工事33,434,000円計713工事1,097,712,000円、国庫補助（負担）金相当額1,007,108,000円を減額是正する旨の回答があった。

しかして、このように減額是正を要するものが多額に上ったのは、38年発生災害が岡山、高知、福岡、熊本の4県に集中し、これが査定時における現地の調査が十分行なわれなかったことによるものと認められる。とくに前記岡山ほか3県において減額是正を要する額が959,511,000円（全指摘額の87.4％）の多額となっているのは、被害が他県に比べて激じんであったばかりでなく、災害復旧の大部分が農業施設を復旧するもので、そのおもなものは大河川に施設されていた規模の大きな頭首工に関するものであり、それらの施設の被災が部分的であるのに頭首工全体の機能が災害により失われたとし、頭首工を新設する際の設計基準により著しく改良して復旧する計画としていたものなどをそのまま査定したことによるものと認められる。

なお、以上のほか、査定の時と状況が変化したため、災害復旧工事として施行する要がないと判明したものを注意して減額是正させたものが7工事につき工事費において1,312,000円国庫補助金相当額961,000円ある。

県＼類別	農林省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費									
					二重査定		改良工事その他		設計過大		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
新潟	594	893,812	174	540,525			12	4,647	16	3,269	23	10,114	51	18,030
石川	824	733,288	141	328,219			12	12,524	29	10,822	11	4,835	52	28,181
兵庫	1,562	972,250	195	379,214			3	748	23	4,311	32	1,391	58	6,450
岡山	3,406	3,874,268	202	1,395,357	2	134	3	4,780	95	235,072	20	4,615	120	244,601
広島	1,293	818,876	174	267,393					29	6,820	1	34	30	6,854
愛媛	1,303	966,301	107	249,959	1	113	1	5,916	45	22,163	14	2,002	61	30,194

県＼類別	農林省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費									
					二重査定		改良工事その他		設計過大		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
高知	3,404	3,061,945	176	1,343,545			7	285,468	62	89,270	11	7,735	80	382,473
福岡	1,469	1,725,818	162	968,979			11	18,638	42	202,276	13	6,748	66	227,662
佐賀	1,526	1,373,233	167	485,897	1	188			37	19,126	19	7,027	57	26,341
熊本	2,367	2,107,842	219	544,499	1	14	4	2,740	79	101,881	3	140	87	104,775
宮崎	1,166	835,803	175	359,814			3	2,363	45	19,344	3	444	51	22,151
合計	18,914	17,363,436	1,892	6,863,401	5	449	56	337,824	502	714,354	150	45,085	713	1,097,712

しかして、上記の是正させたもののうち、おもな事例を示すと次のとおりである。

1　改良工事その他国庫補助（負担）の対象としてはならないもの

（1）　高知県香美郡野市町野市上堰38年災害復旧は、査定額218,777,000円（国庫補助金204,994,049円）で井ぜき延長321メートルを復旧するもので、うち土砂吐けおよび洪水吐け等延長81メートルは可動ぜきとして配合比1：2：4のコンクリート677立米および配合比1：3：6のコンクリート6,606立米、残りの延長239メートルは固定ぜきとし、配合比1：3：6のコンクリート8,810立米等により井ぜきを新設するほか、護床のコンクリートブロック3,734個を施行することとしていたが、既設の井ぜきはぐり石または玉石を中詰めとした練石張りで、その被災状況は土砂吐けおよびえん体下流側の水たたき部分が洗掘された程度のものであり、えん体の大部分および角落し部分には被害が認められず、取水にはなんら支障がないものを原施設の機能が全く失われたものとして全面的に改修しようとしていたものである（減額させた工事費123,043,000円、国庫補助金115,291,291円）。

（2）　愛媛県周桑郡三芳町河原津海岸堤防38年災害復旧は、査定額7,144,000円（国庫負担金4,765,048円）で延長347メートルの既設の護岸練積石垣および根固捨石に被覆コンクリート919立米を施行することとしていたが、実際の被災状況

は練積石垣のうち延長21メートルにき裂を生じたり、根固捨石がわずかに移動したりした程度の軽微なものであったのに、これを改修しようとしていたものである(減額させた工事費5,916,000円、国庫負担金3,945,972円)。

(3)　石川県鹿島郡中島町瀬嵐海岸堤防38年災害復旧は、査定額1,955,000円(国庫負担金1,303,985円)で延長39メートルを玉石コンクリート擁壁144立米および波返しコンクリート17立米で復旧することとしていたが、実際は既設のから積石垣の一部がわずかに差狂いを生じた程度の軽微な被害で災害復旧事業の対象とならないのにこれを改修しようとしていたものである。

2　設計が過大と認められるもの

(1)　福岡県三井郡太刀洗町恵利頭首工38年災害復旧は、査定額421,400,000円(国庫補助金390,637,800円)で、井ぜき延長325メートルのうち17,043平米の練石張りが被災したとして、上流側延長306メートルに鋼矢板765枚を打設し、9,153平米にコンクリート止水壁3,978立米および被覆玉石コンクリート18,435立米を施行し、また、7,890平米にモルタル4,734立米をグラウト注入するなどして復旧することとしていたが、うち8,517平米は被災していなかったので鋼矢板257枚の打設、コンクリート止水壁2,458立米およびモルタル注入2,196立米を除外し、被覆玉石コンクリートに代えてコンクリートブロック等4,441立米を施行すれば足りるなどのため、復旧費は259,039,000円となり、162,361,000円(国庫補助金150,508,647円)が過大となっていた。

(2)　岡山県西大寺市鴨越頭首工38年災害復旧は、査定額313,198,000円(国庫補助金305,054,852円)で、井ぜき延長662メートルのえん体のうち7箇所が被災したとして、上流側延長267メートル、下流側延長260メートルに鋼矢板1,317枚を打設したうえ被覆コンクリート10,910立米等を施行し、延長512メートルに護床のコンクリートブロック21,210個をすえ付けることとしていたが、えん体の

上流側延長70メートルおよび下流側は被災していなかったので鋼矢板1,173枚の打設は除外し、また、護床のうち延長167メートルは洗掘されていなかったのでコンクリートブロック10,950個を除外し、さらに被覆コンクリートはえん体の既設の練石張りが残存しているのでコンクリート799立米および練石張り3,026平米を施行することとすれば足りるなどのため、復旧費は212,550,000円となり、100,648,000円(国庫補助金98,031,152円)が過大となっていた。

(3)　岡山県勝田郡奈義町大谷川水路38年災害復旧は、査定額36,622,000円(国庫補助金34,095,082円)で水路延長423メートルを側壁の上厚40センチメートル、下厚82センチメートル、底厚55センチメートルの三面張りコンクリート981立米、コンクリート砂防えん堤1箇所972立米および床固工36箇所等を施行することとしていたが、砂防えん堤は本件箇所付近に別途林野庁所掌の崩壊地復旧事業によりえん堤を施行することとなっているから除外し、また、三面張りコンクリートは既設の水路が上幅2.7メートル、底幅1.8メートル、高さ1.5メートル程度の素掘りまたは雑石から積み護岸のものであるから、同種の他の工事と同様側壁の上厚25センチメートル、下厚42センチメートル、底厚25センチメートルで361立米を施行すれば足りるなどのため、復旧費は18,321,000円となり、18,301,000円(国庫補助金17,038,231円)が過大となっていた。

3　積算が過大と認められるもの

(1)　福岡県早良郡早良町大谷川沿岸農地38年災害復旧は、査定額16,022,000円(国庫補助金15,445,208円)で農地11町2反を復旧するもので、流入土砂16,186立米の排土は人力で掘さくし、うち11,664立米を自動三輪車により運搬することとしていたが、人力掘さくのうち12,345立米はブルドーザで掘さくし、うち11,664立米はトラックにより運搬することが可能であるなどのため、これらにより修正計算すると復旧費は13,528,000円となり、2,494,000円(国庫補助金

2,404,216円)が過大となっていた。

(2)　佐賀県三養基郡基山町城戸川水路38年災害復旧は、査定額2,594,000円(国庫補助金2,526,556円)で水路延長100メートル等を復旧するもので、うち井ぜきは配合比1:3:6のコンクリート248立米を施行することとしていたが、コンクリートの所要量は52立米であるのに計算を誤ったため、1,042,000円(国庫補助金1,014,908円)が過大となっていた。

(493)
(516)

国庫補助金の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)農林本省　(項)農村振興費　(項)自作農創設維持助成費
(項)農山漁村建設総合対策費　(項)農業構造改善対策費
(項)農産物生産対策費　(項)麦作対策事業費　(項)畜産振興費

農林省所管国庫補助金のうち公共事業関係を除く一般補助については、昭和39年中、主として都道府県、市町村を経由して末端の事業施行者に交付された農業構造改善対策、農村振興、農産物生産対策、麦作対策、畜産および水産業振興等の補助金を選び、その交付の状況および補助金の使途につき実地に検査することとし、北海道ほか31都府県管内の市町村、各種組合等に交付された一般地域農業構造改善事業費補助金ほか52費目の国庫補助金3,047,661,240円について検査を実施したところ、補助金の経理当を得ないと認められたものが、北海道ほか29都府県(注)で、農業構造改善対策事業、農業委員会特別事業、麦作転換合理化施設事業等において、補助の対象とは認められない事業に対して補助金を交付しているもの、補助の目的を達していないもの、事業量が計画に比べて不足しているもの、過大な精算を行なっているものなど281事項15,061,369円ある。

また、農業委員会特別事業および市町村移住推進事業については、事業の全部または一部を実施していないものなどが多く、補助事業としての効果があがっているとは認められない状況であるので、第8節(3)記載のとおり39年7月是正改善の処置を要求した。

いま、前記281事項のうち1事項の国庫補助金10万円以上のものをあげると次表のとおり24件8,855,863円である。

(注)　次表に掲記した道県のほか、青森、岩手、山形、福島、茨城、栃木各県、東京都、富山、山梨、三重、滋賀各県、京都、大阪両府、広島、山口、佐賀、長崎、鹿児島各県

	道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
					円	円	円	円
(農業会議費補助事業)								
(493)	千葉県	37	都道府県農業会議費	千葉市 千葉県農業会議	9,516,059	3,055,000	765,454	336,663
	農業会議費補助事業を9,516,059円で施行したこととしているが、実際はうち765,454円を別途に経理して目的外に使用し、事業は8,750,605円で施行している。							
(494)	同	37	市町村農業振興特別指導	千葉市 千葉県農業会議	1,160,003	580,000	673,486	336,742
	市町村農業振興特別指導事業を1,160,003円で施行したこととしているが、実際はうち673,486円を別途に経理して目的外に使用し、事業は486,517円で施行している。							
(495)	宮崎県	37	都道府県農業会議費	宮崎市 宮崎県農業会議	7,307,900	2,780,000	1,168,977	211,275
	農業会議費補助事業を7,307,900円で施行したこととしているが、実際は6,138,923円で施行している。							
(農業協同組合合併推進事業)								
(496)	群馬県	37	農業協同組合合併推進	利根郡白沢村農業協同組合	1,800,000	600,000	697,962	232,654
	建物および付帯設備を1,800,000円で施行したこととしているが、実際は1,102,038円で施行している。							
(農山漁村建設総合対策事業)								
(497)	長野県	37	共同利用農機具	岡谷市中尾苹果生産組合	2,415,000	1,120,000	2,415,000	1,120,000
	スピードスプレーヤーおよびトラクター各1台を共同施設として購入し利用していることとしているが、実際は果樹が幼木で農道の整備も行なわれていないため全く利用されていないばかりでなく、具体的な利用計画も立てられていない。							
(498)	静岡県	37	共同貯蔵所	静岡市二軒家柑橘貯蔵組合	8,584,800	2,761,000	570,000	188,250

	道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫相当補助金額
					円	円	円	円

建物および付帯設備を8,584,800円で施行したこととしているが、実際は付帯設備の一部を施行せず、事業は8,014,800円で施行している。

(499)	徳島県	37	農事センター	美馬郡美馬町重清農業協同組合	4,796,820	2,000,000	328,240	141,071

建物および機械器具設備を4,796,820円で施行したこととしているが、実際は機械器具の一部を購入せず、事業は4,468,580円で施行している。

(農業構造改善対策事業)

(500)	北海道	38	畜舎	石狩郡石狩町極東農場	16,900,000	7,542,000	3,549,800	1,587,811

建物および付帯設備を請負額16,900,000円で施行したこととしているが、実際は補助の対象とならないものを含め14,164,700円で請け負わせ、事業は13,350,200円で施行している。

(501)	同	38	客土	石狩郡石狩町花畔農業協同組合	9,900,000	5,445,000	2,127,914	1,170,353

畑地29ヘクタールの客土8,700立米を請負額9,459,000円、土壌購入費261,000円、雑費180,000円計9,900,000円で施行したこととしているが、実際は土壌購入費を含め請負額等7,619,693円、雑費152,393円計7,772,086円で施行している。

(502)	同	38	農道	石狩郡石狩町花畔農業協同組合	3,500,000	1,925,000	763,522	419,938

農道延長1,685メートルを請負額3,404,000円、雑費96,000円計3,500,000円で施行したこととしているが、実際は請負額2,650,000円、雑費86,478円計2,736,478円で施行している。

(503)	同	38	区画整理	雨竜郡沼田町農業協同組合	17,961,116	8,980,558	277,173	138,587

農地68ヘクタールの区画整理を17,961,116円で施行したこととしているが、実際は17,683,943円で施行している。

(504)	同	38	水田作経営用ほ場機械	樺戸郡新十津川町総富地機械利用組合	1,600,300	800,000	274,300	138,326

機械格納庫を1,600,300円で施行したこととしているが、実際は1,326,000円で施行している。

(505)	同	38	暗きょ排水	勇払郡厚真町土地改良区	2,204,327	1,121,163	433,243	221,458

農地20ヘクタールの暗きょ排水を2,204,327円で施行したこととしているが、実際は1,771,084円で施行している。

	道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫相当補助金額
					円	円	円	円

(506)	千葉県	37	農業構造改善事業普及浸透	千葉市千葉県農業会議	1,712,594	856,000	363,280	181,343

農業構造改善事業普及浸透事業を1,712,594円で施行したこととしているが、実際はうち363,280円を別途に経理して目的外に使用し、事業は1,349,314円で施行している。

(507)	福井県	37	畜舎	福井市南四ツ居共同養鶏組合	5,483,210	1,673,000	602,808	184,478

建物を5,483,210円で施行したこととしているが、実際は4,880,402円で施行している。

(508)	鳥取県	37	区画整理	東伯郡赤碕町安田土地改良区	36,240,000	18,120,000	300,000	150,000

農地41ヘクタールの区画整理を36,240,000円で施行したこととしているが、実際は35,940,000円で施行している。

(509)	宮崎県	38	集団化付帯土地改良	北諸県郡三股町摯池土地改良区	5,036,000	2,518,000	273,385	136,693

農道延長4,002メートルを5,036,000円で施行したこととしているが、実際は4,762,615円で施行している。

(病害虫防除事業)

(510)	千葉県	38	畑地土壌病害虫防除	船橋市	3,420,400	1,140,000	844,200	281,267

農薬1,006かん(1かん当り3,400円)を3,420,400円で購入しているが、実際は購入先では1かん当り2,400円から2,700円で一般に販売しているので、2,576,200円で購入することができたものである。

(511)	同	38	畑地土壌病害虫防除	印旛郡八街町	2,052,000	684,000	560,200	186,734

農薬600かん(1かん当り3,420円)を2,052,000円で購入しているが、実際は購入先では1かん当り2,400円から2,500円で一般に販売しているので、1,491,000円で購入することができたものである。

(麦作対策事業)

(512)	岐阜県	37	飼料共同化施設	本巣郡糸貫町土貴野農業協同組合	333,800	143,125	267,000	109,725

草刈機4台およびカッター3台を333,800円で購入したこととしているが、実際は草刈機3台およびカッター2台を購入せず、事業は66,800円で施行している。

(513)	徳島県	38	飼料共同化施設	徳島市川内農業協同組合	617,000	300,000	617,000	300,000

	道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額
					円	円	円	円

カッター13台および草刈機4台を共同施設として購入し利用していることとしているが、実際はうちカッター2台を未使用のまま保有し、他は個人に売却処分したものである。

(514)	高知県	38	飼料共同化施設	室戸市西山畜産研究会	821,000	375,000	444,000	186,500

原動機4台、乾燥機2台および草刈機4台等を共同施設として購入し利用していることとしているが、実際はうち原動機4台および乾燥機2台は個人用のもので共同施設とは認められない。

(肉用素畜導入資金利子補給事業)

(515)	宮城県	37	肉用素畜導入資金利子補給	仙台市 宮城県畜産農業協同組合連合会	17,967,700	136,000	17,967,700	136,000

牛230頭を購入し9組合に預託するにあたり、受託者が負担する金利の一部を軽減したこととしているが、実際は全く軽減しておらず、利子補給の要がなかったものである。

(516)	千葉県	38	肉用素畜導入資金利子補給	千葉市 千葉県販売購買農業協同組合連合会	38,676,000	760,000	38,676,000	760,000

牛1,000頭を購入し9農業協同組合に預託したこととしているが、実際は1,174頭を購入し、預託することなく37農業協同組合に売却したもので、利子補給の要がなかったものである。

(517)　大豆交付金の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)食糧庁　(項)国産大豆等保護対策費

食糧庁で、昭和38年度に、全国販売農業協同組合連合会(以下「全販連」という。)に対し、昭和36年産大豆交付金として626,001,961円、昭和37年産大豆交付金として88,027,596円を大豆の生産者に交付することとしてそれぞれ支出しているが、調査が十分でなかったため、交付金のうちに交付の対象としてはならないものを含めていたり、交付金が生産者に交付されていなかったりしているものが3,189,902円ある。

本件交付金は、大豆の輸入の自由化に伴い、低廉な外国産大豆の輸入が増大することにより、国産大豆の価格が低落することが見込まれるので、大豆なたね交付金暫定

措置法(昭和36年法律第201号)の規定に基づき、生産者が農業協同組合を通じ全販連に販売の委託をした36年産大豆41,873,040キログラムおよび37年産大豆28,093,908キログラムについて、生産者の平均手取額が60キログラム当り3,200円となるようその販売価格との差額相当分(36年産大豆897円、37年産大豆188円)を交付金とし、全販連、農業協同組合連合会および農業協同組合を通じ生産者に交付するものである。

しかして、本院において、本件交付金の交付対象となった大豆を取り扱ったもののうち、北海道ほか5県の6農業協同組合連合会および北海道大正農業協同組合ほか112組合について調査したところ、前記法律によれば、交付金の交付対象となる大豆は生産者が農業協同組合を通じ全販連に販売の委託をしたものに限られるなどの条件が付されているのに、農業協同組合が買い取った大豆、生産者以外の者から委託を受けた大豆など交付の対象としてはならないものを含めていたものが北海道大正農業協同組合ほか35組合で153,174キログラムに対する交付金2,134,791円あり、また、本件交付金は生産者からの委託数量に応じこれを生産者に交付することになっているのに、農業協同組合等が交付金を受領していながらこれを生産者に交付していないものが北海道清水町熊牛農業協同組合ほか13組合で1,055,111円ある。

第6 通商産業省

不当事項

補助金

(518)
(524) **中小企業近代化促進費補助金を財源とする府県の貸付金の運営当を得ないもの**

(一般会計) (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費

昭和38年度中、中小企業近代化資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づく設備近代化資金の貸付事業を行なう都道府県においては、自己資金4,100,100,000円、国庫補助金4,100,000,000円、償還金等3,765,292,414円計11,965,392,414円を都道府県の特別会計の財源として受け入れ、9,082事項11,375,811,000円の貸付けを行なっているが、本院において北海道ほか32都府県における貸付け7,663事項9,693,624,000円のうち、637事項1,194,073,000円について貸付けの当否および貸付金の使用状況を調査したところ、対象設備を購入していない者に貸し付けたりまたは他の金融機関から長期資金を借り入れて設備を購入している者に貸し付けたりしているなど資金の使用当を得ず、ひいては国庫補助金が所期の目的に反して使用されたと認められるものが、神奈川県ほか4府県において次表のとおり7件9,130,000円、これに対する国庫補助金相当額4,535,600円ある。

また、都道府県における貸付けの時期が遅延するなど本制度の趣旨にそわない結果をきたしている状況であるので、第8節(6)記載のとおり39年10月改善の意見を表示した。

	府県名	貸付先	貸付対象	事業費 (同上に対する貸付額)	不当事業費 (同上に対する貸付相当額)	左に対する国庫補助金相当額
				円	円	円
(518)	神奈川県	京浜発条株式会社	スプリング研磨機ほか3点	3,560,000 (1,780,000)	1,740,000 (870,000)	417,600
	貸付対象設備のうちスプリング研磨機ほか1点は中小企業金融公庫から長期資金を借り入れて購入しているため、貸付けの対象とならない。					
(519)	静岡〃	有限会社中清工業	油圧プレス	6,150,000 (2,770,000)	6,150,000 (2,770,000)	1,385,000
	貸付対象設備を購入したこととしているが、実際は購入していなかったものである。					
(520)	大阪府	株式会社芝実鉄工所	ブレーキプレス	3,000,000 (1,500,000)	1,800,000 (900,000)	450,000
	3,000,000円で貸付対象設備を設置したこととしているが、実際は1,200,000円で設置していた。					
(521)	同	吉貝機械金属株式会社	フライス盤ほか1点	4,380,000 (2,190,000)	4,380,000 (2,190,000)	1,095,000
	中小企業金融公庫から長期資金を借り入れて貸付対象設備を購入しているため、貸付けの対象とならない。					
(522)	和歌山県	海南織布有限会社	自動織機10台	2,480,000 (1,200,000)	2,480,000 (1,200,000)	588,000
	旧登録織機を廃棄したこととして貸付けを受けながら廃棄することなくか働中である。					
(523)	香川〃	遠藤木材工業株式会社	帯のこ盤ほか1点	2,600,000 (1,200,000)	1,350,000 (630,000)	315,000
	貸付対象設備のうち帯のこ盤は既往年度に設置したもので、貸付けの対象とならない。					
(524)	同	矢野被服有限会社	万能プレスほか6点	1,389,000 (690,000)	1,140,000 (570,000)	285,000
	貸付対象設備のうち万能プレスほか3点を購入していなかったものである。					
	計			23,559,000 (11,330,000)	19,040,000 (9,130,000)	4,535,600

そ　の　他

(525)
(528)

高度化資金貸付金を財源とする府県の貸付金の運営当を得ないもの

(中小企業高度化資金融通特別会計)　(項)高度化資金貸付金

昭和38年度中、中小企業近代化資金助成法に基づく工場等集団化資金、商業集団化資金および商工業協業化資金の貸付事業を行なう北海道ほか44府県においては、自己資金1,963,007,000円、国からの高度化資金貸付金1,962,315,500円、償還金等708,401,232円計4,633,723,732円を道府県の特別会計の財源として受け入れ、632事項4,525,017,750円の貸付けを行なっているが、本院において北海道ほか31府県における貸付け519事項3,959,116,750円のうち、247事項3,293,134,750円について貸付けの当否および貸付金の使用状況を調査したところ、貸付けの対象とならないものに貸し付けるなど資金の使用当を得ず、ひいては国の貸付金が所期の目的に反して使用されたと認められるものが、長野県ほか2府県において次表のとおり4件14,000,147円、これに対する国の貸付金相当額7,000,073円ある。

上記のほか、38年度に貸付決定したもののうち貸付けの対象とならないものに貸し付けることとしていたものが4事項貸付額6,324,000円、これに対する国の貸付金相当額3,162,000円あったので是正させた。

	府県名	貸付先	貸付対象	事業費(同上に対する貸付額)	不当事業費(同上に対する貸付相当額)	左に対する国の貸付金相当額
				円	円	円
(525)	長野県	第一精密工業協同組合	工場建屋(電気工事、給排水衛生設備工事を含む。)	11,192,800 (5,480,000)	2,503,704 (1,135,452)	567,726

貸付対象とした共同施設のうち工場建屋の電気設備、給排水設備(5,042,800円)の一部2,503,704円は特定の会社の専用のもので、貸付けの対象とならない。

	府県名	貸付先	貸付対象	事業費(同上に対する貸付額)	不当事業費(同上に対する貸付相当額)	左に対する国の貸付金相当額
				円	円	円
(526)	岐阜県	岐阜県金属工業団地協同組合	仮泊施設	8,600,000 (4,300,000)	2,529,390 (1,264,695)	632,347

貸付対象とした工員の仮泊施設102坪のうち30坪は協同組合の事務所を建設したもので、貸付けの対象とならない。

(527)	大阪府	大阪婦人子供服団地協同組合	共同施設	17,400,000 (8,700,000)	3,400,000 (1,700,000)	850,000

貸付対象とした共同施設のうち汚水処理装置は17,400,000円で設置することとして貸し付けたものであるが、実際は14,000,000円で設置していた。

(528)	同	株式会社泉州デパート	建物ほか7点	21,793,000 (9,900,000)	21,793,000 (9,900,000)	4,950,000

中小商業者の出資者数およびその出資額の総出資額に対する割合が貸付けの要件を満たしていないので、貸付けの対象とならない。

	計			58,985,800 (28,380,000)	30,226,094 (14,000,147)	7,000,073

第7　運　輸　省

不　当　事　項

工　　事

(529)　基礎捨石の天ばならしを過大に設計したため工事費が不経済となっているもの

(港湾整備特別会計)　(港湾整備勘定)　(項)伊勢湾高潮対策事業費

伊勢湾港湾建設部で、昭和38年5月、指名競争後の随意契約により株式会社水野組に四日市港東防波堤工事を415,700,000円(当初契約額225,000,000円)で請け負わせ施行しているが、基礎捨石の天ばならしを過大に設計したため、工事費約240万円が不経済となっていると認められる。

本件工事は、防波堤延長1,200メートルの築造にあたり、基礎捨石25,160立米(1個当り重量50キログラムから150キログラム)を天ば幅17.5メートルから31メートルで施行し、その上に函塊57函(長さ12メートル、幅9メートル、高さ8.5メートル)および根固方塊810個(長さ2メートル、幅1.5メートル、高さ1メートル)をすえ付け、捨石の法面および天ば(函塊等のすえ付け部分を除く。)を1個当り300キログラムから500キログラムの割石で被覆するものであるが、捨石の天ば11,010平米については、その全面積にわたり潜水夫を使用し平均20センチメートル厚に砕石を間詰めして本ならしを施行することと設計し、平米当り1,302円計14,340,000円を計上している。

しかしながら、捨石の本ならしは函塊および方塊のすえ付け基面の不陸を少なくして摩擦力を大きくし、ひいて函塊等の滑動を防止するため施行するものであるから、その敷幅相当分に多少の余裕をみて施行すれば足りるもので、残余の天ば部分は法面同様その上に被覆石を施行するものであるから粗ならしを施行すれば足りるものである。

いま、仮に方塊については50センチメートル、函塊については1メートルの余裕をみて捨石の本ならしを施行することとすれば、天ばならし工事費は本ならし7,463平米9,717,000円、粗ならし3,547平米2,355,000円合計12,072,000円で足り、その他の工事費を合わせると総額は413,288,000円となり、本件工事費に比べて約240万円を節減することができたものと認められる。

補　　助　　金　(530)—(533)

(530)—(532)　公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)運輸本省　(項)海岸等事業費　(項)港湾施設災害復旧事業費
(項)昭和38年発生港湾施設災害復旧事業費
(港湾整備特別会計)　(港湾整備勘定)　(項)港湾事業費

地方公共団体等が施行した港湾工事に対する国庫負担金または国庫補助金は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)等の根拠法規に基づいて交付されるものである。昭和39年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場3,290箇所のうち北海道ほか8府県についてその18.7%に相当する616箇所(工事費6,817,163,992円、国庫負担金または国庫補助金3,308,453,395円)を実地に検査したところ、工事の施行が不良なため工事の効果を減殺しているものおよび工事費の積算が過大と認められるものがあり、国庫負担金または国庫補助金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額1工事10万円以上のものが北海道ほか3県(注)において5工事1,463,703円となっており、このうち国庫負担金または国庫補助金を除外すべき額1工事20万円以上のものをあげると次表のとおり3件1,204,300円である。

(注)　北海道、石川、広島、山口各県

道県名 / 工事	事業主体	工事費	左に対する国庫負担(補助)金	左のうち38年度までの交付済額	工事費から除外すべき額	左に対する国庫負担(補助)金相当額 (うち39年度以降交付予定額中減額を要する額)
		円	円	円	円	円
(530) 北海道						
紋別市紋別港38年災害復旧	紋別市	29,443,945	23,298,400	21,191,825	297,000	237,600 (237,600)
船揚場延長150メートルの復旧にあたり、コンクリートブロック1,480平米を施行しているが、うち94メートルの間403平米はすえ付けが粗雑であったためブロックとブロックとの間に間げきを生じている箇所が少なくなく著しく不陸となっており、船揚場としての効用が十分に達せられていない。						
(531) 石川県						
珠洲市飯田港防波堤改修	石川県	17,556,000	7,022,400	7,022,400	598,000	239,200
防波堤延長148メートルの築造にあたり、作業船の損料は実か働時間により算出するのが相当であるのに休役日を含めたため、工事費598,000円相当額が積算過大となっている。						
(532) 山口県						
下関市下関港福浦防波堤改修	下関市	31,500,000	15,750,000	15,750,000	1,455,000	727,500
防波堤延長180メートルの築造にあたり、測点No.11からNo.12までの間5.3メートルの基礎工所要数量は被覆捨石32立米、同ならし55平米、ぐり石13立米、同ならし26平米であるのに、誤って53メートルとして被覆捨石330立米、同ならし551平米、ぐり石139立米、同ならし265平米と積算したため、工事費1,455,000円相当額が積算過大となっている。						
計		78,499,945	46,070,800	43,964,225	2,350,000	1,204,300 (237,600)

(533)　災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体が施行する公共土木施設の昭和38年発生災害復旧工事の査定を了したもの(運輸省査定額3,134,233,000円)に対する検査は、査定額の比較的多かった北海道ほか7県を選び、39年2月から5月までの間に、総工事数412箇所査定額1,707,439,000円のうち171工事査定額1,148,019,000円について実施した。

その結果は、前記8道県のうち4道県において査定工事費の積算が過大となっているものがあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、次表のとおり4工事につき工事費において2,451,000円国庫負担金相当額1,859,000円を減額是正する旨の回答があった。

道県名 \ 類別	運輸省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円
北海道	22	238,297	12	155,645	1	668
富山県	20	538,547	16	530,591	1	974
福井〃	18	144,363	15	110,121	1	666
大分〃	75	139,549	47	69,017	1	143
合計	135	1,060,756	90	865,374	4	2,451

第8 郵　政　省

(郵政事業特別会計の経理について)

昭和38年度の収益総額は2185億9151万余円、これに対し損失総額は2150億5038万余円で、本年度利益金35億4113万余円を計上している。しかして、利益金はその全額を積立金に計理することとしている。

本特別会計における他会計業務に要する経費のうち予算繰入れとなっている郵政省所管の他の2特別会計からの受入額と使用経費との間に過不足をきたしている事態については、昭和37年度決算検査報告に掲記したところであるが、本年度においても、事業別損益計算書によれば、為替貯金事業では56億3965万余円の収入不足で、これは主として郵便貯金特別会計からの受入不足により生じているものと認められ、また、保険年金事業では簡易生命保険及郵便年金特別会計から23億5437万余円の受入過剰となっている。

不当事項

役　務

(534)(535) 郵便専用自動車の配車計画が適切を欠いたため不経済となっているもの

(郵政事業特別会計) (項)業務費

東京、名古屋両郵政局で、郵便物運送を請け負わせるにあたり、郵便専用自動車の配車計画が適切でなかったため、不経済となっていると認められるものが次のとおりある。

(534) 東京郵政局で、昭和38年4月から39年3月までの間に、日本郵便逓送株式会社に新宿ほか10郵便局の小包配達および通常取集等を請け負わせ122,731,780円を支払っているが、配車計画が適切でなかったため、約200万円が不経済となっていると認められる。

本件請負契約は、郵便専用自動車22両および56両をもってそれぞれ小包配達および通常取集等を行なわせるものであるが、このうち各22両分60,893,640円についてみると、通常取集の各車両は通常郵便物の取集を4回、特別取集を1回行なうものであるが、この特別取集便と最終の通常取集便は、作業時間帯からみて、小包配達の車両の作業時間を延長しても、通常取集の車両の待合時間が不要となるなどのため、小包配達の車両に行なわせることが有利であるから、このように組み合わせて配車したとすれば、請負料は58,801,440円となり、約200万円を節減することができたものと認められる。

(535) 名古屋郵政局で、昭和38年4月から39年3月までの間に、東海自動車株式会社に沼津局中心線の郵便物運送を請け負わせ15,070,261円を支払っているが、配車計画が適切でなかったため、約50万円が不経済となっていると認められる。

本件請負契約は、沼津局駅受渡便30便、沼津、三島間運送便上下各9便等の郵便物の運送を郵便専用自動車6両(1号、2号、5号各車は大型車、3号、4号、6号各車は小型車)により行なわせているものであるが、このうち、

(ア) 2号車の行なっている沼津局駅受渡しの初便は郵袋数が40個程度で小型車2両を配車しても支障がないものであるから、これに代え4号車と6号車にその作業開始時刻を繰り上げて行なわせることとすれば、2号車の作業時間に含まれている待合時間が不要となるので有利と認められ、

(イ) 6号車の行なっている沼津、三島間上り7号便は三島局では差し立てる郵袋がなく沼津局まで空車回送のうえ同局駅受渡作業を行なわせているが、この受渡作業を沼津局で作業を終了する車両に引続き行なわせることとすれば、前記空車回送が不要となるので有利と認められ、

(ウ) 5号車の行なっている沼津、三島間上り1号便によって差し立てている郵袋1

個は前日の最終便で運送しても支障はないものであるから、これによれば1号便は設定の要がないものと認められる。

このように配車計画を変更したとすれば、請負料は14,555,701円となり、約50万円を節減することができたものと認められる。

不　正　行　為

(536)(542)　職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(郵政事業特別会計)

(簡易生命保険及郵便年金特別会計)

前橋ほか10郵便局(注)で、昭和27年6月から39年6月までの間に、関係職員により繰替払現金をほしいままに領得されたものが1事項5万円以上のもので11事項43,252,059円(うち39年9月末現在補てんされた額9,667,008円)ある。

本件は、各郵便局において、

(ア)　貯金、保険担当の外務員が郵便貯金の集金および簡易生命保険保険料の収納事務等に従事中、定額郵便貯金等の預入金、簡易生命保険保険料を受領しながら受入処理をしないで領得したもの、

(イ)　窓口事務担当の内務員が貯金、保険等の現金受払事務に従事中、定額郵便貯金等の預入金を受領しながら受入処理をしなかったり、または郵便貯金払いもどし金受領証を偽造したりして現金を領得したもの、

(ウ)　特定郵便局長が分任繰替払等出納官吏として勤務中、定額郵便貯金預入金を受領しながら受入処理をしなかったり、または定額郵便貯金証書を預り保管中ほしいままに払いもどししたりして領得したもの

などで、このうち定額郵便貯金にかかるものが35,858,853円の多額に上っている。

以上のほか、繰替払現金を領得されたもので全額補てんされたものが1事項5万円以上のもので40事項14,624,050円あり、このうちには職員を監督する地位にある特定郵便局長により領得されたものが3事項3,353,733円ある。

これら不正行為に対しては、当局においてもその防止に努めてはいるが、なおこのような事例とくに管理者の不正行為が絶えないのは遺憾である。

前記11事項43,252,059円のうち1事項50万円以上のものをあげると、次表のとおり7件42,160,261円(うち39年9月末現在補てんされた額9,347,527円)である。

(注)　次表に掲記した郵便局のほか目黒、中野、垂水、岩内各郵便局

	庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額(39. 9.30現在)
			年月	円	円
(536)	東京郵政局管内				
	前橋郵便局	出納員 郵政事務官 布施某	35. 7 から 38. 12 まで	2,397,362	997,462

同人が貯金課外務員として郵便貯金の募集および集金事務に従事中、定額郵便貯金等の預入金の受入手続きをしないで、または郵便貯金通帳を預金者から預り保管中ほしいままに払いもどしして領得したものである。

(537)	名古屋郵政局管内				
	静岡七間郵便局	出納員 郵政事務官 小牧某	27. 6 から 39. 3 まで	20,394,562	2,655,652

同人が窓口で現金受払事務に従事中、定額郵便貯金預入金の預入報告をしないで、または定額郵便貯金証書を預金者から預り保管中ほしいままに払いもどしして領得したものである。

(538)	金沢郵政局管内				
	金沢郵便局	出納員 郵政事務官 伊藤某	30. 10 から 39. 2 まで	4,826,500	2,714,002

同人が窓口で現金受払事務に従事中、局外募集をした定額郵便貯金等の預入金の預入報告をしないで領得したものである。

(539)	大阪郵政局管内				
	東山郵便局	出納員 郵政事務官 広瀬某	37. 3 から 39. 5 まで	1,865,213	326,726

同人が保険課外務員として簡易生命保険の募集および集金事務に従事中、簡易生命保険保険料の受入手続きをしないなどの方法により領得したものである。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間 年月	不正行為金額 円	補てんされた額 (39. 9.30現在) 円
(540) 大阪郵政局管内				
大津郵便局	出納員 郵政事務官 塚本某	37. 1 から 39. 3 まで	5,196,136	1,199,800
	同人が貯金課外務員として郵便貯金の募集および集金事務に従事中、定額郵便貯金の預け替えをすすめ同証書を預かって払いもどししたまま受入手続きをしないで、または定額郵便貯金預入金の受入手続きをしないで領得したものである。			
(541) 札幌郵政局管内				
恵山郵便局	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 高橋某	36. 3 から 38. 5 まで	1,331,193	926,256
	同人が特定郵便局長として勤務中、定額郵便貯金証書を預金者から預り保管中ほしいままに払いもどしして、または定額郵便貯金預入金の預入報告をしないで領得したものである。			
(542) 同				
旭川四条西郵便局	出納員 郵政事務官 長沢某	37. 7 から 39. 6 まで	6,149,295	527,629
	同人が窓口で現金受払事務に従事中、定額郵便貯金等の預入金の預入報告をしないで、または通常郵便貯金払いもどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。			
計			42,160,261	9,347,527

第9 労　働　省

不当事項

保　険　(543)-(545)

(543) 労働者災害補償保険保険料等の徴収不足をきたしたもの

(労働者災害補償保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入
(款)雑収入 (項)雑収入

労働者災害補償保険保険料の徴収の適否について、北海道ほか29労働基準局管内の525,729事業場のうち3.4％に当たる17,945事業場を調査したところ、事業主の申告した保険料算定の基礎となる賃金総額が事実と相違しているのにその調査が不十分であったため、保険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが前記労働基準局のうち北海道ほか23労働基準局において見受けられ、これを是正させたものが、前記17,945事業場の4.3％に当たる780事業場で16,998,143円あり、これを労働基準局ごとに集計すると次表のとおりである。

労働基準局	調査済納付義務者数	徴収不足 納付義務者数	保険料 円	追徴金 円	計 円
北海道	1,092	134	3,540,223	353,958	3,894,181
福島	251	13	242,156	24,209	266,365
埼玉	708	44	843,103	84,290	927,393
東京	2,280	91	1,515,708	151,527	1,667,235
神奈川	987	32	951,567	95,144	1,046,711
長野	627	12	43,692	4,363	48,055
岐阜	581	33	894,858	89,470	984,328
静岡	636	32	340,996	34,084	375,080
愛知	1,842	64	2,145,288	214,499	2,359,787
三重	267	21	144,561	14,445	159,006
京都	474	36	508,862	50,871	559,733

労働基準局	調査済納付義務者数	徴収不足 納付義務者数	保険料 円	追徴金 円	計 円
大阪	2,382	55	576,499	57,627	634,126
兵庫	1,019	27	196,610	19,647	216,257
奈良	133	5	14,162	1,414	15,576
和歌山	205	10	117,318	11,726	129,044
岡山	431	12	113,086	10,278	123,364
広島	484	31	415,311	41,517	456,828
山口	285	13	640,462	51,346	691,808
香川	489	23	257,267	25,716	282,983
福岡	997	47	809,971	80,974	890,945
長崎	198	11	472,512	47,248	519,760
大分	96	23	395,997	39,584	435,581
宮崎	69	5	151,678	15,164	166,842
鹿児島	111	6	133,780	13,375	147,155
合計	16,644	780	15,465,667	1,532,476	16,998,143

(544) 失業保険保険料等の徴収不足をきたしたもの

(失業保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入
(款)雑収入 (項)雑収入

失業保険保険料の徴収の適否について、北海道ほか32都府県管内の421,114事業所のうち3.9%に当たる16,542事業所を調査したところ、事業主の申告した保険料算定の基礎となる賃金総額が事実と相違しているのにその調査が不十分であったため、保険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが前記都道府県のうち北海道ほか31都府県に見受けられ、これを是正させたものが、前記16,542事業所の11.3%に当たる1,879事業所で47,928,744円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

都道府県名	調査済納付義務者数	徴収不足 納付義務者数	保険料 円	追徴金 円	計 円
北海道	1,092	50	1,335,048	131,400	1,466,448
青森県	101	6	150,283	13,100	163,383

都道府県名	調査済納付義務者数	徴収不足 納付義務者数	保険料 円	追徴金 円	計 円
岩手県	232	33	382,981	33,200	416,181
福島 〃	251	56	1,060,358	97,800	1,158,158
栃木 〃	132	45	662,063	60,300	722,363
群馬 〃	315	21	188,736	18,500	207,236
埼玉 〃	601	81	1,212,897	103,700	1,316,597
千葉 〃	102	26	284,747	22,900	307,647
東京都	2,280	140	4,105,689	387,600	4,493,289
神奈川県	710	87	2,255,354	231,500	2,486,854
富山 〃	345	41	456,494	40,400	496,894
山梨 〃	60	17	150,145	15,500	165,645
長野 〃	625	102	1,399,059	122,500	1,521,559
岐阜 〃	513	50	1,257,682	117,100	1,374,782
静岡 〃	613	152	3,692,419	335,300	4,027,719
愛知 〃	1,178	162	3,660,202	320,000	3,980,202
三重 〃	238	51	1,020,676	96,300	1,116,976
京都府	460	82	1,468,749	150,200	1,618,949
大阪 〃	2,164	84	1,176,006	103,800	1,279,806
兵庫県	1,019	131	2,755,387	245,900	3,001,287
奈良 〃	115	3	30,711	2,400	33,111
和歌山 〃	182	46	846,397	74,600	920,997
岡山 〃	431	44	542,166	52,300	594,466
広島 〃	527	78	1,066,097	107,700	1,173,797
山口 〃	285	38	732,368	70,600	802,968
香川 〃	253	47	768,182	65,900	834,082
福岡 〃	997	127	9,663,269	943,700	10,606,969
長崎 〃	198	24	474,700	44,600	519,300
熊本 〃	201	6	78,830	5,800	84,630
大分 〃	96	17	596,170	56,200	652,370
宮崎 〃	69	15	213,741	18,400	232,141
鹿児島 〃	139	17	140,138	11,800	151,938
合計	16,524	1,879	43,827,744	4,101,000	47,928,744

(545) 保険給付の適正を欠いたもの

(失業保険特別会計) (項)保険給付費

失業保険事業における保険給付の適否について、全国651箇所の公共職業安定所等のうち函館公共職業安定所ほか160箇所で、一般失業保険の保険金受給者83,482人を調査したところ、被保険者資格取得についての調査が不十分なため、受給者が再就職しているのにこれに対し保険金を支給したものが、函館公共職業安定所ほか69箇所において213人2,796,570円あり、これを都道府県ごとに集計すると次表のとおりである。

都道府県名	公共職業安定所等	受給者調査人員	保険給付の適正を欠いたもの	
			人員	金額
		人	人	円
北海道	函館ほか2箇所	5,783	21	132,340
青森県	青森ほか3箇所	5,358	19	152,600
岩手〃	盛岡ほか2箇所	4,531	16	138,700
埼玉〃	川口ほか7箇所	1,423	34	570,380
東京都	飯田橋ほか8箇所	13,628	26	640,550
愛知県	名古屋中ほか1箇所	666	3	56,580
三重〃	上野	53	1	57,600
京都府	京都西陣ほか4箇所	2,058	14	335,450
大阪〃	大阪西ほか7箇所	7,363	21	181,920
奈良県	奈良ほか3箇所	206	5	39,520
岡山〃	岡山ほか2箇所	807	4	26,300
広島〃	広島ほか2箇所	1,185	8	94,620
香川〃	高松ほか1箇所	174	5	17,800
福岡〃	大牟田ほか4箇所	1,340	5	38,640
長崎〃	長崎ほか1箇所	135	3	19,760
熊本〃	熊本ほか1箇所	196	10	117,580
大分〃	別府	49	2	78,760
鹿児島〃	鹿児島ほか4箇所	553	16	97,470
合計		45,508	213	2,796,570

第10 建設省

不当事項

工事 (546)—(552)

(546) (550) 直轄工事の施行が不良なもの

(一般会計) (組織)建設本省 (項)河川等災害復旧事業費
(道路整備特別会計) (項)道路事業費
(治水特別会計) (治水勘定) (項)河川事業費 (項)受託工事費

近畿ほか2地方建設局で、工事の施行にあたり、監督および検収が当を得なかったため施行が設計と相違していて設計に比べて工事の効果が低下していると認められるものが次のとおりある。

(546) 近畿地方建設局で、昭和38年11月、随意契約により大成道路株式会社に5,527,000円で請け負わせ施行した高見道路拡幅工事は、39年2月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、上層路盤を設計と相違して施行したため、舗装全体の強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、淀川高見地区特殊堤裏小段に既存の幅員4メートル、延長294メートルの砂利道を、ラサ工業株式会社からの受託工事とあわせ幅員平均6.5メートル1,943平米のアスファルトコンクリート舗装道路に改良するもので、うち延長235メートル1,550平米の上層路盤およびアスファルトコンクリート層(工事費2,353,193円)は、設計書および図面によると、上層路盤は径30ミリメートル以下の砕石192立米を仕上り厚10センチメートルに敷きならして転圧し、その上に基層仕上り厚5センチメートルの粗粒式アスファルトコンクリートおよび表層仕上り厚5センチメートルの密粒式アスファルトコンクリートをそれぞれ施行することとなっているのに、実際は上層路盤は砕石を使用することなく、盛土と同質の山土で実施したにすぎないため路盤と

しての所定の強度が得られず、ひいて舗装全体の強度が設計に比べて著しく低下しているものと認められる。

本件に対しては、請負人の負担において工事費171万円で仕上り厚10センチメートルのアスファルトコンクリートで被覆した旨の報告があった。

(547)　中国地方建設局で、昭和38年5月、指名競争契約により錦建設株式会社に16,450,000円で請け負わせ施行した下入江護岸災害復旧工事は、38年10月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、練石張護岸の胴込コンクリートを設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、広島県高田郡吉田町下入江地先の郷川護岸延長200メートルの災害復旧を施行するもので、練石張護岸1,132平米の胴込コンクリート203立米（工事費1,049,035円)は、設計書および仕様書によると、立米当りセメント220キログラム配合のコンクリートで平米当り0.18立米を施行することとなっているのに、実際はモルタルと砂利とが分離した粗悪なもので施行し、つき固めも不十分であったなどのため、設計に比べて胴込コンクリートの強度が著しく低下しているものと認められる。

本件に対しては、請負人の負担において工事費139万余円をもって張り直し工事を施行した旨の報告があった。

(548)　中国地方建設局で、昭和38年5月から11月までの間に、随意契約または指名競争契約により株式会社技工団ほか3会社に169,250,000円で請け負わせ施行した大峠改良工事第1工区ほか4工事は、38年9月から39年3月までの間に、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、法面保護のモルタル吹付工の施行が適切でなかったため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、1級国道9号線のうち山口市宮野地先から杖坂地先に至る延長計5,354メートルの道路を改修するもので、各工事における法面保護のモルタル吹付工38,886平米(工事費27,280,398円)は、設計書および仕様書によると、モルタル吹付けは立米当りポゾランセメント500キログラム、砂1.1立米、R.G.A剤1.2キログラム配合のモルタルで平均5センチメートルの厚さに施行することとなっているのに、本院において抜取可能な27箇所につき施行状況を調査したところいずれも厚さが1.5センチメートルから3センチメートル程度となっており、施行法面の各所にき裂を生じている箇所や、はく落している箇所があったので注意したところ、当局においては全法面について施行厚を調査し、手直しを必要とする15,140平米について請負人の負担において工事費430万余円で施行厚の不足分を再吹付けした旨の報告があった。

(549)　四国地方建設局で、昭和38年6月、指名競争契約により新日本土木株式会社に69,525,000円で請け負わせ施行した1級国道33号線栄重道路改良工事は、39年3月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、1号割石練積擁壁を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められ、また、2号割石練積擁壁等の出来高において工事費186,000円相当額が不足している。

本件工事は、延長521メートルの道路を改修するもので、うち1号割石練積擁壁949平米(工事費7,070,369円)は、設計書および図面によると、控40センチメートルの割石を使用し、胴込および裏込コンクリートは立米当りセメント220キログラム配合のもので平米当り0.5立米総量474立米、裏込ぐり石は粒径5センチメートルから15センチメートルの川ぐり石で平米当り0.53立米総量502立米を施行することとなっているのに、実際は石垣下部の胴込コンクリートはモルタル分が著しく不足しているため通水している状況であり、また、裏込ぐり石は大部分をぐり石に代え現地で発生した風化の著しい大きな岩くずを使用して施行しているなどのため、擁壁はすでにき裂を生じている箇所もあり、設計に比べて擁壁の強度が著しく低下しているものと認められる。

また、2号割石練積擁壁677平米は平米当り裏込ぐり石0.15立米総量101立米を施行することとなっているのに、実際はうち244平米は設計どおりの切取りをすることなく施行したため裏込ぐり石37立米が不足しているなど工事費186,000円相当額が出来高不足となっている。

本件に対しては、請負人の負担において工事費114万余円で1号割石練積擁壁を鉄筋コンクリート格子わく工で補強し、2号割石練積擁壁等の出来高不足工事費相当額186,000円を返納させた旨の報告があった。

(550)　四国地方建設局で、昭和38年7月、指名競争契約により株式会社藤田組に27,130,000円で請け負わせ施行した1級国道11号線金蔵寺改良工事は、39年2月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、橋台練石張護岸および溝橋そで練石積みを設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、延長860メートルの道路を改修するもので、うち橋台練石張護岸および溝橋そで練石積み計525平米(工事費2,374,385円)は、設計書および図面によると、築石は控35センチメートルの割石を使用し、胴込コンクリートは立米当りセメント170キログラム配合のもので平米当り0.15立米総量78立米を施行することとなっているのに、実際は築石は控を面に使用しているものが多く、胴込コンクリートはその量が不足しているばかりでなく、つき固めも不十分な粗悪なもので施行しているため、築石を容易に抜き取ることができる箇所もある状態で、護岸等の強度が設計に比べて著しく低下しているものと認められる。

本件に対しては、請負人の負担において工事費51万余円でモルタル注入工法により補強した旨の報告があった。

(551)(552)　航空写真撮影等にあたり処置当を得なかったため不経済となっているもの

(道路整備特別会計)　(項)道路事業費

測量計画機関が公共測量を実施しようとするときは、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき、測量の正確さを確保しまたは測量の重複を避けるなどの調整をするためあらかじめ国土地理院に計画書を提出することとなっており、建設省各地方建設局においても、これによりそのつど前記の計画書を提出し、航空写真等で国土地理院保有のものがあるときはこれを利用することになっているものであるが、中国地方建設局ほか1箇所で、計画書を国土地理院に提出せず航空写真撮影等の工事を施行したため、国土地理院が実施している測量と重複し、不経済となっていると認められるものが次のとおりある。

(551)　中国地方建設局で、昭和38年9月、指名競争契約により国際航業株式会社に新岡山道路航空写真撮影工事を1,839,000円で請け負わせ施行しているが、国土地理院における測量と重複して工事を施行したため、約50万円が不経済となっていると認められる。

本件工事は、新山陽道路の調査計画に使用する縮尺1千分の1および5千分の1地形図作成のため、岡山県上道郡上道町から兵庫県境までおよび岡山県倉敷市から広島県福山市までの区間について、縮尺1万分の1で航空写真を撮影するものである。

しかして、国土地理院においては公共事業等の用に供するために国土基本図事業を実施中であって、本件航空写真撮影区域は36、37両年度に縮尺1万分の1で撮影を完了しているもので、これらについては、国土地理院から国土基本図計画区域図で同地方建設局に通知されているのであるからこれを活用することができたものと認められるのに、これを考慮することなく、しかも国土地理院に前記計画書を提出しなかったため、工事が重複して施行されたもので、その処置当を得ない。

いま、仮に国土地理院保有の航空写真を活用したとすれば、今後計画路線を縮尺1千分の1で図化する場合の標定点設置に伴う経費増等約133万円を考慮しても約50万円を節減することができたものと認められる。

(552)　中国地方建設局岡山工事事務所で、昭和39年2月、指名競争契約によりアジア航測株式会社に新山陽道路航空写真図化工事を897,000円で請け負わせ施行しているが、国土地理院における測量と重複して工事を施行したため、897,000円が不経済となっていると認められる。

本件工事は、新山陽道路の調査計画に使用するため、岡山県浅口郡船穂町から広島県福山市までの間39平方キロメートルについて縮尺1万分の1の航空写真を使用して縮尺5千分の1で図化するものである。

しかしながら、本件図化区間は国土地理院において国土基本図事業の一環として38年6月アジア航測株式会社ほか2会社に縮尺5千分の1の図化工事を請け負わせ施行し、同年度末までに完成することになっていたもので、これらについては、国土地理院が国土基本図昭和38年度計画区域図で一般に公表しているものであるからこれを活用することができたものと認められるのに、これを考慮することなく、しかも国土地理院に前記計画書を提出しなかったため、工事が重複して施行されたもので、その処置当を得ない。

いま、仮に国土地理院保有の国土基本図を使用したとすれば、本件工事は施行する必要がなく、897,000円を節減することができたものと認められる。

物　　件

(553)　軌条の売渡価額が低廉と認められるもの

(道路整備特別会計)(項)雑収入
(治水特別会計)(治水勘定)(項)雑収入

関東地方建設局で、昭和38年7月、一般競争契約により北田某に6キログラム梯形軌条ほか169点を5,355,000円で売り渡しているが、予定価格の積算にあたり、軌条類の価格および数量の算定が適切でなかったため、売渡価額が約180万円低額となっていると認められる。

本件は、関東地方建設局京浜工事事務所で不用となった軌条類を他の廃用機械類とともに売却処分したもので、予定価格5,319,000円のうち軌条類2,839,251円の積算についてみると、6キログラム梯形軌条11,559メートル138トンほか7点計209トン203について、売渡単価は、日刊金属特報等の刊行物により、規格20キログラム以下のものは鉄くず2級または1級としてトン当り13,000円または14,500円、規格20キログラム以上50キログラム以下のものは鉄くず特級としてトン当り15,500円と算定し、また、売渡数量は実測値によることなく、メートル当り6キログラム梯形軌条(新品重量19キログラムから21キログラム)を12キログラム、4.5キログラム梯形軌条(新品重量12キログラムから15キログラム)を9キログラム、1丁当り6キログラム分離線(新品重量180キログラムから225キログラム)を107キログラムとするなどして総量209トン203と算定したものである。

しかしながら、古軌条で30キログラム以上のものは通常伸鉄材として、また、それ以外の軌条は電炉用材として取引きされているもので、本院の調査によれば、その価格は契約当時トン当り23,000円または16,500円程度となっており、また、軌条の重量は、売渡予定中の同規格の軌条を計量した結果によれば、メートル当り6キログラム梯形軌条は17キログラムから21キログラム、4.5キログラム梯形軌条は10.8キログラムから13キログラム、1丁当り6キログラム分離線は175キログラム程度となっており、現に、同工事事務所が同地方建設局に本件軌条の売払措置を請求するにあたり計量した結果によっても6キログラム梯形軌条はメートル当り18.5キログラム程度、4.5キログラム梯形軌条は11.9キログラム程度となっている状況で、当局の算定は実情にそわず適切なものとは認められない。

いま、仮に30キログラム以上のものはトン当り23,000円、それ以外のものはトン当り16,500円とし、また、軌条の重量はメートル当り6キログラム梯形軌条は17キログラム、4.5キログラム梯形軌条は10.8キログラム、1丁当り6キログラム分離線は175キログラムとするなどして再計算すれば総量274トン748価額4,712,447円となり、これにより売渡価額を修正計算すれば7,192,000円となるもので、本件売渡価額はこれに比べて約180万円低額となっていると認められる。

上記京浜工事事務所分のほか、同地方建設局で、軌条類の売渡しにあたり、価格および数量について本件と同様の算定を行なったため、売渡価額が低額となっていると認められるものが、1契約につき開差額10万円以上のものだけでも5契約で約130万円ある。

補　助　金　(554)—(599)

(554)　鋼矢板塗装の設計が適切を欠いたため工事費が過大と認められるもの

(治水特別会計)　(治水勘定)　(項)河川事業費

建設省で、大阪府が昭和37年9月から39年1月までの間に工事費2,499,259,887円(うち37年度分947,859,285円)で施行した大阪地区地盤沈下対策事業安治川左岸境橋—安治川ずい道防潮堤かさ上げその1工事ほか32工事に対し国庫補助金999,703,954円(うち37年度分379,143,714円)を交付しているが、鋼矢板塗装の設計が適切でなかったため、工事費約1億1320万円(国庫補助金4530万円)が過大となっていると認められる。

本件工事は、いずれも既設の石積み等の前面に鋼矢板を打ち込み、堤防をかさ上げするもので、工事に使用する鋼矢板23,826枚は、さび落しをしたうえ防しょくのため塗装を行なうこととして、安治川ほか5河川20工事についてはタールエポキシ2回塗りとし、上塗りは鋼矢板の表面干潮位以上を水線塗料で塗布することとし、塗り手間等を含め平米当り325円から431円総額85,091,093円、また、神崎川ほか1河川13工事については船底塗料で2回、上塗り水線塗料で1回計3回塗りとし、平米当り

318円または327円総額33,845,267円、合計118,936,360円を要している。

しかしながら、本件工事に使用する鋼矢板は厚さ10ミリメートルから15ミリメートルのもので、その腐しょく減少率は、1年につき潮位変化面で0.2ミリメートル、海中部で0.13ミリメートルから0.16ミリメートル、海底土壌中で0.026ミリメートル程度ときわめて低く、運輸省港湾部局、建設省地方建設局等で施行している同種工事、東京都が補助事業として施行している高潮対策事業における事例をみても、防しょくのための塗装をとくに行なっていないものが多数あり、また、塗装を行なっているものも廉価なコールタール塗装を行なっているにすぎず、かつ、さび落しは設計上考慮していない。

したがって、本件補助工事についても前記直轄工事または補助事業と同程度の工法で施行する場合に要する工事費に対し補助金を交付すれば足りたと認められるもので、いま、仮に鋼矢板の塗装をコールタール2回塗りとして本件各工事を施行したとすれば、塗装費は平米当り60円総額2150万余円で足り、前記33工事において工事費約1億1320万円(国庫補助金4530万円)を減額することができた計算である。

(555)—(598)　公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの

(一般会計)　(組織)建設本省　(項)都市計画事業費　(項)　河川等災害関連事業費
(項)河川等災害復旧事業費　(項)昭和38年発生河川等災害復旧事業費
(道路整備特別会計)　(項)道路事業費　(項)街路事業費　(項)首都圏道路整備事業費
(項)特別失業対策事業費
(治水特別会計)　(治水勘定)　(項)河川事業費　(項)砂防事業費

地方公共団体が施行した公共土木施設の建設、改良および災害復旧等の工事に対する国庫負担金または国庫補助金(以下「国庫負担金」という。)は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法規に基づいて交付されるものである。昭和39年中、その経理および工事施行の状況について全国の工事現場71,480箇所のうち北海道ほか36府県につきその8.7％に相当する6,242箇所(事業費60,210,526,883円、国庫負

担金 38,795,028,536 円）を実地に検査したが、これを会計別にみると、一般会計においては災害復旧事業を主として 3,267 箇所、道路整備特別会計においては道路の改良事業等 2,099 箇所、また、治水特別会計においては砂防事業、中小河川改修事業等 876 箇所となっている。検査の結果は、工事の施行が不良なため工事の効果を著しく減殺しているもの、設計に対して工事の出来高が不足しているものまたは工事費の積算が過大となっているものがあり、国庫負担金を除外すべきことの判明したもので除外すべき額1工事 10 万円以上のものが、北海道ほか 25 府県において 57 工事 38,478,457 円（うち一般会計分 28 工事 11,416,299 円、道路整備特別会計分 23 工事 25,174,160 円、治水特別会計分 6 工事 1,887,998 円）あり、このうち国庫負担金を除外すべき額1工事 20 万円以上のものをあげると別表第3のとおり 44 件 36,652,869 円である。

しかして、この種不当な事例が多数に上っているのは、主として、擁壁等のコンクリート工事、舗装工事等において、その施行にあたり、監督が十分でなかったり、検査が適確に行なわれなかったりしたこと、道路改良工事等において、機械施行についての検討が十分でなく工事費の積算が過大となっているものがあることなどによるものであって、これらの諸点について一層の配慮が肝要と認められる。

(599)　災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

（一般会計）

地方公共団体が施行する公共土木施設の昭和 38 年発生災害復旧工事の査定を了したもの（建設省査定額 62,816,019,000 円）に対する検査は、査定額の比較的多かった青森ほか 15 県を選び、38 年 12 月から 39 年3月までの間に、総工事数 28,678 箇所その査定額 43,587,978,000 円のうち 7,072 工事 21,865,691,000 円について実施した。

その結果は、同一箇所の工事を建設省と農林省との双方で重複して査定しているもの、護岸の天ばは場所打ちコンクリートで足りるのにブロック張りとしたり、じゃかごの網目を必要以上に小さく見込んだりするなど設計が過大となっているもの、または

仮締切費を過大に見込んだり、工事費の計算を誤ったりしたなどのため積算が過大となっているものがあり、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、前記 16 県において次表のとおり 716 工事につき工事費において 126,440,000 円国庫負担金相当額 95,870,000 円を減額是正する旨の回答があった。

なお、以上のほか、査定の時と状況が変化したため現場から近距離の地点で所要骨材を採取することができるようになったり、または査定と関係なく別途に工事を施行済みのため災害復旧工事として施行する要がなくなったりしたものを注意して減額是正させたものが、20 工事につき工事費において 8,049,000 円国庫負担金相当額 5,631,000 円ある。

類別 / 県	建設省査定額		左のうち実地検査したもの		減額させた工事費							
					二重査定		設計過大		積算過大		計	
	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額
		千円		千円		千円		千円		千円		千円
青森	518	1,258,810	319	826,024			3	928	5	242	8	1,170
秋田	1,209	2,468,996	501	1,596,549			45	5,460	21	4,008	66	9,468
新潟	1,233	3,642,692	553	1,834,890					35	2,110	35	2,110
富山	650	1,245,634	343	768,583			1	65	25	1,783	26	1,848
石川	1,311	2,724,229	499	1,498,984			2	2,267	56	13,638	58	15,905
福井	985	2,579,778	369	1,438,799			10	5,461	32	4,671	42	10,132
岡山	4,011	6,633,726	589	2,435,498					79	11,274	79	11,274
広島	2,023	1,412,810	245	346,491			1	121	8	4,743	9	4,864
山口	2,626	3,929,620	536	2,572,612			4	6,342	62	6,114	66	12,456
愛媛	1,166	1,647,172	419	1,037,047					27	1,622	27	1,622
高知	2,864	3,710,798	652	1,572,096					61	7,812	61	7,812
福岡	2,362	2,958,824	466	1,532,459			4	146	80	23,097	84	23,243
佐賀	1,921	1,937,475	574	801,018			1	36	42	2,801	43	2,837
熊本	2,707	3,611,614	378	1,866,523	4	1,337	1	398	25	9,752	30	11,487
大分	1,597	1,887,752	365	1,027,393					29	3,590	29	3,590
宮崎	1,495	1,938,048	264	710,725					53	6,622	53	6,622
計	28,678	43,587,978	7,072	21,865,691	4	1,337	72	21,224	640	103,879	716	126,440

しかして、上記の是正させたもののうち、おもな事例を示すと次のとおりである。

1　重複して査定されていたもの

熊本県阿蘇郡産山村山鹿川砂防38年災害復旧は、査定額100,283,000円（国庫負担金79,424,136円）で流路延長1,691メートルを復旧することとしていたが、このうち、流路の掘さく556メートル1,640立米工事費463,000円（国庫負担金366,696円）は別途農林省所管の農地38年災害復旧その査定額2,376,000円と、また、護岸練積石垣の右岸側15メートル55平米工事費246,000円（国庫負担金194,832円）は水路護岸36年災害復旧その査定額178,000円と重複して査定されていた。

2　設計が過大と認められるもの

（1）　山口県萩市橋本川38年災害復旧は、査定額92,333,000円（国庫負担金61,586,111円）で堤防の法面および天ば10,004平米を練積石垣および練石張りで復旧することとしていたが、うち天ば部分2,335平米は練石張りに代えて厚さ20センチメートル程度のコンクリートを打設すれば足りるため、工事費4,689,000円（国庫負担金3,127,563円）が過大となっていた。

（2）　石川県小松市日田川38年災害復旧は、査定額29,349,000円（国庫負担金20,133,414円）で堤防の法面および天ば5,575平米を平張りコンクリートブロックで復旧することとしていたが、うち天ば部分1,463平米は平張りブロックに代えて厚さ15センチメートル程度のコンクリートを打設すれば足りるため、工事費2,188,000円（国庫負担金1,500,968円）が過大となっていた。

3　積算が過大と認められるもの

広島県安佐郡安佐町細坂川38年災害復旧は、査定額22,960,000円（国庫負担金15,314,320円）で流路延長565メートルを復旧するもので、このうち流路の底張りコンクリートは厚さ30センチメートル、幅2.4メートル、延長488メートルであるから総量351立米となるのに計算を誤って1,171立米としたため、工事費4,080,000円（国庫負担金2,721,360円）が過大となっていた。

第7節 会計事務職員に対する検定

第1 出納職員に対する検定

昭和38年12月から39年11月までの間に、出納職員が現金を亡失した事実について所管庁から報告を受理し処理を要するものは繰越分を含め100件58,105,764円、その処理をしたものは92件44,416,124円で、その所管別内訳は次表のとおりである。

なお、処理未済のものは8件13,689,640円である。

所管	報告受理		処理済み	
	件	千円	件	千円
国会	1	166	1	166
総理府	1	1,319	1	1,319
法務省	1	32	1	32
大蔵省	9	3,129	9	3,129
文部省	1	276		
厚生省	4	1,168	4	1,168
農林省	1	1,363	1	1,363
郵政省	80	50,270	73	36,856
労働省	2	379	2	379
計	100	58,105	92	44,416

報告を受理し処理をしたもの92件44,416,124円は、出納職員に弁償責任があると検定したもの3件20,009,872円、出納職員に弁償責任がないと検定したもの10件1,176,429円で、その他の79件23,229,823円は出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が弁償済みとなったなどのため別途処理したものである。

しかして、弁償責任があると検定したものは郵政省の3件20,009,872円で、そのうち1件18,644,562円は出納職員の不正行為によるものであり、2件1,365,310円は出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによるものである。1事項100万円以上のものについて、その概要を述べると次のとおりである。

(1) 名古屋郵政局管内静岡七間郵便局出納員郵政事務官小牧某が、窓口で為替、貯金等の現金受払事務に従事中、34年3月23日から39年3月5日までの間に定額郵便貯金預入金の預入報告をしないなどの方法により18,644,562円を領得した事実について、本件は出納員が自己の取扱いにかかる現金を領得したものであるから、39年10月、小牧出納員に対し弁償責任があると検定した。

(2) 名古屋郵政局管内熊野郵便局分任繰替払等出納官吏郵政事務官片岡某が、貯金保険課主事として勤務中、35年12月15日ごろから37年8月14日ごろまでの間に、庶務会計課給与事務担当者の補助者村井某の申し出により源泉所得税相当額の現金を同人に交付したところ、前後43回にわたり1,337,060円を領得された事実について、本件は、片岡出納官吏が納付書等により振替払込みの処理を行なうべきであったのに、村井某に現金を交付したのは出納官吏として善良な管理者の注意を怠ったものと認められたので、39年4月、同出納官吏に対し弁償責任があると検定した。

第2 物品管理職員に対する検定

昭和38年12月から39年11月までの間に、物品管理職員が物品を亡失しまたは損傷した事実について所管庁から報告を受理し処理を要するものは繰越分を含め5,439件369,389,774円、その処理をしたものは5,436件368,429,073円で、その所管別内訳は次表のとおりであるが、弁償責任があると検定したものはない。

なお、処理未済のものは3件960,701円である。

所管	報告受理		処理済み	
	件	千円	件	千円
総理府	4,061	152,769	4,061	152,769
法務省	15	1,834	15	1,834
外務省	3	2,481	3	2,481
大蔵省	18	2,329	18	2,329

所管	報告受理		処理済み	
	件	千円	件	千円
文部省	30	45,904	29	45,376
厚生省	5	2,476	5	2,476
農林省	267	96,338	266	96,315
通商産業省	7	8,313	7	8,313
運輸省	33	16,758	32	16,348
郵政省	904	23,422	904	23,422
労働省	2	58	2	58
建設省	94	16,704	94	16,704
計	5,439	369,389	5,436	368,429

報告を受理し処理をしたもののうち、総理府の件数および金額が多いのは主として防衛庁において被服等供用物品を亡失しまたは損傷したことによるものであり、また、農林省において金額が多いのは主として天災により備品および木材を亡失しまたは損傷したことによるものである。

第8節　是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項

昭和38年12月から39年11月までの間に、会計検査院法第34条または第36条の規定に基づき、主務大臣に対し、不当と認めた事項につき是正改善の処置を要求し、または法令、制度もしくは行政に関して改善の意見を表示したものは次のとおり10件である。

（1）　**国家公務員宿舎新築工事の施行について是正改善の処置を要求したもの**（昭和39年2月8日付け39検第47号　大蔵大臣あて）

国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）に基づいて設置する公務員宿舎の施設費は昭和37年度31億3158万余円(5,036戸)、38年度42億5694万余円(計画5,177戸)で、38年中、2,265戸について工事施行の状況を実地に検査したところ、その31％に当たる708戸において、工事の出来形が図面、仕様書と相違しているのに設計変更等の処置をとっていないもの、出来高が不足しているもの、施行が不良なものが次表のとおり

態様＼構造別	木造	ブロック造	鉄筋コンクリート造	その他	計
	件	件	件	件	件
出来形が図面、仕様書と相違しているのに設計変更等の処置をとっていないもの	58	34	466	3	561
出来高が不足しているもの	88	26	404	1	519
施行が不良なもの	100	63	0	11	174
計	246	123	870	15	1,254

1,254件見受けられ、そのおもな事例をあげると下記のとおりである。

このような事態を生じているのは、工事の施行にあたり監督および検査が十分に行なわれていないことによるものと認められる。すなわち、各財務局における公務員宿舎新築工事の監督の状況をみると、木造およびブロック造宿舎工事については監督職員を全く配置しておらず、また、鉄筋コンクリート造宿舎工事については監督職員を

おおむね常駐させてはいるが、必ずしも監督が十分に行なわれているとはいいがたく、監督の事跡を明らかにする記録、資料も十分整備されておらず、単に、請負人から提出された作業日報を転記したり、労務者の出面や工事の工程等を記載したりした程度のものを監督日誌として保管しているにすぎないものが大部分である。また、請負人から図面、仕様書と異なる施行の申し出があった場合等でその必要があると認めたときは、設計変更または図面、仕様書の訂正等の手続きをとるべきであるのに、その処理をすることなく監督職員かぎりで安易に設計と異なる施行を容認する傾向が見受けられる。さらに、中間検査およびしゅん功検査に際しても、前記のように施行状況を明らかにする記録、資料が整備されておらず、かつ、見えがくれ部分の確認は実際上困難であるため、単に見えがかり部分について形式的な検査を行なうにとどまっている状況で、監督および検査が適切に行なわれているとは認められない。

しかして、このような状態となっているのは、当局において一般の管財業務に比べてとかく公務員宿舎工事についての関心が薄く、関係職員に対する研修等もほとんど行なわれておらず、また、監督、検査に関する規程等が整備されていないなど国の工事を適確に実施するための体制が十分でないことによるものと認められる。

しかして、これら宿舎建築関係の業務量が今後著しく増大する傾向にあることにかんがみ、当面、監督、検査に関する規程等を整備し、また、関係職員に対する研修を充実させるなどして工事の実施体制を強化し、監督、検査を適切に行ない、もって工事の適正な施行をはかる要があるものと認められる。

記

（1）　出来形が図面、仕様書と相違しているのに設計変更等の処置をとっていないもの

石膏ボードを使用することとなっている間仕切部分の壁を耐水ベニヤ板で施行しているもの（小金井住宅(RC—b)第1回、第2回新築工事）、鉄筋コンクリートで施

行することとなっている土留めを大谷石積みで施行しているもの（赤羽住宅道路舗装その他工事）、たたみ敷きとすることとなっている部分を縁甲板張りとしているもの（小金井住宅(RC—b)第1回、第2回新築工事）、最上階の各戸に給水タンクを取り付けることとなっているのにこれを取り付けていないもの（赤羽住宅(RC—c)第1回、第2回、第3回新築工事）などがあり、いずれも請負人の申し出または設計の不備等の理由により図面、仕様書と相違して施行されているのに設計変更等の処置をとることなく設計どおり完成したこととして処理している。

（2）　出来高が不足しているもの

建物基礎の束石、床束の本数が設計に比べて不足していたり、または規格以下の寸法のものを使用しているもの（釧路地区その三公務員宿舎新築工事ほか5工事）、コンクリートたたきの面積が設計に比べて不足しているもの（運輸省職員宿舎新築工事ほか1工事）、郵便受箱を設置することとなっているのにこれを漏らしているもの（弘前大学公務員宿舎新築工事）などがあり、いずれも設計どおり完成したこととして検査を了している。

（3）　施行が不良なもの

基礎ぐり石のつき固めが不十分であったため浴室外のコンクリートが沈下しているもの（宇都宮大学職員宿舎新築工事）、コンクリート基礎と土台がくい違っているためアンカーボルト締めができないもの（善通寺周辺官署宿舎新築工事）、土塁切取りを設計どおり施行しておらず土羽打ちの施行が不良なため法面の大部分が崩落しているもの（新大久保住宅(RC—d)第2回新築工事）があるほか、床下など見えがくれ部分の施行が不良なものが多く、また、コンクリート工事で不良な型わくを使用したり、つき固めが十分でなかったりしているものがあり、いずれも手直しを要する状況である。

（２）　厚生保険、船員保険両特別会計における保健、福祉施設の管理運営について改善の意見を表示したもの　（昭和39年11月26日付け39検第592号　厚生大臣あて）

厚生省において健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、日雇労働者健康保険法(昭和28年法律第207号)および船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定により各保険の被保険者等の保健、福祉施設として設置運営している施設は昭和39年3月末現在267施設に上っている。

これら施設の大部分は厚生保険および船員保険の両特別会計の歳出予算から支出して設置したもので、その運営は、いずれも国が直接行なうことなく、従来から健康保険および日雇労働者健康保険の施設については社団法人全国社会保険協会連合会等に、厚生年金保険の施設については財団法人厚生団に、船員保険の施設については財団法人船員保険会にそれぞれ委託しているものである。

しかして、これら施設の運営について検査した結果によると、厚生年金保険および船員保険の施設のうち療養施設、老人福祉施設等については年金福祉事業団法（昭和36年法律第180号)等の規定により36年11月設立された年金福祉事業団にその設置運営を行なわせることとなっているのに、現在まで引続き従前からの委託管理方式をそのまま踏襲しているものであり、また、前記各団体に施設の運営を委託するにあたって運営収支の帰属を定めないまま事業を執行させているなど、運営に関する経理が適正を欠くもの、委託事業のため受託団体に提供する国有財産および国有物品の管理が適正を欠くもの、被保険者等のための保健、福祉施設として設置した趣旨に則した運営が行なわれていないものが認められる。

このような事態を生じているのは、施設の設置運営についての厚生省の基本方針が明確でないこと、受託団体および受託施設の管理者に施設の設置の趣旨に則した運営を行なう配慮が十分でないこと、受託団体に対する同省の指導監督も十分でないことなどによるものと認められるので、施設の設置運営に関する基本方針を確立するとともに、現行委託管理方式についてはとくに下記の諸点を改善し、もって施設の適正な運営をはかることが肝要と認められる。

記

（１）　施設の運営に関し、前記各団体と締結している委託契約についてみると、運営の結果生ずる損益についての経理手続きは定めているが、運営収支の帰属については別段の規定がなく、これに関する厚生省の方針も明らかでない。

しかしながら、収支の帰属を明らかにしないまま委託事業を実施することは、国の事業の経理として適切でないばかりでなく、事業の適正な執行をさまたげ、契約解除等の場合に疑義を生ずるおそれもあって、当を得ないものであり、本件委託事業は厚生保険または船員保険の両特別会計の歳出予算によって取得した施設を提供し、受託者において要する経費はすべて委託事業の収入金で支弁することとなっているものであるから、これらの点を十分考慮のうえ、その収支差額の扱いに関する事項を契約上明確にすることが必要であると認められる。

受託事業の収入金等で支弁して取得した財産および施設の用に供するため公共団体等から寄付を受けた財産は現在受託者名義となっているが、これら資産についても上記とあわせ適正に処理する要があるものと認められる。

また、委託事業については、特別会計を設けて経理することとなっているのに、受託者のうちには委託事業を他の事業と混こう経理しているものもあるので適切な指導を行なう必要がある。

（２）　施設の用に供するため受託者に提供している土地、建物等の国有財産および国有物品約212億円については、厚生省の責任において管理しているものであるとしているが、その実体はいずれも受託者が財産を管理し使用していると認められるものであり、施設の数および立地条件等からして国有財産および国有物品の管理者である都道府県保険課長等が直接管理することが困難と認められる。しかして、委託

施設の財産保全処置については受託者に火災保険を付保させることとしているが、付保していないものがあり、実損額と保険金額との差額に対する取扱いおよび受託者の責に帰すべき火災事故以外の事故による亡失き損に対する責任についても定めがない。

また、受託者に提供した土地に正規の手続きもなく健康保険組合が建物等を建設しているもの、国有物品とその他の物品との区分が明確にされていないものなど財産管理が適正に行なわれていない事例が認められる。

よって、国有財産および国有物品については、使用の実態に則した管理体制を整備するなどして財産管理の適正をはかる要があるものと認められる。

（3）　施設の運営についてみると、前記各団体に委託している病院施設等90箇所においては被保険者等の優先利用についての方針を一応定めてはいるが、実際には優先利用の取扱いがなされないまま一般病院と同様の取扱いをしているものであり、また、その他の施設についてみても、たとえば財団法人厚生団に委託している東京厚生年金会館は、厚生年金保険の福祉施設として36年経費約13億円をもって設置し、宿泊施設、貸ホール、結婚式場等の事業を行なっているものであるが、その運営の実態は優先利用が全く考慮されておらず、民間類似施設と差異のない運営が行なわれており、さらに、厚生年金受給者の利用に供するため設置した老人ホーム6施設における年金受給者の利用は利用者の3.9％にすぎない状況であるなど施設を設置した趣旨が十分いかされていないものが認められる。

しかし、各保険の施設は被保険者等のための保健、福祉施設として、主として被保険者等の納付する保険収入を財源として設置するものであるから、この設置運営については被保険者等の利便を十分考慮して実施することが肝要である。

（3）　農業委員会の特別事業に対する補助金等の経理の適正化について是正改善の処置を要求したもの（昭和39年7月28日付け39検第406号　農林大臣あて）

農林省所管国庫補助金については検査の結果不当と認めた事項を毎年度の検査報告に掲記してその是正方につき注意を喚起してきたところであるが、農業委員会費補助金および農業移住事業費補助金の経理について、昭和38、39両年中の検査の結果、下記のとおり適切を欠いていると認められるものがある。

このような事態を生じているのは、事業主体においてとかくこの種事業についての関心が薄く経理を軽視する傾向があることにもよるが、関係機関の事業主体に対する指導監督が十分でないこと、補助金が少額で、その交付が事業主体における事業実施の実態にかかわりなく安易に行なわれていることなどによるものと認められる。

ついては、関係機関の指導監督を徹底するとともに、事業の実施体制について根本的な検討を加えるなど適切な処置を講じ、補助の効果をあげ、経理の適正化をはかる要があると認められる。

記

1　農業委員会費補助金について

農林省で、農業委員会費補助金のうち、市町村農業委員会が行なう農家台帳の補正等に要する経費および農業就業構造改善対策事業に要する経費に対して補助するため、農業委員会特別事業費補助金として、36年度119,521,000円、37年度101,491,000円、38年度101,577,000円を各都道府県に交付しているが、38年2月以降北海道ほか36都府県の573市町村についてその経理を実地に検査したところ、36都道府県の346市町村において次のように適切を欠いていると認められるものがある。

すなわち、

（1）　農家台帳補正等の事業は、市町村ごとの農業振興計画の樹立等に活用するための資料として農家の世帯員、耕地、主要農機具等7項目を記載する農家台帳を34、35両年度に作成整備したものについて、その後の世帯員、耕地の異動を毎

年補正するもので、1農業委員会につき平均36年度6,468円、37年度6,512円、38年度6,745円を補助しているが、農業委員会のうちには、在来の住民台帳、耕地台帳または独自の様式による資料で足りるとして、補助事業の全部または一部を実施していないものが多く、はなはだしいものは農家台帳そのものが当初から完成されていないなどその整備が完全には行なわれていない状況である。このため現在においては農業振興計画の樹立等に必要な資料としての価値を失なっているものが相当数見受けられ、補助事業としての効果があがっているとは認められない。

(2) 農業就業構造改善対策事業は、農村における就業構造の改善に資するため、36年度に各市町村ごとに設置した農業労働力調整協議会(以下「協議会」という。)において農業労働力需給の合理的調整等をはかるもので、1農業委員会につき平均36年度20,350円、37年度22,140円、38年度22,080円を補助しているが、農業委員会のうちには、就業構造の改善は市町村段階で解決をはかることは困難であるとしたり、従来から農業委員会の内部機関でも協議しているところであえて別個の機関を設ける必要性に乏しいとしたりなどして、協議会を設置していないもの、設置しても全く開催していないものなどが多いばかりでなく、38年度に協議会の協議事項を重点化する目的で設置を指示した協議会の専門部会も現実には設置していなかったり、設置しても開催していないものが多く、補助の目的にそった運営がなされているとは認められない状況である。

しかして、これらの事業費の経理についてみると、事業費の全部または一部を要しなかったのに経費を要したこととしまたは実支出額を上回る適宜の金額を計上して過大な精算を行なっているものが多い状況である。

2 農業移住事業費補助金について

農林省で、農業移住事業費補助金のうち、移住推進市町村が海外移住に関する啓

発および募集の体制を整備するに要する経費に対して補助するため、市町村移住推進事務費補助金として、36年度6,655,000円、37、38両年度それぞれ6,790,000円を各道府県に交付しているが、38年2月以降北海道ほか30府県の185市町村についてその経理を実地に検査したところ、24道府県の73市町村において次のように適切を欠いていると認められるものがある。

すなわち、本件補助事業は、海外移住の促進をはかるため、移住推進市町村として指定を受けた市町村が、移住相談所、農業移住推進協議会を設置したり、説明会、座談会を開催したりするもので、1市町村当り36年度5,000円、37、38両年度それぞれ9,700円を補助しているが、これら市町村のうちには、事業を全く実施していないものまたは補助の趣旨にそった事業を実施しているとは認められないものが多く、さらに事業費の経理についてみると、事業費の全部または一部を要しなかったのに経費を要したこととしまたは実支出額を上回る適宜の金額を計上して過大な精算を行なっているものが多い状況である。

(4) **2年度以上にわたり継続施行する国営土地改良工事に対する予算等の措置について改善の意見を表示したもの** (昭和39年11月25日付け39検第589号 農林大臣あて)

農林省で、国営土地改良事業として施行している工事のうち、大規模のえん堤、ずい道等については、その施行に2年度以上を要し、かつ、これらを分割し単年度工事として請負契約に付することが適当でないものがあるが、これら工事の施行にあたっては、当該工事全体についての予定価格を作成するとともに、初年度分については予算の示達額の範囲内で予定価格を作成し、全体の予定価格に対する初年度分の予定価格の比率を算出したうえ、指名した業者に対して全体設計を示すとともに初年度分として上記比率を示し、全体についての見積額で全工事を完成することを条件として、同見積額およびこれに上記比率を乗じた初年度分の額を入札させて請負人を決定し、初

年度分については指名競争契約とし、後年度分については各年度ごとに前記請負人と随意契約をしているもので、この方法により施行している工事は、昭和38年度において127件82億0722万余円あり、その全体見積額は235億7321万余円に上っている。

しかしながら、上記の方法による工事の施行は事実上予算外に国の債務を負担することとなり、適当な措置とは認められないばかりでなく、39年中、これらの工事の実施状況について検査したところ、下記事例に示すように、工事着手の翌年度以降各年度分について予算の示達額が年間計画工事量に対して不足し、このため当該年度の計画工事量を縮減されて遊休期間を生じこの間の機械器具損料、電気料等を支払うこととなって工事費が不経済となっているものがあり、なかにはこのような工事費の増こうを防ぐなどのため請負業者に当該年度の予算の示達額をこえて工事を継続施行させ、その工事費を翌年度予算から支出し、予算の制をみだる結果となっているものがある。

このような事態を生じているのは、上記のような工事の施行を単年度予算によって措置しているため、後年度工事についての各年度の予算が不確定となっていること、予算の運用が適切を欠いていることなどによるものと認められるから、これらの点を再検討し、国庫債務負担行為の予算措置を講ずるなど適切な処置を講じ、工事を適確かつ経済的に施行する要があると認められる。

記

（1）　東北農政局で、34年11月、株式会社熊谷組から全体見積り（見積額5億4950万円）を徴し、同月から38年4月までの間に同会社に803,141,000円で請け負わせ施行した最上川下流右岸農業水利事業第1工区トンネル工事は、ずい道延長5,051メートルを38年3月完成する計画で着工したものであるが、36、37および38年度工事の施行にあたり、本件工事に対する予算の示達額が年間計画工事量に対し不足し、

かつ、予算の運用が適切を欠いたこと、各年度初めにおける工事契約手続きおよび年度末におけるしゅん功手続き等に日数を要したことにより合計8箇月余の遊休期間を生じ、機械器具損料等約2170万円（うち約1270万円については昭和36年度決算検査報告に掲記した。）が不経済となっている。

（2）　北陸農政局で、36年10月、株式会社間組から全体見積り（見積額16億8610万円）を徴し、同月から39年3月までの間に同会社に825,102,000円で請け負わせ施行している小矢部川農業水利事業刀利堰堤工事は、えん堤基礎掘さく194,265立米、コンクリート打設144,975立米等を40年3月完成する計画で着工したものであるが、38年度工事の施行にあたり、本件工事に対する予算の示達額が年間計画工事量に対し不足し、かつ、予算の運用が適切を欠いたため、コンクリート打設量が約2万立米減少し、えん堤コンクリート打設工事において4箇月間の遊休期間を生じ、機械器具損料等が約790万円不経済となっている。

（3）　中国四国農政局で、35年9月および36年8月、鹿島建設株式会社ほか2会社から全体見積り（見積額17億1286万余円）を徴し、35年9月から38年4月までの間に上記各会社に1,769,962,000円で請け負わせ施行した道前道後平野農業水利事業承水施設ほか2工事は、当初ずい道延長21,145メートル等を38年7月から39年2月までの間に完成する計画で着工したものであるが、37年度工事の施行にあたり、本件工事に対する予算の示達額が年間計画工事量に対し不足し、かつ、予算の運用が適切を欠いたため、2箇月から4箇月の遊休期間を生じ、機械器具損料等が約590万円増こうすることとなるので、これを避けるなどのため、予算の示達額をこえてずい道掘さく2,207メートル、コンクリート巻立て2,166メートル等工事費相当額約1億2080万円を施行させ、38年度予算をもって工事費を支払っている。

（5）　**林産物検査の取扱いについて改善の意見を表示したもの**　（昭和39年11月16日付け39検第578号　農林大臣あて）

北海道の旭川ほか4営林局（以下「道内各営林局」という。）管内の国有林で生産され

る林産物については、その他の道内林産物の場合と同様、農林物資規格法（昭和25年法律第175号）の制定以来、北海道が、北海道林産物検査条例(昭和25年条例第37号)の規定により、日本農林規格に基づく品質、形量等の検査格付けを行なっており、道内各営林局においては、昭和38年度中に林産物検査手数料として31,317,546円を北海道に支払っているが、国有林で生産される林産物の検査格付けにつき、本院においてその取扱いの実情を調査したところ、北海道に対し、道内各営林署が林産物検査申請書を提出したうえ道内各営林局に所属する営林署職員がそれぞれ北海道の検査員としての資格を兼ねて検査格付けを実施している状況である。

しかして、林産物については、各営林局管内の国有林で生産される林産物を含め従前は指定農林物資検査法（昭和23年法律第210号）の規定により各都道府県知事だけがその検査を行なっていたものである。しかしながら、同法を廃止し、新たに制定された農林物資規格法によれば、林産物の規格の検査格付けを行なう機関は、農林省の機関、都道府県および登録格付機関の3者であり、その検査格付けには3者の間に優劣の順位はなく、いずれの機関が検査を行なっても同法の目的を達成することができるものであって、北海道の合板等については、日本合板検査会等の登録格付機関が検査格付けを行ない、北海道はこれらについての検査は実施しないこととしているものである。また、林野庁においては、国有林で生産される林産物について、農林物資規格法の主旨から、これらの検査格付けを行なうこととし、日本農林規格に基づく検査格付けを現に北海道を除く各地の営林局管内の営林署に担当させ行なっているもので、道内各営林局の取扱いもその例外となるものとは認められない。しかるに、道内各営林署の行なう検査について、とくに道外各地の営林局と異なりこれを北海道から委嘱を受けて北海道の検査機関が実施していることとし、上記手数料を負担している状況であるのは、その検査格付けの内容および形態からみて適切なものとは認められない。ついては、検討のうえすみやかに改善の処置を講ずる要があると認められる。

(6) 中小企業近代化促進費補助金を財源とする設備近代化資金の運営について改善の意見を表示したもの（昭和39年10月27日付け39検第537号 通商産業大臣あて）

中小企業近代化促進費補助金は、中小企業近代化資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づき中小企業の近代化の促進に寄与する目的をもって中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県（以下「県」という。）に対し資金の一部を補助するもので、県においては昭和31年度以降この補助金および自己の一般会計からの繰入金等を財源とする特別会計を設け、38年度においては国庫補助金41億円、一般会計からの繰入金41億0010万円および貸付金の償還金等37億6529万余円計119億6539万余円を貸付財源として、中小企業者に対し113億7581万余円を無利子で貸し付けている。

しかして、本貸付金については、他の金融機関から長期資金を借り入れて施設を購入している者に貸し付けたり、または施設を設置していない者に貸し付けたりするなどその運営が当を得ないものがあり、従来検査報告においてしばしばこれを指摘してきたところであるが、39年4月から9月までの間に北海道ほか32都府県における38年度の運用状況を実地について調査したところ、いずれも貸付けが遅延しており、とくに宮城県ほか21府県においては、貸付額73億8009万余円のうち、38年12月に17億5279万余円（23.8％）、第4四半期に23億3650万余円（31.7％）、39年4月以降出納整理期に32億3435万余円(43.8％)と貸付額の99.2％に当たる73億2365万余円が12月以降に集中して貸し付けられ、これらの府県のうちには年度内にほとんど貸付けを行なわないものがあり、はなはだしいのは全く貸付けを行なっていないものもある実情である。また、貸付決定も行なわれず剰余金として翌年度に繰り越された資金は上記33都道府県において4億6045万余円に上っているが、従来このような剰余金はほとんどの場合翌年度の第4四半期または出納整理期に貸し付けられてい

る状況である。

このため、借受けを希望する企業者は、早期(通常4月)に借入申込みをして設備の近代化に着手しても、貸付けを受けるまでの期間、資金繰りの必要からやむを得ず金融機関からつなぎ融資を受けてこの間の利子を負担するか、または設備近代化の時期を遅らせざるを得ず、なかには借入れを辞退するものも見受けられ、ひいては、本資金の借入れによらないでも施設を設置することができると認められるような企業に貸し付けられる傾向さえ生ずるなど本制度の趣旨にそわない結果をきたしている。

このように貸付けが遅れるのは、県において全部の借入申込者に対する診断、事前調査等が完了するまで貸付先の選定を行なわないことにもよるが、通商産業省が本補助金の配分額を早期に県に通知せず交付決定までに相当の日時を要すること、貸付事業において県の準拠すべき業種等部門別貸付予定額のわくの決定にあたり、通商産業局と県との事務手続きが円滑に行なわれないこと、県の貸付先選定にあたり、同省の特認または同省と協議を要するものについてとかくその承認が遅れることによるものであり、また、多額の剰余金を生ずるのは、前記のように貸付けが年度末に集中しているため、借入辞退または貸付決定の取消しがあった場合新たに貸付先を選定することができないことなどによるものと認められる。

ついては、補助金の配分通知および貸付予定額のわくの決定をすみやかに行ない、通商産業局と県との間の事務手続きの不円滑が本資金早期貸付けのあい路とならないよう措置し、特認、協議等の処理の促進をはかるとともに、県が貸付先を選定するにあたっては診断、事前調査等を一定時期に集中することなく行ない、年間平均して貸付けすることができるよう留意し、多額の剰余金を生ずることのないよう指導監督を行なう要があると認められる。

（7）履物にかかる普通輸出保険包括保険の運営について改善の意見を表示したもの

（昭和39年2月8日付け39検第48号・通商産業大臣あて）

履物にかかる普通輸出保険包括保険は、輸出保険法（昭和25年法律第67号）に基づき、昭和37年4月および38年4月、通商産業大臣と日本雑貨輸出組合（以下「組合」という。）との間で締結された普通輸出保険包括保険特約により実施されたもので、組合加入の輸出者（以下「輸出者」という。）が特約期間内に締結した履物にかかる輸出契約のすべてについて、組合は輸出契約締結後遅滞なく通商産業大臣に保険の申込みをし、通商産業大臣は申込みが行なわれた輸出契約につき輸出者が受ける損失をてん補する保険である。

しかして、本保険の運営について会計実地検査の際調査したところ、組合は輸出者の輸出実績をは握していないばかりでなく、輸出者から付保の申入れがあったものだけについて保険の申込みをしているにすぎず、前記特約に基づく義務を履行していないのに、通商産業省はこれに対し本件特約を履行させるための十分な処置を講じないでいたため、三菱商事株式会社ほか121会社の37年度中の輸出契約額22,763,556,300円のうち18,274,463,040円が付保脱漏となっていて、これに対する保険料相当額は基本保険料率によって計算しても6,852,923円となっており、付保率は19.7％にすぎず、38年度においても38年10月までの輸出契約額10,611,955,055円のうち付保されていないものが8,208,671,105円あり、付保率は22.6％にすぎない状況である。

このような事態を生じているのは、輸出者が同省に対し輸出契約報告書を提出する義務がないため、輸出実績のは握が困難な実情にあることによるが、本件履物のうちには輸出入取引法(昭和27年法律第299号)により輸出調整を要する品目が含まれており、これらについては輸出者は組合に対し輸出取引承認申請書または輸出確認申請書を提出することとなっているから、同省は、組合においてこれらの書類を受理したときは直ちに輸出者に付保の申入れをさせ、国に対し保険の申込みをするように指導す

べきであるのに、これを行なわず、また、上記輸出取引承認申請書はさらに通商産業大臣に提出されるものであるから、同省においてこれと保険申込書とを照合して付保の有無を確認し、付保漏れのものについてはすみやかに保険の申込みをさせるべきであるのに、これを行なわなかったことによるものと認められるので、組合に対する指導監督および付保の有無の確認を適切に行なう要があるものと認められる。

また、上記輸出調整を要する品目以外のものについては、組合において輸出者の輸出実績をは握していない実情にあるから、同省は、組合に対し、輸出者の輸出実績をは握させるための適切な処置をとるとともに、包括保険約款に基づいて実地調査を行ない、付保脱漏の防止に努めるべきであると認められる。

(8) 機械類賦払信用保険の運営について改善の意見を表示したもの(昭和39年10月31日付け39検第559号 通商産業大臣あて)

機械類賦払信用保険は、中小企業の設備の近代化および機械工業の振興に資することを目的として、機械類賦払信用保険臨時措置法(昭和36年法律第156号)および機械類賦払信用保険約款に基づき、通商産業大臣と保険契約者である機械類の製造業者または販売業者(以下「製造業者等」という。)との間で締結された保険契約により実施されるもので、あらかじめ保険契約で指定した機械類について、被保険者である製造業者等が、保険契約の有効期間内に所定の要件をみたす割賦販売契約を締結したときは、そのすべてについて保険関係が成立し、通商産業大臣は、保険契約者から通知を受けた割賦販売契約につき、被保険者である製造業者等が受ける損失をてん補する保険であって、昭和36年10月本制度発足以来、36年度129件(保険契約者122企業、被保険者152企業)、37年度241件(保険契約者211企業、被保険者304企業)、38年度296件(保険契約者258企業、被保険者335企業)の保険契約が締結されている。

本保険においては、保険契約者は、被保険者にかかる毎月の割賦販売契約および保険料の額を翌月の末日までに一括して通商産業大臣に通知することになっているが、

池貝鉄工株式会社ほか65会社について、保険関係の成立する割賦販売契約を38年9月および39年2月会計実地検査の際調査したところ、3,273件17,066,654,141円(保険料相当額60,291,820円)のうち、通商産業大臣へ通知されていなかったものが46会社において759件3,210,905,197円(うち36年度分62件166,610,792円、37年度分315件1,160,501,663円)、これに対する保険料相当額9,266,603円(うち36年度分224,989円、37年度分2,555,025円)ある。

また、保険金の支払いを受けた被保険者は、保険金支払いの請求後回収した金額があるときはそのたびごとに遅滞なくその旨を通商産業大臣に書面により報告することとなっているが、38年度に徴収決定した日特重車輛株式会社ほか10会社分の回収金67,429,603円について、被保険者からの代金回収報告書の提出状況を調査したところ、代金を回収したときから報告までの期間が平均123日を要しており、はなはだしいものは482日も経過しているものがあるなど報告書の提出が著しく遅延している状況である。

しかして、割賦販売契約の通知漏れは、主として保険事故発生率の低いものに多く見受けられるが、本保険が包括保険方式によって保険料の算定をしていることにかんがみ、このような事態は、本保険の健全な運営を阻害するものと認められ、また、代金回収報告の遅延は、支払保険金の約70%または約80%を回収することとして保険料率を算定しているなど回収金が本保険の運営に重要な比重を占めていることからみて、保険運営上適切であるとは認められない。さらに、保険金の支払遅延については、回収金の徴収の際事故発生の日から保険金支払いの日までの利息(年6分)相当額を控除しているが、回収報告の遅延に対してはなんらの措置も講じていないのは均衡を失するものと認められる。

このような事態を生じているのは、保険契約者および被保険者の本保険に対する理解が十分でないこと、保険契約者と被保険者とが異なる場合両者の間の連絡が十分行

なわれていないことにもよるが、通商産業省において、保険関係が成立した割賦販売契約に関し、保険約款により保険契約者および被保険者に対して、調査、報告もしくは資料の提出を求め、または帳簿書類その他の物件を調査することができるのにほとんどこれを行なわなかったこと、割賦販売契約の通知漏れおよび代金回収報告の遅延を防止するに十分な事務処理が行なわれていなかったこと、約款等の諸規程において、保険契約者と被保険者とが異なる場合の措置が明示されておらず、また、回収報告の遅延について約款で一般的な免責規定を設けている以外に格別の対策がとられていないことなどによるものと認められる。

ついては、保険契約者および被保険者に対する指導、調査を実施し、適確な事務処理を行なうよう配意するとともに、約款等関係諸規程を検討するなど、本保険運営の適正化をはかる要があると認められる。

（9）　道路改良工事における機械経費および諸経費の積算について改善の意見を表示したもの　（昭和39年10月30日付け39検第549号　建設大臣あて）

建設省において直轄で施行する道路改良工事は、道路整備5箇年計画に基づいて実施しているもので、昭和38年度における事業費は1037億余円に上っているが、39年中の検査において、その設計、積算のうち機械施行にかかる掘さく、積込み、敷きならし、転圧等の土工費および諸経費の積算についてみると、下記のように、機械経費においては、その算定の基礎となる諸係数の数値の決定、使用機種の選定、機械の組合せおよび各機械の能力の算定等が、また、諸経費においては、その直接工事費に対する率および計算方法が各地方建設局、工事事務所相互間で区々となっており、その結果、ほぼ同様の条件の下で施行する工事において、積算額に相当の開差を生じている事例が少なくない。

このような事態を生じているのは、積算を実施する局所においてそれぞれ従来からの積算例を安易に踏襲していること、近年事業量が著しく増加しているため設計審査

および技術管理等が十分に行なわれていないこと、使用機械が進歩しているのにそれが積算に反映されていないこと、関係者相互間の連絡調整が十分に行なわれていないこと、同省における管下各部局に対する指導が的確に行なわれていないことなどによるものと認められる。

しかして、工事費の積算にあたっては、事業計画および現地の条件に即応した最も経済的な方法により施行することとして算定し、また、諸経費についても適正な基準にのっとってその必要額を積算するのが相当であって、前記のように積算の方法に差異があるときは、工事の内容が同一であっても積算する局所が相違することによって工事費の算出に差異を生ずることとなるばかりでなく、工事費が割高となって不経済な結果をきたす場合が生ずることもあり、妥当なものとは認め難く、とくに、道路改良工事においては、機械施行の対象となる土工量がきわめて大量に及び、また、1件の工事費も相当多額に上るのが通常であるから、単価または諸経費率においてはわずかな開差であっても総額においては大差を生ずるものである。したがって、今後、合理的な統一した基準に基づいて積算を行ない、関連部門間の連絡、調整や審査の徹底をはかって、適正な積算を行なう要があるものと認められる。

記

1　機械経費について

（1）　パワーショベルによる掘さく、積込みの作業能力は、掘さく高による能率変化の係数および1回の掘さく、積込みに要する時間等を基礎として算出されるものであるが、たとえば、掘さく高による係数を掘さく高3メートルの場合1から0.7と区々に適用したり、また、1回の掘さく、積込みに要する時間はバケットの旋回角度および掘さくの難易によって定めることとなっているが、作業条件のよい工事現場について旋回角度を180度としたり、掘さくの難易についても掘さくの容易なほぐした状態の土砂を中位の掘さくとしたりしているため、能率の算

定に相当の開差を生じているものがある。

（2）　トラクターショベルによる掘さく、積込みの作業能力は、その算定式がいまだに一般化されていないため、各地方建設局および各工事事務所において、掘さく高による能率変化の係数および1回の掘さく、積込みに要する時間等を基礎としてそれぞれ独自の計算を行なっているが、その内容についてみると、たとえば、掘さく高による係数を掘さく高1メートルの場合0.7から1としているもの、掘さく土の状態による係数を普通土の場合0.8から1.2としているもの、1回の掘さく、積込みに要する時間を46秒から88秒としているものがあるなど算定の基準に相当の差異が認められる。

（3）　トラクターショベルの使用機種についてみると、バケット容量の小さい0.75立米または0.95立米のものを使用することとしている場合が多い。しかしながら、単位土量当りの機械損料はバケット容量の小さいものほど割高となるもので、施行が比較的困難と認められる拡幅工事においてさえも容量の大きい1.2立米または1.5立米のものを使用しているのが通常であって、積算は実情にそわないものとなっている。

（4）　パワーショベルまたはトラクターショベルの掘さく、積込みを補助するブルドーザの集土量の算定についてみると、切土高5メートル以上の土量を集土することとしているもの、全土量に対する集土量の割合を適宜定めているもの、または集土は全く必要がないとしているものなど多岐にわたっていて、なかには掘さく、積込みに好適な条件の現場に100％の集土を見込んでいるものもある状況であり、また、集土する場合の集土距離も15メートルから50メートルと区々になっている。

（5）　ブルドーザの作業能力の算定要素となる排土板面積についてみると、たとえば、小松製作所製D—50型を2.25平米、D—80型を3.85平米としているが、そ

の後の改良により近時排土板面積はD—50型で2.72平米、D—80型で4.01平米となっており、実情にそわないものとなっている。

（6）　路体部、路床部の敷きならし、転圧についてみると、ブルドーザで敷きならし、転圧の両作業を行なうこととしているものと、ブルドーザで敷きならした後タイヤローラー、タンピングローラーまたはバイブレーションローラーで転圧を行なうこととしているものなど使用機械の選定、組合せが区々となっており、また、ブルドーザで両作業を行なうこととしている場合も、転圧の単価で積算しているもの、これより高価な敷きならしの単価で積算しているものまたは両者をともに積算しているものがあり、さらに、転圧回数、走行速度等転圧能力の算定も相違しているため、その立米当り単価は13円から127円となっていて著しい開差を生じている。

しかして、敷きならし、転圧については現場の土質、作業条件等により施行の方法および積算単価に当然差異を生ずるものと思料されるが、上記の相違はこのような条件の相違を考慮したものではなく、各工事事務所が従来からの積算例をそのまま踏襲していることによるものである。

2　諸経費について

諸経費の積算は直接工事に要する経費の合計額に対し一定の率を乗じて算定しているものであるが、各地方建設局の定めている基準は、諸経費率がそれぞれ異なっているほか、諸経費計算の基礎となる直接工事費の計算方式においても、工事に使用する二次製品の価額の一部を工事費から控除しているものと控除していないものとがあり、また、控除するにあたっても控除する製品の範囲や控除する額の算出割合が異なっており、ひいては諸経費の額に相当の開差を生じている。

(10) アスファルト舗装工事の設計および施行について改善の意見を表示したもの

(昭和39年11月19日付け39検第579号 建設大臣あて)

建設省においては昭和36年度を初年度とする道路整備5箇年計画に基づいて道路の整備事業を緊急に実施しているが、これに伴って舗装工事、なかでもアスファルト舗装工事はその経済性、速効性等の利点のためその事業量の伸びが著しく、38年度において直轄で施行した事業費は総額179億余円に上っている状況である。

舗装は重車両の交通による繰返し荷重や大きな摩擦および激しい気象作用を受けるものであるから、これらの外力に耐えることができる抵抗力とそれを長期にわたって持続する耐久力とを備えることが必要であって、そのため、アスファルト舗装にあっては、使用する骨材に対するアスファルトの配合割合と舗設にあたってのアスファルト混合物の品質管理とが舗装の性能を大きく左右するものとされている。しかも、アスファルト舗装においてはひとたび舗設を完了すると品質上のかしを発見することがきわめて困難となり、施行後の検収では単に形状または舗装厚等の外見だけの審査にとどまるのが通常であるから、アスファルト舗装工事の設計および施行にあたっては、現地の実情に即応したアスファルトの配合割合を求めるとともに適正な施行管理を行なってその期待する品質を確保することが肝要である。

しかして、同省で定めている道路技術基準によればアスファルト舗装工事の施行にあたっては、それぞれの現地における骨材を使用してアスファルトの配合割合を変えた数種の供試体について荷重に対する抵抗力(以下「安定度」という。)、たわみの程度(以下「フロー値」という。)、空げきの程度(以下「空げき率」という。)、骨材の間げきにアスファルトが占める割合(以下「飽和度」という。)等についての試験(以下「配合試験」という。)を行ない、最もすぐれている供試体における配合割合によってアスファルトの実施配合割合を決定し、また、舗設の際は、舗設する混合物の安定度、フロー値、空げき率、飽和度および配合割合の試験を行なってそれらの試験の結果得られた数値

を配合試験で採用した供試体の数値と対比してその良否を確認することとなっているものであるが、各地方建設局および北海道開発局管下各開発建設部が施行したアスファルト舗装工事のうち108工事について検査したところ、下記のとおり、配合試験を行なっていないもの、配合試験を行なっているのにその数値を採用していないもの、舗設にあたって混合物の品質管理が適切を欠いているものなど前記の道路技術基準によっていないものが少なくなく、ひいて舗装体の品質に重大な影響を及ぼし、施行の効果を減殺しているものが見受けられる状況である。

このような事態を生じているのは、実施部局において配合試験およびアスファルト混合物の品質管理についての取扱いが明確を欠いていること、設計および施行のための態勢が十分でなく、事業量の伸張もあって事務処理が適確に行なわれていないこと、実施部局に対する同省における指導監督も十分でないことなどによるものと認められるが、この種工事についてはその事業量が今後ますます増大する傾向にあるので、その施行管理の適正につきなお一層配慮する要があるものと認められる。

記

1 アスファルトの配合割合の決定について

アスファルト舗装工事の設計にあたり、従来から設計例等により仮の配合割合(以下「設計配合割合」という。)を定め、実施にあたって配合試験の結果から実施配合割合を決定することとしている。このような決定方法はアスファルトの適正な配合割合がそれぞれの現地において使用する骨材の性質および粒度配合によって変わり、机上の計算式等によってはその適正値を見出すのが困難なことにより採用されているものと認められる。

しかして、実地検査の結果によれば、配合試験を行なわず設計配合割合をそのまま実施配合割合としているものや、配合試験の結果設計配合割合に比べてより適当な配合割合が発見されているのにこれによらず設計配合割合のままで施行させてい

るものがあり、判明しただけでも、東北、関東、近畿各地方建設局および北海道開発局管内で69工事に達している状況であるが、これらのうちには、現地において使用した骨材と同一の骨材を使用して各種の供試体を作成して試験を行なった結果、設計配合割合と相違する配合割合の場合に安定度等においてよりよい数値が発見されたものも相当数に上っている。

たとえば、

(ア) 室蘭開発建設部が施行した2級国道旭川浦河線平取町振内地内舗装工事（工事費29,710,000円）においては、細粒式アスファルトコンクリートのアスファルトの配合割合を10％として施行しているが、検査の結果、この場合の安定度が必要とされている350キログラム以上を著しく下回る42キログラムとなっており、フロー値は適格とされている20から40の範囲を著しくこえた138となっているのに比べ、その配合割合を7％とすれば、安定度は344キログラム、フロー値は70とよりよい値を示すこととなり、

(イ) 関東地方建設局が施行した丹波島舗装修繕工事（工事費17,780,000円）においては、表層をアスファルト配合割合が8％のトペカで施行しているが、検査の結果、この場合の安定度は694キログラム、フロー値は40で、必要とされている値を示しているが、空げき率は4から8の範囲内になければならないのに3となっており、また、飽和度は70から80の範囲内になければならないのに85.8となっていていずれも不適確な値を示しているのに比べ、その配合割合を7.4％とすれば、安定度は660キログラム、フロー値は37、空げき率は4.3、飽和度は78とすべて適格な値を示すこととなり、

いずれも施行したアスファルト混合物の配合割合が最適値でないことを示している。

上記のほか、配合試験の結果実施配合割合が設計配合割合を下回り、これにより工事を施行させているのに、配合割合の積算を変更していないため、工事費が過大となっていると認められるものもある。

2 施行の管理について

プラントにおける混合物の品質管理を適正に行なうため、これについて、安定度、フロー値、空げき率、飽和度および配合割合の試験を行ない、その結果が配合試験の結果に比べて安定度においては±20％以上、アスファルトの量においては0.5％以上の変動がないことが望ましいとされている。

しかして、これらの試験については、その経費を設計額に見込んで請負業者に施行させてその結果を報告させることとしているのがほとんどであるが、実地検査の結果によれば、なんらの理由もないのにこれらの試験を実施していないものがあり、判明しただけでも東北、関東、近畿各地方建設局および北海道開発局管内で33工事に達している状況であるが、これらのうちにはこのため実際に施行されたアスファルト混合物の配合割合が実施配合割合と異って施行され、安定度が実施配合割合の数値に比べて著しく低く、フロー値が過大となり、夏期にいたってアスファルトが融解して舗装体が破壊するにいたったものもある状況である。

また、これらの試験を行なっているものについても漫然とその報告を徴しているにすぎないため、安定度、フロー値、アスファルトの配合割合等が配合試験の結果に比べて前記の許容限度を超過しているのにこれを看過しているものが多く、判明しただけでも関東、近畿、九州各地方建設局および北海道開発局管内で21工事に達している。

たとえば、

(ア) 九州地方建設局で施行した武雄地区外1件舗装修繕工事（工事費27,100,000円）においては、当初使用を予定していた骨材と相違する扁平な不適格材を相当量使用したため、アスファルト混合物の安定度が、配合試験の結果に比べて表層で試験回数44回のうち10回、基層で38回のうち21回が21％から56％程度低

下している報告が提出され、

(イ)　関東地方建設局で施行した勝沼第2舗装工事(工事費36,150,000円)においては、安定度が配合試験の結果に比べて表層で試験回数20回のうち9回、基層で21回のうち5回が21％から45％程度低下している報告が提出されているのにそのまま受理し、これらに対しなんらの処置もとっていない状況である。

上記のほか、請負業者が提出するこれら試験の報告書のなかには事実を記載していないと認められるものも見受けられる。たとえば、近畿地方建設局が施行した大谷第3舗装工事(工事費3,338,000円)は、請負業者の報告によると、基層のアスファルトを配合割合7％で施行したこととしているのに、本院においてアスファルトの配合割合の試験を行なったところ、実際は6.3％程度で施行していた状況である。

第9節　昭和37年度決算検査報告掲記の是正改善の処置を要求しまたは改善の意見を表示した事項に対する処置状況

昭和37年12月から38年11月までの間に、不当と認めた事項につき是正改善の処置を要求し、または法令、制度もしくは行政に関して改善の意見を表示したものとして、昭和37年度決算検査報告に掲記した事項に対し、その後当局においてとっている是正改善処置の状況は、39年9月末現在、次のとおりである。

(1)　陸上、海上、航空各自衛隊間における共通器材の融通および調達の調整について改善の意見を表示したもの　(昭和38年11月19日付け38検第539号　防衛庁長官あて)

陸上、海上、航空各自衛隊で共通して使用することができる航空機用部品等の調達にあたり各自衛隊間で相互の連絡調整を十分に行ない管理換の処置をとれば取急ぎ調達する要がなかったのにこれをしなかったため不経済となっているものがあり、各自衛隊間における器材の物品整理番号の統一事務を促進するとともに、共通器材の融通および調達の調整を効果的に実施する機構の確立をはかるなど適切な処置をとるよう改善の意見を表示したところ、防衛庁においては、人員および予算を増加して物品整理番号の統一事務をさらに推進するとともに、当面の改善策として、昭和39年3月、防衛事務次官通達をもって、各自衛隊間における器材の融通および調達の調整を行なうよう指示しており、各自衛隊間で管理換の処置をとったものは合計1,483品目1億1075万余円となっている。さらに、各自衛隊を通じてこれらの補給調整事務を統一的に実施する機関の確立について検討を進めている。

（2）　刑務作業における契約賃金等の決定について是正改善の処置を要求したもの

（昭和38年10月22日付け38検第473号　法務大臣あて）

刑務所構内における労務提供契約、物品製作および加工修繕契約について、その賃金、価格等が低価に失すると認められるものがあり、関係規程の不備を改訂、整備するとともにその趣旨の徹底をはかるよう是正改善の処置を要求したところ、法務省においては、次のように、昭和39年3月、刑務作業規程（昭和28年法務大臣訓令矯正甲第461号）を改訂、整備するとともに、矯正局長通達をもって、関係施設の長に対し、その運用について指示している。

（ア）　労務提供契約にかかる賃金については、従前は一般労働者の職種別賃金を基準として定めることとなっていたのを、その地域における同種または類似の作業の労務賃金を基準として定めることに改めるとともに、その基準については、構内作業についても、労働省出先機関等について調査を行ない、また、最低賃金法（昭和34年法律第137号）による最低賃金等を勘案して妥当な評価に努めるよう指示している。

（イ）　物品製作および加工修繕契約における価格等については、従前は市価を基準とし、原価をしんしゃくして定めることとなっていたのを、市価を基準として定めることに改め、一方、原価計算を行なうための計算賃金については、従前は前年度の収容に要した経費の決算額を収容延人員で除した額とし、毎年7月1日をもって、法務大臣が定めることとなっていたのを、前年度の収容に要した経費の決算額を就業延人員で除した額をしんしゃくし、7月1日をもって法務大臣が定めることと改めている。

（3）　海外移住者受入事業に関する補助金の経理について是正改善の処置を要求したもの　（昭和38年10月1日付け38検第456号　外務大臣あて）

旧財団法人日本海外協会連合会の海外における移住者の現地受入事業に対する補助

金の経理について、交付決定の内容に定められた使途以外に使用しているなど適切を欠いているものがあり、外務省に対して、同連合会解散後その事業を引き継いだ海外移住事業団の本部が在外各支部の会計経理の統制を十分に行なうよう指導するとともに、自らも現地在外公館を通じ指導監査を行なうよう是正改善の処置を要求したところ、同省の指導により、同事業団においては、会計規程および会計細則を整備して会計経理の基準を定めるとともに、内部監査機構を確立する計画を立てており、また、会計職員の素質向上をはかるため経理の実務経験者および現地の公認会計士を各支部の幹部や経理担当者に任命している。他方、会計経理の調査および現地指導を行なうため外務省担当官を含めた調査班を現地に派遣した。

なお、外務省においては、補助金を別途に経理するなどしてその残額を保管していたものについてはこれを国庫へ返納させることに努めている。

（4）　都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について是正改善の処置を要求したもの　（昭和38年10月1日付け38検第457号　農林大臣あて）

農林省所管国庫補助金のうち、都道府県の事務費に対する補助金の経理について、補助費目ごとの区分経理を行なっていないものがきわめて多い状況であるので、適切な処置を講ずるよう是正改善の処置を要求したところ、農林省においては、昭和39年5月、農林事務次官通達をもって、各都道府県知事に対し、事務費補助金について区分経理するため補助簿等を備え、国庫補助金の種類ごとに旅費、備品費等の支出の内容を明らかにし、また、消耗品費、通信運搬費等の区分経理が困難な場合にあっては人頭割、予算額割等の算出基準を明らかにして、分担額をこれに記載することにより補助費目ごとの区分経理を行なうよう指示した。

なお、類似の補助費目の整理統合については、その具体的処置を検討中である。

(5) 消費者米価の値上げに伴う販売業者の差益について改善の意見を表示したもの

(昭和38年11月26日付け38検第555号　農林大臣あて)

農林省で米穀販売業者に売り渡した米穀を販売業者が販売する際の統制額を改定した場合、販売業者が改定時に手持ちしていた米穀につき発生する新旧価格の間の差益または差損を販売業者に帰属させる結果となっているのは適当でないので適切な処置を講ずるよう改善の意見を表示したところ、農林省においては、対策を検討中である。

(6) 国有林野事業特別会計に所属する国有財産の管理について改善の意見を表示したもの　(昭和38年10月1日付け38検第458号　農林大臣あて)

国有林野事業特別会計に所属する国有財産を地方公共団体等に貸し付け恒久建物敷等に使用させていて、将来においても長期間にわたり本特別会計において使用される見込みがないものについて用途廃止、売払い、所管換等の適切な処置を促進するよう改善の意見を表示したところ、農林省においては、昭和39年3月、林野庁長官通達をもって、各営林局長に対しすみやかに適切な処置をとるよう指示し、また、7月、農林省設置法(昭和24年法律第153号)の一部を改正し、国有林野の管理および処分の適正な運営に資するため、各営林局の付属機関として学識経験者および関係行政機関等の職員をもって構成する国有林野管理審議会を設置するなどの処置を講じている。

(7) 道路整備、治水両特別会計の経理および直轄公共事業に対する都府県等の負担金について改善の意見を表示したもの(昭和38年11月19日付け38検第538号　建設大臣あて)

道路整備、治水両特別会計の歳出予算から地方建設局における一般行政事務に要した経費を支出していて予算の制をみだしていると認められるものおよび直轄公共事業に対する都府県等の負担金の計算において、事業に要した費用を基として負担金を賦課する建前からみて合理性を欠いていると認められるものがあり、これらについて是正または検討するよう改善の意見を表示したところ、建設省においては、次のとおりその改善をはかっている。

1　道路整備、治水両特別会計の経理について

地方建設局に勤務してもっぱらその業務に従事している職員の給与を特別会計から支出しているものは57名減少して272名となっており、工事事務費の本局留置経理は、昭和38、39両年度において本局庁費の予算が増加し解消している。また、本局職員が使用していた特別会計所属宿舎50戸については、うち12戸の職員を一般会計所属の宿舎に収容した。

2　直轄公共事業費負担金について

39年3月本省内に直轄事業負担金取扱改善連絡会を設置して、負担割合および資産の供用態様の変更ならびに事業の終了の結果により負担金を調整するなどの処置を検討中である。直轄事業が完了した場合負担金の対象とした財産に残存価額があるときは関係地方公共団体に当初賦課した負担金額を調整する処置を講ずることとした。

第3章　政府関係機関その他の団体の会計

第1節　決算の検査完了

政府関係機関名	決算額 収入	決算額 支出
	円	円
日本専売公社	417,738,829,217	269,424,711,611
日本国有鉄道		
損益勘定	572,515,723,896	565,134,927,957
資本勘定	330,530,609,929	328,516,492,420
工事勘定	297,355,544,454	291,403,543,450
日本電信電話公社		
損益勘定	363,529,507,123	362,527,122,225
資本勘定	279,337,116,971	277,299,686,994
建設勘定	258,755,974,228	255,623,441,228
国民金融公庫	14,674,843,048	13,235,097,181
住宅金融公庫	17,416,081,426	16,908,281,709
農林漁業金融公庫	16,265,350,287	15,117,542,205
中小企業金融公庫	19,245,868,128	16,885,603,274
北海道東北開発公庫	6,854,954,541	5,688,785,555
公営企業金融公庫	6,492,482,569	5,904,572,740
中小企業信用保険公庫	3,754,178,517	2,799,732,507
医療金融公庫	1,626,243,389	1,400,647,710
日本開発銀行	53,499,654,551	32,267,448,077
日本輸出入銀行	12,411,518,987	11,980,111,463
計	2,672,004,481,261	2,472,117,748,306

上記各政府関係機関決算額は、これを検査完了した。

第2節　各機関別の事項

第1　日本専売公社

(事業概要について)

昭和38年度におけるたばこの製造数量は1527億8846万余本、輸入数量は16億5036万余本で、その販売数量は1547億7781万余本金額3863億7075万余円、塩の受入数量は国内産塩74万余トン、輸入塩303万余トン(うちソーダ工業用自己輸入塩273万余トン)計378万余トンで、その販売数量は403万余トン金額277億3720万余円となっていて、前年度に比べると、販売数量ではたばこ90億9063万余本、塩44万余トンの増加、販売金額ではたばこ340億6391万余円、塩19億8657万余円の増加となっている。販売数量が前年度に比べて増加したのは、主として、たばこではハイライトの売れ行きが伸びたこと、塩ではソーダ工業用塩の売れ行きが伸びたことによるものである。

たばこ事業においては、たばこ製造能力等の拡充をはかることとし、スレッシング方式(機械力による除骨作業方式)を導入するなど施設の整備増強を行なうため112億3195万余円を支出している。なお、38年度末までにスレッシング方式により操業を開始したものは、たばこ製造工場41のうち7工場、葉たばこ再乾燥工場24のうち7工場となっている。

(事業損益について)

昭和38年度の純利益は1737億6695万余円で、前年度に比べて38億5311万余円増加している。

たばこ事業の利益は1740億2742万余円で、前年度に比べて29億9612万余円増加しており、また、塩事業の損失は2億6047万余円で、前年度に比べて5002万余円の損

失増加となっている。

専売納付金として国庫に納付した額は、前記純利益から38年度中における固定資産および無形資産の合計額の増加額85億7565万余円を控除した1651億9129万余円で、一般会計収納済歳入額の5.1％を占めている。これを前年度に比べると21億4962万余円の増加となり、予定額に比べて80億1019万余円の増加となっている。

また、専売納付金に都道府県および市町村に納付したたばこ消費税903億5630万余円を加算すると、国および地方公共団体に納付した額は2555億4760万余円となり、これを前年度における専売納付金1630億4167万余円、たばこ消費税786億8016万余円計2417億2184万余円に比べると138億2575万余円の増加となっている。

第2　日本国有鉄道

(事業損益について)

昭和38年度における損益は、営業損益において利益543億3175万余円、営業外損益において利益30億4635万余円であって、合計573億7811万余円の純利益となり、これを前年度の営業利益515億8185万余円、営業外損失18億7998万余円、差引き純利益497億0187万余円に比べると、営業利益において27億4989万余円、営業外利益において49億2634万余円の増加で、純利益においては76億7624万余円の増加となっている。

営業利益が増加したのは、輸送量において旅客8.0％、貨物5.1％がそれぞれ増加し、収入において旅客9.9％285億0021万余円、貨物4.6％94億0013万余円がそれぞれ増加したことなどにより営業収入は5687億0106万余円となって395億8072万余円が増加したのに対し、営業経費は5143億6930万余円となり、368億3083万余円の増加にとどまったことによるものである。

(資金について)

昭和38年度の所要資金9115億1057万余円については、年度首資金在高435億8214万余円および事業収入5815億9675万余円のほか資金運用部資金の借入金510億円、国際復興開発銀行借入金75億7313万余円および債券発行による収入金1167億1745万円等計3280億6044万余円を充当し、417億2877万余円を翌年度に繰り越している。

しかして、同年度末における長期借入金および債券発行残高は6890億2106万余円で、前年度末の5407億4480万余円に比べて1482億7625万余円の増加となっており、38年度中の利子負担額は363億9267万余円で、前年度の301億0070万余円に比べて62億9197万余円の増加となっている。

(工事について)

昭和38年度の修繕費および工事経費の支出済額は、739億6846万余円および2914億

0354万余円である。

工事経費についてみると、東海道幹線増設費の支出済額が前年度に比べて420億5247万余円増加したことなどのため、その支出済額は前年度の2518億1925万余円に比べて395億8429万余円の増加となっており、支出予算現額3119億3135万余円に対して188億4495万余円を翌年度に繰り越し、16億8285万余円を工事勘定において不用額としている。

上記不用額のうちの建設費の分に相当する8億0406万余円は、39年3月、日本鉄道建設公団法（昭和39年法律第3号）に基づき日本鉄道建設公団が設立され、今後鉄道新線の建設は同公団が施行することとなったのに伴い、同法第4条の規定により日本国有鉄道から同公団に現金出資されている。

検査の結果についてみると、東海道幹線増設工事を除くその他の工事において、橋りょう工事等の予定価格の積算が適切でないものならびに道床バラストの製作、積込み等工事の監督および検収が適切を欠いているものが別項記載のとおりあるが、なお次のとおり留意を要すると認められるものがある。

（ア）　工事の施行計画にあたり、関係部局間の連絡調整が十分でなかったなどのため、取急ぎ施行する必要がないのに工費が割高となる冬期間に通信線のケーブル化工事を施行しているものや、通信ケーブルと信号ケーブルとを併設することが適切と認められるのに別個に埋設施行しているものがある。

（イ）　工事の設計にあたり、鉄骨構造物に適合する経済的な新規格の型鋼について調査、検討が十分でなかったため、従来からの品形の型鋼等を加工して使用しているものがある。

（ウ）　工事費の積算にあたり、直轄工事等における工事用材料の購入実績を反映させる配慮を欠いたため、ずい道掘さく請負工事の支保工等について、高価な積算をしているものがある。

（東海道幹線増設工事について）

東海道幹線増設工事は、昭和37年度に総工費1972億円を2926億円に増額したが、さらに、計画額では工事費の不足をきたすため、これを3800億円に増額することとし、38年度分443億2300万円の補正増額を行なうなどして同年度の予算現額は1504億9236万余円となり、これに対して1447億6377万余円を支出している。

検査の結果についてみると、高架橋高欄工事等において工事の監督および検収が適切を欠いているものが別項記載のとおりあるが、このほか、工期が限定され、その施行を急ぐ必要があるとして設計、仕様の検討が不十分なまま工事を施行したため、高架橋のパイプ型高欄の設計強度が不統一となったり、軌道工事における仕様書の内容が不明確で積算が実情にそわないものとなったりしているものや、とくに留意を要すると認められる次のようなものがある。

盛土路盤工事に伴う法面防護約318万平米は、当初、一律に筋芝工により施行したが、路盤工事において法面に使用する土質についての配慮が十分でなかったり、不適当な時期に芝付けを行なう場合の芝の養生や法面に適合した工法についての検討を欠いたりしたなどのため、芝の生育不良の事態が発生したことなどにより、うち約184万平米（工事費約2億円）については、格子わくコンクリートブロック工等によって法面防護工事を再施行しているが、筋芝工における仕様書の内容については、施行の時期、芝の養生を考慮した検討を行なうとともに、工事の監督についても施行の実態をは握して適切に行なう要があったと認められ、ことに、施行時期が限定されている盛土路盤の法面防護工事については、早急な路盤法面の安定を期待することができるような適切な工法の採用について十分検討の要があったものと認められる。

（資材の調達管理について）

昭和38年度における貯蔵品の購入額は1711億8597万余円で、前年度の1540億1491万余円に比べて東海道幹線増設工事用資材の購入が増加したことなどのため171億7106

万余円の増加となっており、また、同年度末残高は296億9651万余円で、前年度末の304億1156万余円に比べて7億1504万余円減少しており、その回転率を石炭および車両を除いた一般貯蔵品についてみると4.24となっていて、前年度の3.66に比べて向上を示している。

検査の結果についてみると、資材の購入にあたり調達方法が適切を欠いているものが別項記載のとおりあるが、このほか、車両用うるし系樹脂塗料類および踏切設備用ケーブル類で品質、性能等からみて使用上、優劣のない同種品の購入にあたっては経済的に有利なものを選定するよう配慮の要があるもの、燃料油の購入にあたり納入箇所から遠隔地の業者に納入させるなどしているものについて、もよりの業者に納入させるなどして購入費の節減をはかるよう検討の要があるものがあり、これらについては価格の推移、取引きの実情等をは握するよう留意の要があると認められる。

日本国有鉄道における自営電力施設の管理について、施行途中で中断している発電工事を完成させるなどして経済的な運営に努める要があると認められるものがあったので、これについて第4節(1)記載のとおり39年11月改善の意見を表示した。

不当事項

工事 (600)—(607)

(600) PCけたの製作にあたり積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの

(工事勘定) (項)諸設備費

日本国有鉄道札幌工事局で、昭和38年10月、指名競争契約により住友建設株式会社に函館本線苗穂、白石間豊平川橋りょう改良工事その3(PCけた製作架設その他)工事を89,800,126円(当初契約額86,180,000円)で請け負わせ施行しているが、PC鋼線の価格等の積算が適切でなかったため予定価格が過大となり、ひいて工事費が約

810万円高価となっていると認められる。

本件工事は、豊平川橋りょう改良に伴いPCけた25.2メートルもの2連(1連当りけた3本)、31.3メートルもの12連(1連当りけた4本)を製作架設する工事であるが、その予定価格についてみると、

(1) PC鋼線(径7ミリメートル)89,908キログラムは、キログラム当り180円として19,501,131円と積算しているが、PC鋼線の価格について本院で調査したところ、38年8月以降キログラム当り142円で販売されていることからみてもキログラム当り180円として積算したのは過大と認められる。

いま、仮にPC鋼線の価格をキログラム当り142円として計算すると15,384,225円となり、本件積算はこれに比べて4,116,906円過大となっていると認められる。

(2) シース内にPC鋼線を配置するために使用するセンタースパイラルワイヤーは、これを原寸の2倍に引き伸ばして使用するとしてシース延長24,784メートルの2分の1の12,398メートルを見込み、この価格を1,792,750円と積算しているが、センタースパイラルワイヤーはら線状のもので、契約図面によれば約20倍に引き伸ばして使用することになっているから、その所要延長はシース延長の20分の1程度を見込めば足りるものと認められる。

いま、仮にシース延長24,784メートルの20分の1として計算すると約1,239メートル179,159円となり、本件積算はこれに比べて11,159メートル1,613,591円過大となっていると認められる。

(3) 型わくの組立解体費は、型わくの面積を25.2メートルのけた6本分930平米、31.3メートルのけた48本分9,216平米計10,146平米とし、ケレン、塗油を含め100平米当りの歩掛りを35人として4,886,677円と積算しているが、このうち、底板型わくについてはけた全数54本分1,056平米の組立解体費を計上しているが、底板型わくは、コンクリート打設のつど組立て、解体するものではなく、1回すえ付け

れば反覆使用することができるものであるから、25.2メートルけたおよび31.3メートルけたのいずれにも使用することができる31.3メートルけた8本分160平米で十分足り、25.2メートルけたの底板全数6本96平米および31.3メートルけたの底板40本800平米計896平米はケレンおよび塗油だけを見込めば足りるものと認められ、また、型わくの組立て、解体の歩掛り100平米当り35人については、同種工事の例からみて28人程度で十分と認められる。

いま、仮に型わくの組立て、解体の面積は底板の面積896平米を控除した9,250平米とし、歩掛りは100平米当り28人として計算すると3,657,531円となり、本件積算はこれに比べて1,229,146円過大となっていると認められる。

（4）　PCけた54本の養生費は、コンクリートの養生期間を3日として、1本当り所要人工を4.5人とし、また、これに使用するシートを1本当り6枚、54本分324枚につき工事期間中20％償却するものとして、労務費およびシート損料等1,008,585円と積算しているが、同種工事の例からみて養生の所要人工は1本当り1人を見込めば足り、また、シートの損料については、作業の実情からみると、けたは2本ずつを反覆製作するものであるから、工程上の重複を考慮しても4本をこえて同時に養生することはないので、4本分24枚を見込めば足りるものと認められる。

いま、仮にけた1本当り所要人工を1人とし、また、シートを24枚として、一方、一部のけたについては冬期施行する必要があるのでそのための保温費を考慮して計算すると230,564円となり、本件積算はこれに比べて778,021円過大となっていると認められる。

（5）　製作後のけた外面10,146平米のパラフィン塗装は、100平米当りパラフィン所要量を12キログラム、吹付人工を4人として材料費および労務費703,623円と積算しているが、パラフィンは1.2キログラムとすべきところを誤って12キログラムとしており、また、吹付人工は同種工事の施行実績から100平米当り1人程度で足り、4人と積算したのは過大と認められる。

いま、仮に100平米当りパラフィン1.2キログラム、吹付け1人として計算すると245,352円となり、本件積算はこれに比べて458,271円過大となっていると認められる。

以上各項により工事費を修正計算すると81,697,569円となり、本件工事費はこれに比べて約810万円高価となっていると認められる。

（601）　通信用地下管路の敷設工費の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの

（工事勘定）（項）東海道幹線増設費

日本国有鉄道東京電気工事局で、東京幹線工事局の委託により、昭和38年12月、公開競争契約により日本電設工業株式会社に品川、八ツ山橋間支障通信線路改修その他工事を13,280,122円（当初契約額15,850,000円）で請け負わせ施行しているが、地下管路部分に使用するビニールパイプ敷設の歩掛りの検討が十分でなかったなどのため予定価格が過大となり、ひいて工事費が約330万円高価となっていると認められる。

本件工事は、東海道幹線増設工事の施行によって支障を生ずる品川、八ツ山橋間の通信ケーブル類を移設する工事で、そのうち地下管路部分亘長368メートルは、径100ミリメートル硬質塩化ビニールパイプを4列3段積みにして12条敷設し、約50メートルごとにマンホール9個を新設するものであるが、その予定価格の積算についてみると、

（ア）　地下管路敷設に使用した径100ミリメートルのビニールパイプ総延長4,253メートルの配管に要する労務費を同電気工事局制定の標準人工表の露出配管（薄鋼）の歩掛りによりメートル当りの配管人工数0.49人にゆう水乗率20％を見込んでメートル当り0.588人とし3,478,057円と積算している。

しかしながら、前記標準人工表の歩掛りは、建築工事における配管に適用するも

のであって、建物に調和した配管をするなどの複雑な取扱要素が加味されており、また、ビニール管は鋼管に比べて軽量であり、かつ、つぎ手の接合も容易であるのに、これらを考慮することなくそのまま通信管路の敷設歩掛りとして採用しているため、この種通信管路の敷設の作業条件に比べて著しく過大となっていると認められる。

しかして、本院の調査によれば、本件のように屋外の単純な管路敷設作業に要する人工数は径100ミリメートル鋼管においてはメートル当り0.1人程度であり、ビニール管の場合にはさらにこれより下回ると認められるが、いま、仮にメートル当りの配管人工を0.1人として計算するとしても配管費は709,808円となり、当局の積算額3,478,057円はこれに比べて約276万円過大となっていると認められる。

（イ）　各マンホールのダクト口に取り付けるビニールパイプ用縁付きソケットの数量を計上するにあたり、約200個で十分足りるのに、所要量の算定を誤り1,200個816,326円として積算したため、差引き1,000個分約68万円が過大となっていると認められる。

以上各項により工事費を再計算すると9,911,601円となり、本件工事費はこれに比べて約330万円高価となっていると認められる。

（602）　橋りょう基礎工事費の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの

（工事勘定）（項）諸設備費

日本国有鉄道旭川鉄道管理局で、昭和38年3月、指名競争後の随意契約により大成建設株式会社に名寄智東間名寄川橋りょう径間拡張工事その2（下部構造）を50,000,000円で請け負わせ施行しているが、潜函沈下工費の積算が適切でなかったため予定価格が過大となり、工事費が約700万円高価となっていると認められる。

本件工事は、名寄川河川改修に伴い宗谷本線名寄川橋りょうを架け替えるため新たに現在線と平行に橋りょう基礎を新設するものであるが、その予定価格の積算について

てみると、潜函8基（沈下深度は7.5メートルから11.6メートル）の沈下工事費は、0メートルから5メートルまで、5メートルから10メートルまでおよび10メートルから11.6メートルまでにそれぞれ区分し、各区分ごとのメートル当りの所要工事費を算出して32,882,622円と積算しているが、このうち0メートルから5メートルまでのメートル当り沈下費については、0メートルから2.5メートルまでと2.5メートルから5メートルまでの2段階に細分し、それぞれのメートル当り沈下費を59,605円98および239,103円20と算出してその合計額298,709円18をそのまま0メートルから5メートルまでのメートル当り沈下費とし、これにコンプレッサ設備費等の所要経費を加算して、メートル当り沈下工事費を398,640円としている。

しかしながら、前記のように0メートルから2.5メートルまでのメートル当り沈下費と2.5メートルから5メートルまでのメートル当り沈下費とを合計したものは2メートル分の沈下費に相当するものであって、これをそのままメートル当り沈下費としているのは誤りであり、これを修正計算すれば、メートル当り沈下費は149,354円59となり、これに設備経費等を加えて219,410円となる。現に、これと同種の他工事の例をみてもほぼこれと近似の価格となっているものである。

いま、仮に上記のように修正計算すると沈下総工事費は25,713,422円総額は42,944,604円となり、本件工事費はこれに比べて約700万円高価となっていると認められる。

（603）　高架橋高欄の施行が設計と相違しているもの

（工事勘定）（項）東海道幹線増設費

日本国有鉄道東京ほか2幹線工事局(注)で、昭和35年12月から38年9月までの間に、指名競争契約および指名競争後の随意契約により鉄建建設株式会社ほか13会社に東海道幹線品川附近（4 k 410 m～7 k 008 m 47）高架橋その他工事ほか17工事を工事費13,091,543,933円で請け負わせ、このうちパイプ型高欄工延長37,923メートル（工

事費49,717,861円）については38年7月から39年6月までの間にそれぞれ設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、施行が設計と相違しているため、設計に比べてその強度が低下していると認められる。

本件工事は、保線従事員の転落事故防止等のため高架橋の両側にパイプ型高欄を設置するもので、各幹線工事局においてそれぞれ設計、施行したものであるが、上欄、中欄および柱に使用することとしているガス管等についてその施行の状況を実地に検査したところ、設計より小径のものや肉厚のうすいもので施行するなど規格に適合しないもので施行しているため、いずれも高欄としての強度が設計に比べて低下していると認められる。

しかして、上記のうち、おもな事例をあげると次のとおりである。

（1）　東京幹線工事局で、36年11月、指名競争契約により鉄建建設株式会社に請け負わせた東海道幹線品川付近（4 k 410 m～7 k 008 m 47）高架橋その他工事（工事費753,096,070円）のうち、工事費7,809,342円をもって施行した高欄パイプ取付工事延長4,267メートルは、上欄、中欄および柱とも$1\frac{1}{4}$インチのガス管を使用することとし、このガス管は日本工業規格により外径42.7ミリメートル、肉厚3.5ミリメートルと定められているのに、実際は外径38ミリメートル、肉厚2ミリメートルのもので施行したなどのため、その強度は高欄上部において1メートル当り55キログラムの外力に耐える設計となっているのに、実際は27キログラムにすぎない状況である。

（2）　大阪幹線工事局で、37年3月、指名競争契約により佐藤工業株式会社に請け負わせた東海道幹線草津地区（447 k 983 m～450 k 656 m）路盤その他工事（工事費1,017,123,797円）のうち、工事費4,857,440円をもって施行した高欄パイプ取付工事延長3,469メートルは、上欄および柱については2インチのガス管、中欄については$1\frac{1}{4}$インチのガス管を使用することとし、これらのガス管は日本工業規格により、2インチのものは外径60.5ミリメートル、肉厚3.8ミリメートル、$1\frac{1}{4}$インチのものは外径42.7ミリメートル、肉厚3.5ミリメートルと定められているのに、実際は上欄および柱は外径48ミリメートル、肉厚2.5ミリメートル、中欄は外径34ミリメートル、肉厚2.5ミリメートルのもので施行したため、その強度は高欄上部において1メートル当り70キログラムの外力に耐える設計となっているのに、実際は35キログラムにすぎない状況である。

本件に対しては、請負人の負担において工事費1,130,000円で補強工事を行ない、7,963,186円を返還または減額させる旨の報告があった。

なお、静岡幹線工事局においても高欄延長2,649メートル（工事費4,329,892円）は本件と同様の施行状況であったが、本院の注意により設計変更を行ない、工事費806,500円を減額して検収している。

（注）　東京、名古屋、大阪各幹線工事局

(604)
(607)　**道床バラストが規格と相違しているもの**

（工事勘定）（項）東海道幹線増設費　（項）諸設備費

日本国有鉄道東京幹線工事局ほか3箇所で、道床バラスト製作、積込み等の工事を施行しているが、これらの仕様書によれば、バラストの粒径の規格はいずれも下限値5ミリメートル、上限値70ミリメートルと定められているのに、製作の監督および検収が適切を欠いたため、規格に適合しないものが相当量混入しており、道床バラストとしての効果が低下していると認められるものが次のとおりある。

	局名	工事名	請負人	工事費	規格外数量相当額
				円	円
(604)	日本国有鉄道東京幹線工事局	道床バラスト製作積込工事その3	有限会社富田石材工業	26,566,020	5,100,000

38年10月から39年3月までの間に34,059立米を検収しているが、規格外のものが重量比で平均19.2％混入している。

本件に対しては、請負人の負担において工事費約35万円で一部手直ししたほか、残余については今後引続き手直しする旨の報告があった。

	局名	工事名	請負人	工事費	規格外数量相当額
				円	円
(605)	日本国有鉄道 高崎鉄道管理局	道床バラスト採集 (製作)積込工事	大谷川砕石株式会社 株式会社熊谷組	58,606,420	4,460,000

38年4月から39年4月までの間に62,731立米を検収しているが、規格外のものが重量比で平均7.6％混入している。

本件に対しては、請負人の負担において工事費約222万円で手直しした旨の報告があった。

(606)	同 東京工事局	道床バラスト採集 (製作)積込工事	甲州砕石株式会社	8,115,396	720,000

38年6月から39年4月までの間に8,633立米を検収しているが、規格外のものが重量比で平均8.9％混入している。

本件に対しては、請負人の負担において工事費約166万円で手直しした旨の報告があった。

(607)	同 岐阜工事局	中央本線春日井大曾根間道床砕石製作運搬工事	中日本砕石株式会社	9,551,052	770,000

39年2月7,580立米を検収しているが、規格外のものが重量比で平均8.1％混入している。

本件に対しては、請負人の負担において工事費約16万円で手直ししたほか、補充として65立米を別途納入させた旨の報告があった。

計	102,838,888	11,050,000	

物　件

(608)　車両用継電器の調達方法が適切でなかったため不経済となっているもの

日本国有鉄道資材局で、昭和38年3月から9月までの間に、公開競争契約、指名競争契約または指名競争後の公正協議による契約により株式会社小糸製作所および森尾電機株式会社から車両用継電器RL 630 A　E 52055 aほか3品形1,047個を単価12,000円から13,100円総額12,803,600円で購入しているが、調達方法が適切でなかったため、約240万円が不経済となっていると認められる。

本件車両用継電器は、いずれも運転事故防止のため電車等に設備するデッドマン装置用の部品であって、継電器本体に外箱を、また、一部についてはさらにブザーを付けたものであるが、その予定価格の算定にあたっては、主体である継電器本体は上記

両会社が東京芝浦電気株式会社から購入するものとし、RL 630 A　E 52055 aについては、その本体価格は別途同局において電車の電動機の起動回路用として同会社から購入している場合の価格8,800円をそのまま採用し、これに外箱の製作費等計1,424円を加え製作原価を10,224円としたうえ、さらに管理販売費および利益として製作原価の17.6％1,799円を加算して予定価格を12,000円と算定し、他の3品形RL 640　E 52588、RL 640　E 52588 aおよびRL 630 A　E 52885については、形状、構造ともほぼ同じとして、前記予定価格をそのまま採用するか、または前記予定価格にブザー取付費を加算するなどして、それぞれの予定価格を12,000円、12,800円および13,100円と算定し、いずれもこれと同額で契約を締結しているものである。

しかしながら、RL 630 A　E 52055 aの本体は従来から同局で東京芝浦電気株式会社から購入しているものであり、他の3品形の本体についても構造、形状ともほぼ同一のものでいずれも同会社から直接購入することが可能であると認められるし、外箱およびブザーは、その製作にとくに高度の技術を要するものでないから、この種の専門製作業者から購入することは容易であり、かつ、これらを組み立てる作業もねじ数本で締着すれば足りる簡単なものであるなどの事情から、これらを別個に購入したうえ部内工場において車両に装着することとしてもなんら支障はなかったものと認められる。現に、同局で38年7月および10月大井ほか3工場分としてRL 630 A　E52055 aの本体524個を東京芝浦電気株式会社から直接1個当り8,800円で購入し、関東地方資材部で38年9月大井工場分として外箱464個をその予定価格1個当り670円としてこれを下回る価格で株式会社大和製作所から購入し同工場において装着することとしている状況であって、これらの事情を勘案すれば、本件継電器の購入にあたっては、その本体、外箱およびブザーをそれぞれ別個に購入する調達方法をとる方がより有利であったと認められる。

いま、仮に本件継電器について本体、外箱およびブザーをそれぞれ別個に購入した

うえ、各工場で装着することとし、本体およびブザーの価格については同局の、外箱の価格については同地方資材部のそれぞれの積算価格により、また、取付工費を工作局計算による103円または155円として1個当り価格を計算すると、RL 630 A E 52055 aおよびRL 640 E 52588は9,573円、RL 640 E 52588 aは10,425円ならびにRL 630 A E 52885は10,725円となって、これに所要の運賃を見込んでも本件車両用継電器の取得価額は約1035万円となり、本件購入価額に比べて約240万円を節減することができたものと認められる。

第3 日本電信電話公社

(事業損益について)

昭和38年度における損益は、営業損益において利益607億1872万余円、営業外損益において損失27億0665万余円であって、差引き580億1207万余円の純利益となり、これを前年度の純利益542億9276万余円に比べると37億1931万余円の増加となっている。

営業損益を電話および電信事業別にみると、電話事業では、収入は3461億6626万余円、費用は2624億1618万余円で、差引き837億5008万余円の利益となり、前年度に比べて78億0007万余円の利益増加となっており、電信事業では、収入は173億6324万余円、費用は403億9459万余円で、差引き230億3135万余円の損失となり、前年度に比べて19億0843万余円の損失増加となっている。

(資金について)

昭和38年度の所要資金4633億3092万余円については、年度首資金在高133億2539万余円、事業収入等3688億2373万余円、債券発行による収入金1083億4738万余円(うち外貨債券の分70億0163万余円)を充当し、271億6557万余円を翌年度に繰り越している。

しかして、38年度末における長期借入金および債券発行残高は5363億9242万余円で、前年度末の4149億3777万余円に比べて1214億5465万余円の増加となっており、38年度中の利子負担額は152億5613万余円で、前年度の125億9991万余円に比べて26億5622万余円の増加となっている。

(建設工事について)

昭和38年度における建設勘定の支出予算現額は2738億5849万余円、支出済額は2556億2344万余円で、182億3505万余円を翌年度に繰り越しており、支出済額は支出

予算現額に対し93.3％となっていて、前年度の支出予算現額2319億6846万余円に対する支出済額2168億6594万余円の比率93.4％に比べてわずかに低下している。

38年度は電信電話拡充第3次5箇年計画の初年度に当たり、42年度までに所要資金1兆7875億円で加入電話の増設500万加入、公衆電話の増設18万個、電話局の建設1,387局、市外局の建設82局、市外電話回線の増設2180万キロメートル、電報中継機械化6局の実施、加入電話自動化率約90％を目途とし、年度内に完了予定のものを加入電話の増設70万加入、公衆電話の増設2万余個、電話局の建設134局、市外局の建設8局、市外電話回線の増設338万キロメートルおよび電報中継機械化1局、加入電話自動化率79.6％としていたが、実績はそれぞれ69万余加入、2万余個、143局、8局、335万余キロメートルおよび1局となっており、同年度末における加入電話自動化率は79.2％となっている。

なお、加入電話申込み積滞数は38年度末138万で前年度末の101万余に比べて36万余増加している。

(資材の調達管理について)

昭和38年度における貯蔵品購買費支弁による物品の購買契約額は1344億1211万余円(うち39年度への契約繰越額24億7584万余円)で、その支出済額は前年度契約繰越分に対する支払い19億4411万余円等を含めて1348億0950万余円となっている。

38年度契約額は、建設工事量の増大を反映して前年度の1132億1658万余円に比べて211億9553万余円増加しているが、年度末における貯蔵品(積送品を含む。)は120億1780万余円で前年度末の138億2430万余円に比べて18億0650万余円減少している。

積送品を除いた貯蔵品の月平均在庫額は前年度120億6364万余円に対し100億2109万余円で20億4255万余円減少しており、貯蔵品総回転率は前年度の9.58に対し15.02と向上している。

不当事項

工事 (609)-(612)

(609)
(610)

ケーブル埋設工事の施行が不良なもの

(建設勘定)(項)電信電話施設費

日本電信電話公社東海、近畿両電気通信局で、ケーブル埋設工事の施行にあたり、監督および検収が当を得なかったため施行が設計と相違していて設計に比べて工事の効果が低下していると認められるものが次のとおりある。

(609) 日本電信電話公社東海電気通信局で、昭和37年7月、指名競争契約により日本電話施設株式会社に50,010,000円(当初契約額19,500,000円、ほかに支給材料81,269,891円)で請け負わせ施行した高山、下呂間、下呂、竹原間市外ケーブル方式工事は、39年1月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、そのうちケーブル直埋工事の転石、硬岩および玉石混り工程区間(工事費相当額12,696,371円)の施行が設計と相違しているため、ケーブル防護の効果が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、高山、下呂間に架空ケーブル亘長28,498メートル、地下ケーブル亘長15,893メートルを施行するものであるが、このうち地下直埋ケーブル転石地区亘長6,674メートル(工事費相当額8,031,870円)、硬岩地区亘長1,752メートル(工事費相当額3,950,162円)、玉石混り地区亘長900メートル(工事費相当額714,339円)の布設工事は、その仕様において、標準実施方法により、転石地区については、掘さくした床付面の転石は、割り取るなどして細土を充てんし平たんに仕上げ、ケーブルを埋設し、ケーブルの上方10センチメートルまで細土を充てんして締め固め、硬岩地区については、ケーブル埋設にあたり、細土を上下それぞれ10センチメートルずつ充てんして締め固め、さらに防護コンクリートを厚さ15センチメートルまたは20センチ

メートルで岩盤に付着するよう施行し、また、玉石混り地区については、ケーブルの上方10センチメートルまで細土を充てんし締め固めることとしているのに、会計実地検査の際、転石地区14箇所、硬岩地区8箇所、玉石混り地区2箇所について調査したところ、転石地区では転石を割り取っていないなどのため転石に密着してケーブルを布設しているものや、ケーブルの上下に玉石程度の石塊を埋め込んでいるものがあり、硬岩地区では防護コンクリートの大部分が岩盤に付着しておらず厚さも8センチメートル程度で施行していたり、床付細土を施行していないためケーブルが床モルタルなどに密着していたり、石塊を混じた掘さく土で埋め込んだりしており、また、玉石混り地区ではケーブルの上に石塊を埋め込んでいるものがあり、しかも各地区の大部分は細土を充てんしていないなどの状況で、施行が著しく不良となっている。

なお、本件に対しては、請負人の負担において再施行する旨の報告があった。

(610)　日本電信電話公社近畿電気通信局で、昭和38年9月、指名競争契約により近畿通信建設株式会社に8,790,000円(当初契約額6,890,000円、ほかに支給材料11,322,187円)で請け負わせ施行した上田上局区内市内支障移転工事は、39年2月、設計どおりしゅん功したものとして検収を了しているが、そのうちケーブル直埋工事硬岩工程区間(工事費相当額3,990,980円)の施行が設計と相違しているため、ケーブル防護の効果が設計に比べて著しく低下していると認められるばかりでなく、工事費の精算が事実と相違しているため、工事費約83万円が過大に支払われていると認められる。

本件工事は、滋賀県上田上、桐生間に地下管路亘長567メートル、地下直埋ケーブル亘長2,775メートルを施行するものであるが、このうち硬岩地区としている直埋ケーブル亘長983メートルの布設工事は、その仕様において、標準実施方法により、床付細土を厚さ10センチメートルで充てんした上にケーブルを埋設し、ケーブルの上方10センチメートルまで細土を充てんして締め固め、その上部に5センチメートルの厚さに岩砕を敷き固め、さらに防護コンクリートを厚さ15センチメートルまたは20センチメートルで岩盤に付着するよう施行することとなっているのに、会計実地検査の際33箇所について調査したところ、防護コンクリートは配合の悪いきわめて粗悪なもので、コンクリートに空げきを生じ容易に破砕される状況であり、両側が岩盤に付着していない箇所や厚さ7センチメートルから10センチメートル程度で施行している箇所が多く、なかにはコンクリートに径15センチメートルから20センチメートル程度の石塊を混入しているためコンクリートがほとんどない部分もある状況であり、防護コンクリート下部の岩砕の充てんも全区間ほとんど施行せず、また、細土を施行していないためケーブルが床モルタルに密着していたり、ケーブルの上に石塊が乗っていたりしているなど施行が著しく不良となっている。

また、硬岩地区として工事費を精算しているが、実際はうち延長335メートルが軟岩もしくは転石地盤または普通土であったので、これらは設計変更のうえ契約額を減額すべきであるのにこれをしなかったため、約83万円が過大に支払われた結果となっている。

なお、本件に対しては、施行不良箇所については請負人の負担において再施行し、834,534円については契約額を減額して請負人から徴収する旨の報告があった。

(611)　**工事費の精算が適切でなかったため過大に支払われた結果となっているもの**

(建設勘定)　(項)電信電話施設費

日本電信電話公社九州電気通信局で、昭和38年11月、指名競争契約により西日本通信建設株式会社に島原局自動改式工事を10,095,000円(当初契約額9,900,000円、ほかに支給材料6,731,612円)で請け負わせ、39年3月完成しているが、工事費の精算が適切でなかったため、工事費約150万円が過大に支払われた結果となっている。

本件工事は、島原市内に地下管路亘長1,920メートルおよびマンホール19個、ハンドホール5個を新設するもので、管路は1,440メートルを玉石混り地区、480メートルを転石地区、マンホールは9個を玉石混り地区、9個を玉石転石混り地区、1個を転石

地区、また、ハンドホールは5個を玉石混り地区に施行したものとして工事費を精算しているが、会計実地検査の際11箇所の現地について土質を調査したところ、玉石混り地区または玉石転石混り地区としているものは普通土であり、転石地区としているものは玉石混り土であって、仕様書と相違しているものであるから、これらは設計変更のうえ契約額を減額すべきであるのにこれをしなかったため、約150万円が過大に支払われた結果となっている。

なお、本件に対しては、契約額を減額し1,509,000円を請負人から徴収した旨の報告があった。

(612)　コンネクタの改造工数を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの

(建設勘定)　(項)電信電話施設費

日本電信電話公社近畿電気通信局大阪堂島ほか3地区管理部(注)で、昭和38年10月、指名競争契約により東洋電気通信工業株式会社ほか3会社に雑音対策、保全強化工事ほか3件の同種工事を総額31,775,900円(当初契約額31,150,000円)で請け負わせ施行しているが、コンネクタ改造工数の算定が適切でなかったため予定価格が過大となり、ひいて工事費が約500万円高価となっていると認められる。

本件各工事は、いずれもH形自動交換機から発生する雑音が伝送品質を不良にするため、雑音発生の主原因となっている既設の1次セレクタおよびコンネクタの改造等を施行するものであるが、予定価格の積算にあたり、コンネクタの改造工数をH13号1次セレクタの改造工数10個当り1.31人から布線および付線の工数0.06人を除いて10個当り1.25人と算定している。

しかしながら、H13号1次セレクタの改造は、セレクタをシェルフから取りはずし、ダンパおよび抵抗器を取り付け、布線および付線を行なった後シェルフに搭載し、接続通話、複数登算回路、回線保留警報信号、コヒラー電流値等の各種試験を行なうのに対し、コンネクタの改造は、単に抵抗器を取り付け、工事の良好を確認する接

続通話試験を行なえば足りるもので、両者の作業内容は相違しているのに、コンネクタの改造工数を算定するにあたり、上記のように布線および付線の工数を除いただけで、その他のセレクタの改造工数をそのまま適用することとしたのは当を得ないものと認められる。

しかして、抵抗器取付けの所要工数は、類似作業の半田付けの標準工数からみて10個当り0.13人程度で足り、また、接続通話試験は電話局における定期試験の実績工数によれば10個当り0.24人程度で足り、結局、コンネクタ改造工数としては10個当り0.37人程度を積算すれば十分であると認められる。

いま、仮にコンネクタ改造工数を10個当り0.37人として工事費を修正計算すると総額26,756,900円となり、本件工事費はこれに比べて約500万円高価となっていると認められる。

(注)　大阪堂島、大阪天満、大阪天王寺、大阪難波各地区管理部

物　　件

(613)　ヒューズの素材の所要量等を過大に積算したため購入価額が高価と認められるもの

日本電信電話公社で、昭和37年12月から38年11月までの間に、随意契約により日本通信機器工業協同組合からⅠ—41407ヒューズ158,700個を単価182円総額28,883,400円で購入しているが、素材の所要量および部品価格の調査検討が不十分であったなどのため予定価格が過大となり、購入価額が約570万円高価となっていると認められる。

本件ヒューズは、搬送用配線盤に使用するもので、34年5月、前記協同組合の組合員で、本件ヒューズの製作会社である東海通信工業株式会社から徴した見積書を参考として1個当り182円と算定し、同協同組合からその後引続き同額で購入している

ものであるが、その予定価格の積算についてみると、

(1) ヒューズ100個当り材料費6,980円のうち、

(ア) バネプラグに使用する洋白板については、その所要量を0.8キログラムとし、キログラム当り価格2,460円を乗じて1,968円と積算しているが、本品の形状からみて廃材部分を少なくするよう板取りすればその所要量は0.357キログラム程度で足り、また、洋白板の価格は、公社で他の機器類の予定価格を積算する際に適用するキログラム当り価格2,310円を積算すれば十分であると認められ、これらにより計算すると825円となる。

(イ) バネプラグの受軸(A)、(B)および接触栓については、それぞれ1,600円、1,560円および1,040円と積算しているが、本院の調査によれば、この種ねじ類の一般取引価格に比べて割高と認められ、それぞれ970円、940円および840円程度を積算すれば足りるものと認められる。

(ウ) ケースについては、素材費171円と次項(2)の加工費を加算しているが、実際は部外から800円で購入しているものであるから購入部品としてこの程度の額で積算するのが適当と認められる。

これらにより材料費を修正計算すると5,226円となる。

(2) ヒューズ100個当り加工費8,250円のうちホルダーおよびケースをフェノール樹脂成型粉で成型加工するに要する時間を11.3時間、バネプラグに使用する洋白板の打抜加工に要する時間を5時間とし、また、ケースに彫刻する記号の外注加工費として400円を積算しているが、ケースについては前記のとおり部外から購入部品として購入しているのであるから、加工費としてはホルダーの成型加工および洋白板の打抜加工に要する加工費を積算すれば足りるものと認められる。しかして、加工時間については、製作の実情を調査したところ、ホルダーの成型加工においては約4.2時間、洋白板の打抜加工においては約2時間となっているからこの程度で足り、また、加工単金については、これを175円と積算しているが、これは34年当時のものであり、実際には本件ヒューズの製作会社が別途公社に提出している同種物品の見積書の加工単金210円が相当と認められ、これらにより修正計算すると加工費は7,029円となる。

いま、仮に材料費および加工費については以上各項により、その他は当局の積算をそのまま採用してヒューズ1個当りの価格を修正計算すると146円となり、総額では23,170,200円となって、本件購入価額はこれに比べて約570万円高価となっていると認められる。

第4　国民金融公庫

昭和38年度の貸付計画は当初1652億6900万円でその後144億6700万円を追加し1797億3600万円と改訂したが、これに対し貸付実行額は1781億0227万余円となっている。これを貸付種類別にみると、普通貸付1614億6074万余円、恩給担保貸付165億1345万余円、引揚者国庫債券担保貸付1億0915万余円等である。

貸付実行額から回収額1559億2721万余円および滞貸償却額9439万余円を差し引いた年間純増加額は220億8066万余円であり、年度末貸付残高は133万余件1834億9264万余円となっている。

38年度の貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金595億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金85億円および回収金等1101億0227万余円を充当している。

38年度末において最終弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は20万余件28億1666万余円で、年度末貸付残高に対し件数において15.1％、金額において1.5％の割合となっており、前年度末に比べて6億1497万余円増加しているが、そのおもな原因は、引揚者国庫債券担保貸付の延滞額が前年度末に比べて7億4609万余円増加したことによるものである。なお、更生資金貸付についてみると元金延滞額は9万余件15億6957万余円で、その年度末貸付残高に対し件数において94.0％、金額において94.3％の割合となっている。

38年度においては、貸付金利息144億9121万余円等の利益151億1815万余円、借入金利息92億1830万余円、事務費32億7925万余円、滞貸償却引当金繰入14億4403万余円等の損失151億1815万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第5　住宅金融公庫

昭和38年度の貸付計画は、個人住宅および組合住宅5万3千余戸、賃貸住宅9千余戸、分譲住宅1万余戸、増築30万7千余坪（6万8千余戸分）、産業労働者住宅1万3千余戸、中高層耐火建築物住宅部分5千余戸、同非住宅部分8万余坪、宅地造成289万9千余坪等金額にして820億7199万余円で、これに対し貸付契約は個人住宅および組合住宅5万1千余戸、賃貸住宅8千余戸、分譲住宅1万4千余戸、増築8万2千余坪（1万8千余戸分）、産業労働者住宅1万1千余戸、中高層耐火建築物住宅部分1万3千余戸、同非住宅部分10万1千余坪、宅地造成243万1千余坪等金額にして725億0229万余円となっている。

38年度における貸付実行額は、前年度までの貸付契約分を含め個人住宅および組合住宅249億5417万余円、賃貸住宅63億8051万余円、分譲住宅100億9471万余円、増築24億9128万余円、改修3億2767万円、産業労働者住宅43億2568万円、中高層耐火建築物150億2696万余円、災害復興住宅4億5910万円、宅地造成59億1731万余円計699億7742万余円で、これから回収額242億7803万余円および滞貸償却額296万余円を差し引いた年間純増加額は456億9642万余円であり、年度末貸付残高は3273億1318万余円となっている。

38年度の貸付金の原資については、政府出資金95億円、資金運用部資金の借入金450億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金50億円、38年度から新たに発行した宅地債券による収入金7億9870万余円および回収金等96億7872万余円を充当している。

38年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は9327万余円（うち1年以上延滞のもの5643万余円）で、前年度末に比べて1137万余円（1年以上延滞のもの467万余円）減少している。

住宅融資保険業務では、38年度において金融機関との間に保険関係が成立する保険金額45億6000万円を予定したが、保険関係が成立した保険金額は12億6603万余円である。

38年度においては、貸付業務では、貸付金利息171億9750万余円等の利益178億2745万余円、借入金利息138億3142万余円、業務委託費25億3925万余円、事務費10億5575万余円、滞貸償却引当金繰入3億5017万余円等の損失178億2745万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。また、住宅融資保険業務では、住宅融資保険料収入3186万余円等の利益7228万余円、支払保険金373万余円、事務費2231万余円等の損失4376万余円で、差引き利益金2852万余円を生じ、これを積立金として積み立てた。

第6　農林漁業金融公庫

昭和38年度の貸付計画は、農林漁業経営構造改善253億円、農業構造改善および土地改良250億2000万円、林業64億6000万円、漁業86億4000万円、農林漁業者の共同利用、新規用途事業、乳業各施設51億4000万円、自作農維持112億円等計870億円で、これに対し貸付決定額は農林漁業経営構造改善233億6435万余円、農業構造改善および土地改良257億4396万余円、林業62億6761万余円、漁業86億4166万余円、農林漁業者の共同利用、新規用途事業、乳業各施設50億1102万余円、自作農維持109億4319万余円等計825億8382万余円となっている。

しかして、上記の農林漁業経営構造改善は、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭和38年法律第39号)の規定に基づき38年度から新設されたもので、そのおもなものは農地等取得、未墾地取得、果樹の植栽または育成による果樹園経営改善、果樹の植栽、家畜の購入等の事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施する農業構造改善事業推進、森林の取得または育林による林業経営改善である。

38年度における貸付実行額は、前年度貸付決定分を含め農林漁業経営構造改善171億8406万余円、農業構造改善および土地改良244億2421万余円、林業77億6326万余円、漁業98億0248万余円、農林漁業者の共同利用、新規用途事業、乳業各施設44億8650万余円、自作農維持99億2173万余円等計766億0919万余円で、これから回収額271億5905万余円および滞貸償却額2億0222万余円を差し引いた年間純増加額は492億4791万余円であり、年度末貸付残高は3277億8241万余円となっている。

38年度の貸付金の原資については、政府出資金220億円、資金運用部資金の借入金317億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金28億円および回収金等184億7454万余円を充当している。

38年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は29億3101万余円(う

ち1年以上延滞のもの27億4121万余円)で、前年度末に比べて1978万余円（1年以上延滞のもの5205万余円)減少している。

38年度においては、貸付金利息153億4248万余円等の利益173億1461万余円、借入金利息116億6306万余円、業務委託費34億8710万余円、事務費8億3735万余円、滞貸償却引当金繰入8億6979万余円等の損失173億1461万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

非補助小団地等土地改良事業助成基金の勘定では、基金預託利息4億7699万余円に対し利子補給額は5億3069万余円で、5369万余円の不足を生じたので基金積立金を取りくずして補てんし、年度末現在の基金総額は74億3653万余円となった。

第7　中小企業金融公庫

昭和38年度の事業計画は当初、出資6億円、貸付1135億円で、その後貸付は155億円を追加し1290億円と改訂したが、これに対し実績は出資6億円(東京、名古屋、大阪各中小企業投資育成株式会社に対するもの)、貸付1320億6843万円となっている。貸付実行額を貸付方式別にみると直接貸付460億2140万円(34.8％)、代理貸付860億4703万円(65.2％)となっており、また、これを資金使途別にみると設備資金1132億1949万余円(85.7％)、運転資金188億4893万余円(14.3％)となっている。

貸付実行額から回収額970億9681万余円および滞貸償却額3136万余円を差し引いた年間純増加額は349億4024万余円であり、年度末貸付残高は2483億9488万余円となっている。

38年度の出資金および貸付金の原資については、政府出資金6億円、資金運用部資金の借入金667億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金85億円および回収金等568億6843万円を充当している。

38年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は27億3818万余円(うち1年以上延滞のもの20億9988万余円)で、前年度末に比べて5億4388万余円（1年以上延滞のもの3億7086万余円)増加している。このうち直接貸付についてみると、元金延滞額は16億8852万余円(うち1年以上延滞のもの13億4487万余円)で、前年度末に比べて5億1190万余円(1年以上延滞のもの3億6362万余円)増加している。

38年度においては、貸付金利息197億8573万余円等の利益206億6636万余円、借入金利息120億3497万余円、業務委託費41億2935万余円、事務費15億0251万余円、滞貸償却引当金繰入22億4972万余円等の損失206億6636万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第8　北海道東北開発公庫

昭和38年度の事業計画は出資3億円、貸付252億円計255億円で、これに対し実績は出資6000万円、貸付254億4000万円計255億円となっている。出資および貸付実行額を地方別にみると、北海道127億5000万円(紙およびパルプ工業20億7900万円、海上運送業13億2200万円、窯業土石製品製造業13億2200万円等)、東北地方127億5000万円(化学工業25億9800万円、金属鉱物の採掘および製錬業17億6500万円、窯業土石製品製造業13億7700万円、ガス化学工業10億1000万円等)計255億円で、これから回収額121億3825万余円および滞貸償却額8320万余円を差し引いた年間純増加額は132億7853万余円であり、年度末残高は911億5249万余円(うち出資8億2700万円)となっている。

38年度の出資金および貸付金の原資については、政府出資金10億円、債券発行による収入金174億5625万円および回収金等70億4375万円を充当している。

38年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は6億1057万余円(うち1年以上延滞のもの4億0731万余円)で、前年度末に比べて2億7720万余円(1年以上延滞のもの2億4835万余円)増加している。

38年度においては、貸付金利息71億2454万余円等の利益81億2773万余円、借入金利息14億8938万余円、債券利息46億8112万余円、事務費3億5453万余円、滞貸償却引当金繰入4億7976万余円等の損失75億6477万余円で、差引き利益金5億6296万余円を生じ、これを全額国庫に納付した。

第9　公営企業金融公庫

昭和38年度の貸付計画は330億円で、これに対し貸付実行額は水道事業98億8120万円、地域開発のためにする臨海工業用地等の造成事業57億2100万円、電気事業54億8900万円、工業用水道事業48億3500万円、公共下水道事業19億5600万円、港湾整備事業11億6750万円等計318億0620万円で、これから回収額50億4196万余円を差し引いた年間純増加額は267億6423万余円であり、年度末貸付残高は1039億1854万余円となっている。

このほか、38年度中に一時借入金の資金を貸し付けたものが73億8600万円あり、年度末までに全額回収している。

農林漁業金融公庫の委託を受けて、同年度中に公有林造林資金を貸し付けたものが21億8005万円あり、年度末貸付残高は42億4017万余円となっている。

38年度の貸付金の原資については、債券発行による収入金299億0500万円および回収金等19億0120万円を充当している。

38年度においては、貸付金利息64億1178万余円等の利益74億6719万余円、債券利息70億1093万余円、事務費1億0232万余円等の損失74億6719万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第10　中小企業信用保険公庫

昭和38年度における保険事業については、信用保証協会との間に保険関係が成立する保険価額4600億円を予定したが、保険関係が成立した保険価額は3737億8832万余円となっている。公庫が同年度中に受け付けた保険価額の増加額は3671億0919万余円、減少額は3032億7482万余円で差引き年間純増加額は638億3436万余円であり、年度末保険価額残高は3468億2222万余円となっている。また、38年度における融資事業については、信用保証協会に対する貸付額105億円を予定したが、これに対する貸付実行額は90億6200万円となっており、これから回収額60億8200万円を差し引いた年間純増加額は29億8000万円で、年度末貸付残高は142億6800万円となっている。

38年度の貸付金の原資については、政府出資金30億円および貸付回収金60億8200万円を充当している。

38年度においては、保険料13億6305万余円、支払保険金にかかる回収金12億3702万余円、貸付金利息3億9449万余円、基金収入7億5198万余円、支払備金れい入5億9681万余円、責任準備金れい入3億5759万余円等の利益47億0674万余円、保険金25億1221万余円、事務費2億8746万余円、支払備金繰入6億1279万余円、責任準備金繰入12億1039万余円等の損失46億4017万余円で、差引き利益金6656万余円を生じたが、中小企業信用保険公庫法(昭和33年法律第93号)の規定に基づき前年度末までに資本金が7771万余円減額されているので、同法の規定に基づき利益金を全額資本金に組み入れた。

第11　医療金融公庫

昭和38年度の貸付計画は120億円で、これに対し貸付実行額は2,864件120億0325万円となっている。貸付実行額を資金使途別にみると新築資金558件37億8177万円、増改築資金675件64億3528万円、機械購入資金1,114件15億4697万円および長期運転資金517件2億3923万円となっており、また、これを施設別にみると病院901件95億9855万円、一般診療所1,624件20億9550万円、歯科診療所324件2億9533万円および共同利用施設等15件1387万円となっている。

貸付実行額から回収額19億9255万余円を差し引いた年間純増加額は100億1069万余円であり、年度末貸付残高は279億4274万余円となっている。

38年度の貸付金の原資については、政府出資金26億円、資金運用部資金の借入金72億円および回収金等12億0655万円を充当している。

38年度においては、貸付金利息16億0726万余円等の利益16億7450万余円、借入金利息9億7994万余円、業務委託費3億5646万余円、事務費1億4604万余円、滞貸償却引当金繰入1億9023万余円等の損失16億7450万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので国庫納付金はなかった。

第12　日本開発銀行

昭和38年度の貸付計画は電力240億円、海運272億円、地域開発225億円、石炭110億円、その他355億円計1202億円で、これに対し年度中の貸付承諾額は電力240億円、海運267億0515万円、地域開発225億3700万円、石炭106億5500万円、その他315億8200万円計1154億7915万円である。

38年度における貸付実行額は、前年度の計画分を含め電力251億1000万円、海運275億5750万円、地域開発241億6400万円、石炭106億5500万円、その他336億4900万円計1211億3550万円であり、ほかに上記計画に含まれない経済援助資金貸付2億5000万円、外貨貸付2105万余円があり、合計1214億0655万余円となっている。これから回収額553億1503万余円、滞貸償却額1億5168万余円を差し引いた年間純増加額は659億3983万余円であり、年度末貸付残高は8533億0552万余円（うち外貨貸付946億6495万余円）となっている。

38年度の貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金698億円、産業投資特別会計からの借入金118億円、経済援助資金特別会計からの借入金2億7400万円、国際復興開発銀行借入金2105万余円および回収金等395億1150万余円を充当している。

38年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は40億8915万余円（うち1年以上延滞のもの38億9166万円）で前年度末に比べて6億5529万余円（1年以上延滞のもの3億0750万余円）減少している。なお、そのうち復金承継債権の元金延滞額は10億6467万余円である。

このほか、海運貸付で元金の分割弁済期限の到来したものの償還を猶予している額は434億6034万余円で、前年度末に比べて15億1436万余円増加している。

38年度において外貨債務を保証した額は144億1561万余円、減少した保証額は83億8653万余円で、年度末保証残高は915億0740万余円となっている。

38年度においては、貸付金利息530億2525万余円等の利益536億5613万余円、借入金利息294億1537万余円、外貨債券利息13億2335万余円、事務費15億2871万余円、貸倒準備金繰入21億6079万余円等の損失347億9871万余円で、差引き利益金188億5741万余円を生じ、このうち59億7313万余円を法定準備金として積み立て、残額128億8427万余円を国庫に納付した。

第13　日本輸出入銀行

昭和38年度の貸付承諾額は1912億9852万円で前年度に比べて870億2057万円増加しているが、これは船舶、機械等の輸出が急増したことによるものである。また、技術提供資金についてはじめて3億0240万円の貸付承諾をしている。

38年度の貸付実行の計画は当初、前年度までの承諾分を含め1300億円であったが、資金需要の増加に伴い150億円追加し1450億円と改訂した。これに対し貸付実行額は輸出資金1395億9406万余円(船舶783億7560万円、車両103億7408万余円、繊維機械89億6666万余円、電気機械63億8027万余円、鉄鋼製品39億5085万円等)、技術提供資金5840万円、輸入資金(金属鉱物)9億4360万円、海外投資資金49億4610万円、海外事業資金28億5750万円計1483億9966万余円で、これから回収額667億5834万余円を差し引いた年間純増加額は816億4132万余円であり、年度末貸付残高は3426億4155万余円となっている。

38年度の貸付金の原資については、政府出資金260億円、資金運用部資金の借入金630億円および回収金等593億9966万余円を充当している。

38年度において債務を保証した額は5030万余円、減少した保証額は5億2551万余円で、年度末保証残高は75億9493万余円となっている。

38年度においては、貸付金利息129億1695万余円等の利益154億7968万余円、借入金利息136億3569万余円、事務費5億8859万余円、貸倒準備金繰入3億7844万余円等の損失154億7968万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったので法定準備金の積立てはなかった。

第14　日本住宅公団

日本住宅公団の昭和38事業年度末資本金は665億8141万余円(うち政府出資は現物出資68億8109万余円を含め645億8109万余円)で、前事業年度末に比べて98億2495万余円増加している。

38事業年度に実施した事業のうち、住宅建設では、計画戸数3万4千戸(賃貸住宅2万3千戸、分譲住宅1万1千戸)に対し34,363戸(賃貸住宅23,044戸、分譲住宅11,319戸)の請負契約を締結し、住宅建設費の債務負担済額は予算現額420億8816万余円に対し407億7480万余円で、前事業年度に比べて26億5802万余円増加し、支出決定済額は376億8250万余円である。しかして、上記発注戸数に対し前事業年度までに発注済みの分を含め年度内に完成したのは30,445戸(賃貸住宅21,053戸、分譲住宅9,392戸)である。また、同事業年度発注分の賃貸住宅1戸当り平均坪数は計画規模16坪に対し14.26坪となっている。

宅地造成では、買収計画坪数371万余坪(住宅用地276万坪、工業用地95万余坪)に対し374万余坪(住宅用地264万余坪、工業用地110万余坪)の契約を締結するなどし、宅地造成費の債務負担済額は予算現額201億4499万余円に対し172億5744万余円で、前事業年度に比べて126億3303万余円増加し、支出決定済額は150億1485万余円である。しかして、38事業年度中に譲渡した宅地の面積は計画坪数79万余坪(住宅用地34万余坪、工業用地45万余坪)に対し69万余坪(住宅用地24万余坪、工業用地44万余坪)となっている。

38事業年度の所要資金1076億8920万余円については、政府出資金80億円、資金運用部資金の借入金252億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金50億円、生命保険会社からの借入金310億円、家賃、分譲住宅等収入217億1286万余円、宅地譲渡等収入51億5733万余円、38年度から新たに発行した宅地債券による収入金9億4919万

余円等を充当している。

38事業年度の損益は、住宅管理部門では家賃、分譲住宅収入等収益255億4289万余円、その管理費および原価等費用224億3482万余円、宅地管理部門では分譲宅地収入等収益66億2367万余円、その原価等費用65億4187万余円、特別住宅管理部門では家賃、政府交付金等収益1億3558万余円、その管理費等費用1億3886万余円で31億8659万余円の粗利益を生じ、これを減価償却引当金等諸引当金に繰り入れたため収益、費用とも同額の323億2759万余円となっており、前事業年度に比べてそれぞれ60億7767万余円増加している。

事業の執行にあたり、東京支所で、38年12月、39事業年度から賃貸住宅を建設するための用地として府中市所在の農地等5万4千余坪を10億1492万余円で買収するに際し、事前に関係機関との間に適切な連絡調整を行なうことなく取急ぎ売買契約を締結したため、農地転用の許可ばかりでなく、空地地区の指定変更も得られず当該土地を使用することができない現況となっているものがあるので、今後住宅建設用地の買収にあたっては関係機関との連絡調整について十分留意の要があると認められる。

第15　愛知用水公団

昭和38事業年度においては、豊川事業区域にかかる事業において、前事業年度に引き続き幹線水路工事18億1665万余円、支線水路工事10億1527万余円、開墾工事5億3840万余円、えん堤工事4億6096万余円を施行したほか、新たに、補助ため池工事7908万余円を施行し、機械定期整備費1億2043万余円、一般管理費4億1834万余円等を合わせ47億2233万余円を使用して総事業費335億5200万円の14％を実施し、39年3月末における事業進ちょく状況は総事業計画の39％となっている。

また、木曽川事業区域にかかる事業においては、愛知、岐阜両県、水道事業者、電気事業者の負担金等および受益農家に対する賦課金等22億4350万余円を徴収決定し、14億2027万余円（うち既往事業年度分4030万余円）を収納し、資金運用部資金の借入金等に対する元利返済金26億0852万余円を支払ったほか、管理業務等に必要な経費として1億7056万余円を使用している。

38事業年度の所要資金78億6789万余円については、資金運用部資金の借入金20億0100万円、豊川事業区域にかかる事業に対する国庫補助金26億2512万余円、木曽川事業区域にかかる事業に対する国庫補助金30億1751万余円等を充当している。

38事業年度の損益は、建設負担金収入20億4087万余円、受取利息5億6187万余円、豊川用水部門繰延勘定への繰入5億6124万余円等の収益35億9414万余円、支払利息22億3311万余円、減価償却引当損8億3164万余円、一般管理費4億8382万余円等の費用35億9031万余円で、差引き当期純益金は383万余円となっている。

受益農家に対する賦課金等は、38事業年度分として8億8391万余円を徴収決定したが、うち収納したのは2037万余円にすぎず、同事業年度末におけるその未収金総額は前事業年度徴収決定分8億5049万余円を合わせ17億1403万余円となっている。

第16　日本道路公団

日本道路公団の昭和38事業年度末資本金は345億3904万余円(全額政府出資)で、前事業年度末に比べて95億円増加している。

38事業年度に実施した道路等の建設は、前事業年度からの継続事業として名神高速道路ほか2高速道路および第3京浜道路ほか18道路2駐車場、新規事業として小田原厚木道路ほか3道路1駐車場を建設する計画に対し、継続事業は3高速道路19道路2駐車場、新規事業は3道路1駐車場の建設を行ない、建設費の決算額は予算現額656億0181万余円に対し522億2779万余円で、前事業年度の決算額に比べて88億6388万余円増加している。建設費のうち、高速道路関係建設費は予算現額493億4627万余円に対し決算額390億4132万余円で、一般有料道路等の建設費は予算現額162億5554万余円に対し決算額131億8646万余円であり、建設費予算の残額は133億7402万余円となっている。このように予算残額を生じたのは、名神高速道路および東名高速道路で用地買収がはかどらなかったことなどによるものである。

38事業年度の所要資金757億3832万余円については、政府出資金95億円、債券発行による収入金438億9000万円、国際復興開発銀行借入金76億1660万余円、業務収入83億5568万余円等を充当している。

38事業年度の損益は、料金収入等の収益86億3032万余円、管理業務費11億6564万余円、諸引当損33億4059万余円、支払利息47億9531万余円等の費用101億4298万余円、差引き当期損失15億1265万余円で、前事業年度に比べて収益で36億3589万余円、費用で47億2044万余円増加し、10億8455万余円の損失増加となっている。

38事業年度においては、名神高速道路の一部(尼崎、栗東間延長71キロメートル)が営業を開始し、料金収入等の収益14億0455万余円をあげたが、管理業務費2億4882万余円、支払利息19億8524万余円等の費用24億9322万余円を要したため差引き10億

8867万余円の損失を生じている。一般有料道路等について38事業年度末現在営業中のものは57道路4駐車場1附帯事業施設(うち38事業年度中に新たに営業を開始したもの6道路1駐車場1附帯事業施設)であるが、その損益を道路、駐車場および附帯事業施設の各別にみると、道路では横浜新道ほか30箇所で減価償却前利益22億4398万余円をあげ、若戸大橋ほか25箇所で損失5億1559万余円を生じ、駐車場では日比谷、蔵王両自動車駐車場で利益3109万余円をあげ、長堀、熱川両自動車駐車場で損失9241万余円を生じ、また、附帯事業施設(大津サービスエリア)では利益2334万余円をあげている。

38事業年度営業中の道路のうち、鳥飼大橋は供用開始後の料金徴収総額が当該道路の建設等に要した費用の合算額に達したので、39年3月大阪府に引き継いだ。

なお、高速自動車国道のコンクリート工事について、コンクリートの配合設計に経済性の配慮が足りなかったり、打設費の算定が実情にそわなかつたりしているものがあると認められたので、第4節(2)記載のとおり39年11月改善の意見を表示した。

第17　首都高速道路公団

首都高速道路公団の昭和38事業年度末資本金は100億円(うち政府出資50億円)で、前事業年度末に比べて30億円増加している。

38事業年度に実施した道路等の建設は、前事業年度からの継続事業として都道首都高速道路(以下「高速道路」という。)1号線ほか7路線、3駐車場、6関連街路(高速道路建設工事施行上密接な関連を有する都市計画街路で東京都の委託によるもの。以下同じ。)、新規事業として高速道路1路線、1駐車場を建設する計画に対し、継続事業および新規事業とも計画箇所の建設を行ない、業務費の決算額は予算現額453億9234万余円に対し422億0793万余円で、前事業年度の決算額に比べて47億6172万余円増加している。業務費のうち、高速道路関係建設費は予算現額271億6392万余円に対し決算額243億6960万余円、駐車場関係建設費は予算現額12億3573万余円に対し決算額8億6703万余円、関連街路関係建設費等は予算現額169億9267万余円に対し決算額169億7128万余円であり、業務費予算の残額は31億8440万余円となっている。

しかして、首都圏の道路網整備の一環として策定された高速道路建設計画10路線総延長69キロメートルのうち、オリンピック関連工事として重点的に施行した高速道路は1号線、4号線を主体とする延長31キロメートルで、事業費720億7489万円に対し38事業年度末までの実施済額は575億8463万余円(うち当事業年度実施額は235億2012万余円)となっており、39年10月までにその大部分の工事を完成している。

38事業年度の所要資金507億4503万余円については、政府出資金15億円、東京都出資金15億円、東京都交付金61億3200万円、債券発行による収入金259億3500万円、受託業務収入127億4899万余円等を充当している。

38事業年度の損益は、収益において業務収入8億9928万余円、業務外収入9902万余円計9億9830万余円、費用において管理業務費3億0944万余円、支払利息8億4657万余円等計12億0899万余円、差引き当期損失2億1068万余円で、前事業年度に比べて7780万余円の損失増加となっている。

38事業年度末現在営業中のものは、高速道路では1号線の本町、鈴ヶ森間等12キロメートル、駐車場では汐留ほか2駐車場である。

なお、工事用材料の支給等について、必要量をこえて支給し、しかも残材の返還処置等を怠っていたり、支給扱いとした方が有利な材料を請負人持ちとしたため割高となっていたりして不経済な結果となっていると認められるものなどがあったので、第4節(3)記載のとおり39年11月改善の意見を表示した。

不当事項

工事

(614)　建築工事の施行にあたり処置当を得ないもの

首都高速道路公団で、昭和37年11月、指名競争契約により株式会社奥村組に白魚橋自動車駐車場並びに桜橋一次変電所第1回建築工事を127,000,000円で請け負わせ、その後38年7月16,809,000円、39年1月4,021,000円をそれぞれ設計変更により増額し計147,830,000円で施行しているが、機械損料等の積算が適切を欠いたなどのため工事費が約690万円高価となっていると認められるほか、設計変更にあたり契約金額増減の基礎となる工事量の算定が事実と相違したなどのため工事費7,541,567円が過大に支払われた結果となっており、また、工事材料のうち生コンクリートを請負人に支給しているが、株式会社大和商会に支払った生コンクリート購入費43,749,137円のうち1,498,980円が過払いとなっていて、結局、本件工事において総額約1590万円が当を得ないものと認められる。

本件工事は、前記駐車場および変電所の新築工事のうち躯体工事を施行するもので